

令和 4 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 3月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 68 |

令和 5 年 3 月 1 4 日 (火曜日)

文教福祉委員会会議録

令和5年3月14日 火曜日

午前10時00分開議

午後 6時19分開議（実時間386分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分）
1. 議案第2号・令和4年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第6号・令和4年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号
1. 議案第8号・令和5年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第9号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計予算
1. 議案第10号・令和5年度八代市後期高齢者医療特別会計予算
1. 議案第11号・令和5年度八代市介護保険特別会計予算
1. 議案第15号・令和5年度八代市診療所特別会計予算
1. 議案第25号・財産の無償譲渡について
1. 議案第31号・八代市泉地域福祉センター条例の一部改正について
1. 議案第32号・八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について
1. 議案第33号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
1. 議案第34号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
1. 議案第35号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
1. 議案第36号・八代市子ども・子育て会議

設置条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1. 議案第37号・八代市国民健康保険条例の一部改正について
1. 議案第38号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
1. 請願第1号・物価高騰に見合う年金額引き上げを求める意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査
 - （八代圏域障がい者基幹相談支援センターの設置について）
 - （八代市学校給食施設基本計画について）
 - （学校プールのモデル事業実施について）
 - （八代市立博物館未来の森ミュージアム大規模改修工事について）

○本日の会議に出席した者

委員長	中村和美君
副委員長	金子昌平君
委員	大倉裕一君
委員	友枝和也君
委員	中山諭扶哉君
委員	橋本幸一君
委員	橋本徳一郎君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長	中勇二君
教育部次長	松川由美君
学校教育課長	田北佳一郎君
理事兼教育政策課長	田中智樹君

教育政策課長補佐 兼学校管理係長	松 本 豊 君
教育施設課長	稲 本 健 一 君
教育サポートセンター所長	櫻 井 幸 枝 君
理事兼 博物館未来の森ミュージアム副館長	松 村 哲 治 君
市長公室	
人事課主幹兼給与係長	坂 部 功 泰 君
健康福祉部長 (福祉事務所長兼務)	丸 山 智 子 君
健康福祉部次長 (福祉事務所次長兼務)	福 本 桂 三 君
健康福祉部次長 (福祉事務所次長兼務)	白 川 健 次 君
こども未来課長	辻 田 美 樹 君
理事兼国保ねんきん課長	西 田 裕 一 君
国保ねんきん課長補佐	藤 澤 智 博 君
国保ねんきん課 主幹兼後期高齢者医療係長	北 田 剛 君
国保ねんきん課 医療給付係長	山 田 卓 君
理事兼健康福祉政策課長	梅 野 展 文 君
高齢者支援課長 (成年後見支援センター所長兼務)	石 本 淳 君
高齢者支援課 審議員兼課長補佐	大 間 照 樹 君
高齢者支援課長補佐 兼高齢者福祉係長	窪 田 智 昭 君
理事兼生活援護課長	鶴 田 洋 明 君
健康推進課長 (子育て世代包括支援センター所長兼務)	森 田 克 彦 君
介護保険課長	中 村 光 宏 君
障がい者支援課長 (障がい者虐待防止センター所長兼務)	吉 田 浩 君

○記録担当書記 松 崎 広 平 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(中村和美君) それでは、定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付

してあります付託表のとおりであります。なお、令和2年7月豪雨に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おきます。

○議案第1号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第13号(関係分)

○委員長(中村和美君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第1号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長(中 勇二君) 皆さん、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)教育部長の中でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、議案第1号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当部関係分につきまして、次長の松川から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育部次長(松川由美君) 教育部の松川です。おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、令和4年度3月補正予算、第13号について御説明させていただきます。

申し訳ございませんが、着座にて説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○教育部次長(松川由美君) それでは、予算書3ページを御覧ください。

歳出の第9款・教育費では、5024万7000円を追加し、補正後の額を48億3031万9000円といたしております。

なお、補正額中、教育部が所管いたします金額は4725万円でございます、補正額との

差額299万7000円は、経済文化交流部所管分でございます。

それでは、歳出の具体的内容について御説明いたします。21ページを御覧ください。

款9・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費でございます。職員給与経費——退職手当といたしまして4164万円を計上しております。これは、今年度、教育委員会で退職する職員の退職手当につきまして、当初予算で総務費に計上しておりました。それを教育費に計上し直した事等による増加分について補正するものでございます。

次に、項2・小学校費、目1・学校管理費で、小学校通学関係事業といたしまして368万5000円、それとまた、その下、項4・特別支援学校費、目1・学校管理費で、特別支援学校通学関係事業として192万5000円を計上しております。これは、昨年9月、静岡県の方でこども園の園児さんが送迎バス内に置き去りとなり亡くなるという事故が発生いたしました。これを受けまして、国においてこどものバス送迎安全徹底プランが取りまとめられ、令和5年4月から、幼稚園、保育所等、特別支援学校等に対して、点呼等による幼児等の所在確認及び送迎用バスへの安全装置の装備の2点について義務づけされることとなりました。小中学校は安全装置の装備の義務づけの対象となっておりますが、児童生徒の安全を考え、本市では、配置している全てのスクールバスに装置を設置することといたしました。現在、本市が所有しますバスの台数は、小学校で14台、特別支援学校で7台の計21台となっております。各車に装置、タイプとしましては、バス後方にボタンを設置する見回り確認ボタン式のものを設置することとし、それに要する経費につきまして、小学校費及び特別支援学校費の項ごとに補正するものでございます。

なお、文部科学省の補助金交付要綱確定が1

月末だったことから、本3月定例会での補正となったものでございます。

特定財源といたしまして、県の学校安全特別対策事業費補助金を小学校費で123万2000円、特別支援学校費で122万5000円を予定しております。

また、装置設置完了までには期間を要することから、2事業ともに繰越しを予定しております。

以上が、教育部が所管いたします3月補正予算の事業内容でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 職員給与の退職手当の件なんですけど、当初総務費に計上してあったという御説明でしたけれども、なぜ総務費に計上してあったんでしょうか。

○人事課主幹兼給与係長（坂部功泰君） 人事課の坂部と申します。

委員御質問の退職手当の計上についてでございますが、人事課の方で積算をしておりました、本来、教育費で計上すべきであった幼稚園教諭の退職手当分を、計上を誤って総務費の方で積算をしていたというものでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 結構です。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（友枝和也君） バスの後方のあれ、小学校が14台、特別支援学校が7台、大体どのくらい入っとかな。全部入っとるんですか。それとも、まだ全部は入ってないですか。何台くらい入ってると思いますか。

○教育部次長（松川由美君） ただいまお尋ねありました、小学校に14台と特別支援学校7台ですね、予算を議会のほうでお認めいただいてから設置する予定としておりますので、議決

後設置すると、こういう予定です。

今から お認めいただきましたら事務処理をしていきますので、来年度までかかる可能性がございますので、先ほども申し上げましたけれども、繰越しを一応すると、予定をしております。

以上です。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（友枝和也君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（橋本徳一郎君） そのバスの安全装置ですね、後方でボタンを確認して押してっていうことになるんでしょうけど、実際の運用でやはり細かくそれより見ていった上でっていうことになるので、ボタンを押すこと自体が目的になってしまうと、目的が逆に達成できないかなというのがあります。その辺の運用の点をお願いします。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で第9款・教育費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午前10時09分 小会）

（午前10時10分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（丸山智子君） 改めまして、おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部長の丸山です。本日はお世話になりま

す。よろしくお願いいたします。

では、議案第1号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第13号の中、第3款・民生費及び第4款・衛生費につきまして、福本健康福祉部次長が御説明申し上げます。また、その後の八代市国民健康保険特別会計及び八代市診療所特別会計の両補正予算に関しましては、それぞれの所管課長が御説明申し上げますので、引き続きまして御審議よろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（福本桂三君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の福本です。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（福本桂三君） それでは、健康福祉部所管分の補正予算について御説明します。

議案第1号・令和4年度八代市一般会計補正予算書・第13号を御覧ください。

3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出です。款3・民生費、項2・児童福祉費に7407万9000円を追加し、補正後の予算額を100億5061万円としております。民生費の総額は、1つ上になりますが、269億140万円としております。

また、款4・衛生費、項1・保健衛生費に244万円を追加し、補正後の予算額を24億1344万1000円としております。

なお、補正額のうち、健康福祉部が所管します額は81万6000円の増額補正となります。

続きまして、17ページをお願いします。

歳出の主な内容を御説明します。

上段の表、款3・民生費、項2・児童福祉費、目4・子育て世帯臨時特別給付金給付事業費です。

まず、熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に5257万9000円を計上しています。

また、八代市低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に2150万円を計上しています。

低所得の子育て世帯においては、長期化する物価高騰の影響による出費の増加が家計に重くのしかかっています。こうした世帯を支援し、児童世帯の生活環境改善を図るため、県による独自の生活支援特別給付金を給付するとともに、本市においても独自に給付金を上乘せし、給付するものです。

給付対象者は、18歳以下の児童を養育する児童扶養手当支給世帯などの低所得のひとり親世帯、また、ひとり親世帯以外で令和4年度分の住民税均等割非課税の子育て世代等となります。

支給額としましては、県の支援制度として1世帯当たり2万円、第2子以降の児童に対して児童1人当たり5000円の給付を、さらに、本市の支援制度として1世帯当たり1万円を上乘せして給付します。

給付対象者としましては、ひとり親世帯1400世帯、ひとり親世帯以外の世帯750世帯、第2子以降分の児童数1550名を見込んでおります。

給付総額は、県の給付額5075万円と市の上乗せ分の給付額2150万円を合わせ、7225万円となります。

また、給付に係る郵便料やシステム改修等の委託料など事務費182万9000円を計上しており、6月に給付を予定していますことから、事業費の全額を翌年度へ繰越明許費として計上しております。

なお、特定財源として、事業費の全額について国庫支出金と県支出金を予定しています。

次に、下段の表、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費です。特別会計

繰出金事業、診療所として81万6000円を増額しております。これは、令和3年度へき地診療所運営費補助金の交付確定に伴い、県補助金が超過交付となり、県への返還が生じたことから、その返還金の不足額について診療所特別会計への繰出金を計上するものです。

以上が、健康福祉部所管分の補正予算の説明となります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（金子昌平君） すみません、確認なんですけれども、熊本県と八代市の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金、これは全部、その他の世帯も含めて給付のやり方ちゅうのはプッシュ型給付になるんですかね。全て。

○こども未来課長（辻田美樹君） こども未来課、辻田です。よろしくお願いたします。

県と八代市の給付金につきましては、プッシュ型での支給を予定しております。全て。

以上になります。

○委員（金子昌平君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第1号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

(午前10時17分 小会)

(午前10時19分 本会)

◎議案第2号・令和4年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、議案第2号・令和4年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○理事兼国保ねんきん課長(西田裕一君) 国保ねんきん課、西田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○理事兼国保ねんきん課長(西田裕一君) 議案第2号・令和4年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号について御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6148万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ175億1886万9000円といたしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の下のほうの表、歳出でございますが、款6・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金で1148万2000円増額補正し、補正後の予算額を2663万3000円といたしております。

また、その下、款8・基金積立金、項1・基金積立金で3億5000万円を新たに補正し、補正後の予算額を3億5000万円としております。

歳出の補正額合計は3億6148万2000円でございます。

次に、上のほうの表、歳入につきましては、款6・繰越金、項1・繰越金で歳出と同額の3

億6148万2000円の増額を計上し、補正後の予算額を3億6148万3000円としております。

それでは、歳出の具体的内容について御説明いたします。5ページをお願いいたします。

中ほどにあります3、歳出の上の表、款6・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金の補正額1148万2000円は、令和2年度、令和3年度の新型コロナウイルス感染症などに伴う保険税などの減免に係る交付金等について、県から既に交付された金額が、精算により確定した金額を上回っておりましたので、その超過分を返還するものでございます。

次に、その下の表、款8・基金積立金、項1・基金積立金、目1・基金積立金の補正額3億5000万円は、財政調整基金として積み立てるものでございます。

なお、この基金積立てについては、昨年9月の本委員会での決算審査で、黒字分の使い方として基金を積み立てる方向での御意見もいただいております。また、市の諮問機関であります八代市国民健康保険運営協議会からも、国民健康保険財政の基盤強化及び安定運営のために、基金の積立てを検討するよう要望しますとの答申をいただいております。これらのことを踏まえ、検討した結果、将来の医療費の急増や災害時の緊急対応に備え、基金積立てが必要と判断し、計上したものでございます。

次に、上段の表を御覧ください。

2、歳入で款6・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金に歳出と同額の3億6148万2000円を財源として計上いたしております。

以上で議案第2号・令和4年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長(中村和美君) 以上の部分について

て、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第2号・令和4年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会にします。

(午前10時24分 小会)

(午前10時25分 本会)

◎議案第6号・令和4年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、議案第6号・令和4年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○理事兼健康福祉政策課長(梅野展文君) 皆様、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)健康福祉政策課の梅野でございます。よろしくお願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) どうぞ。

○理事兼健康福祉政策課長(梅野展文君) それでは、議案第6号・令和4年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号につきまして御説明いたします。

なお、今回の補正予算につきましては、過年度、令和3年度におけるへき地診療所運営費補助金の実績報告による交付額の確定に伴い、超過交付額の返還が必要となりましたことから、

その不足額を補正するものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7195万4000円といたしております。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をお願いいたします。

下の表、歳出で、款1・総務費、項1・総務管理費に81万6000円を追加し、補正後の予算額を7039万円としております。

また、上の表、歳入につきましては、款4・繰入金、項1・一般会計繰入金に、歳出と同額の81万6000円を追加し、補正後の予算額を2126万4000円といたしております。

その具体的内容につきまして、ページ飛びまして、5ページをお願いいたします。

下の表3、歳出で款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費に、補正額81万6000円の増額を計上いたしております。これは、主に令和2年度の泉町椎原診療所におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響等による患者数の減少に伴い、医薬品に余剰分が発生しましたことから、当該在庫を令和3年度に活用いたしました結果、医療費が減額となり、県からのへき地診療所運営費補助金に交付額の超過が生じたものでございます。

また、歳入につきましては、一般会計補正予算の衛生費の中にも繰入金として説明がございましたが、上の表2、歳入の款4・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で、歳出と同額の81万6000円の増額を計上いたしております。

以上で、議案第6号・令和4年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんね。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第6号・令和4年度八代市診療所特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午前10時28分 小会）

（午前10時30分 本会）

◎議案第8号・令和5年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第8号・令和5年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第9款・教育費について、執行部から説明願います。

○教育部長（中 勇二君） 教育部でございます。よろしく願いいたします。

それでは、令和5年度の当初予算の審査をお願いするに当たりまして、教育部所管の事業につきまして、私から総括させていただきます。

着席の上、御説明申し上げてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○教育部長（中 勇二君） まず、令和5年度の本市の当初予算編成の基本方針として、坂本町の復旧・復興及び新型コロナウイルス感染症

対策への対応を引き続き最優先課題として位置づけており、教育の分野でも、学校教育、社会教育、それぞれの事業において取組を進めてまいります。

次に、八代市重点戦略に、教育分野から位置づけられました3つの重点取組、1点目、ICT教育のさらなる推進、2点目、学校トイレ洋式化の推進、3点目、リカレント教育の推進、以上3点について重点的に取り組んでまいります。

これらを踏まえまして、本市教育の基本方針を示します第3期教育振興基本計画の6つの基本目標に沿って説明いたします。

基本目標1は、学校教育の充実関係でございますが、まず、学力充実の面では、今年度から実施しております八代市学力・学習状況調査を活用し、各学校における学力充実へ向けた取組の年間のPDCAサイクルの確立に向けて、さらに浸透を図ってまいります。

次に、いじめ・不登校対策として、学力調査に併せてi-checkと呼ばれる児童生徒の心のありようを測る調査を行い、学級全体や児童生徒一人一人の実態を適切に把握することで、いじめの根絶及び不登校の未然防止へ向けた対策の充実につなげてまいります。

また、本市でも不登校の児童生徒が年々増加傾向にあり、適応指導教室くま川教室へのニーズもさらに高まっていますが、この4月から名称を教育支援センターくま川教室に改めるとともに、保護者の相談窓口を開設するなど、学校や保護者等と連携を図り、児童生徒に寄り添いながら積極的に支援してまいります。

基本目標2は、教育環境の整備関係でございますが、まず、ICT教育日本一を目指し、学校情報化優良校の認定に取り組んでまいりましたが、計画より1年早く、本年2月3日に全ての小中学校が認定され、100%を達成いたしますとともに、本市としても学校情報化先進地

域の認定を受けることができました。今後も、ICT教育推進事業やICT授業サポート事業に取り組み、ハード面、ソフト面の整備とともにサポート面も充実させ、ICT教育のさらなる推進を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策としては、特別支援学校の児童生徒の登下校時における感染予防を図るため、スクールバスの増便や感染が再拡大した場合の備えとして、ICT機器を活用した教育活動の推進等に取り組んでまいります。

次に、施設整備の面では、重点戦略である学校トイレ洋式化の取組をさらに進め、令和5年度はトイレ改修設計を小学校7校、中学校2校及び校舎トイレの改修工事を中学校1校で予定しております。また、体育館や屋外トイレの洋式化工事を小学校10校、中学校5校で予定しており、令和7年度までに洋式化率80%を目指したいと考えております。

また、学校プールの今後の在り方について検討するため、小学校3校で他施設のプールを利用するモデル事業を行います。その検証結果を踏まえて、学校施設等整備保全計画の中に位置づけ、より安全で効率的な施設整備に取り組めます。

さらに、学校給食施設の整備につきましては、今年度策定しました学校給食施設基本計画に基づき、計画的に新たな給食センターの整備を進めてまいります。なお、新施設の用地確保のための費用等について、補正予算での計上を予定しております。

基本目標3は、学校・家庭・地域の連携関係でございますが、全ての小・中・特別支援学校において、幅広い地域住民の参画を得ながら、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、学校・家庭・地域の連携協力推進事業に取り組みます。この活動をコミュニティ・スクールと

一体的に推進することで、地域の力をより効果的に学校運営に生かしてまいります。

基本目標4は、生涯学習環境の充実関係でございますが、まず、重点戦略の1つとして、時代の変化に応じたスキルが学べるリカレント教育や誰一人取り残されないデジタル社会の実現へ向けた公民館講座等や継続的な学びの場の提供に取り組んでまいります。

また、公民館施設整備事業では、安全で快適に利用できる環境を確保するため、市公民館のホール及びホワイエのつり天井改修工事を行うなど、計画的に改修を進めてまいります。

次に、博物館では、魅力あふれる芸術作品や本市の歴史との出会いの場を提供するために、春、夏、秋、冬、4回の特別展覧会を開催いたします。また、博物館施設整備事業では、施設設備の長寿命化へ向けた改修が必要となっているため、開館後初となります大規模改修へ向けての実施設計に取り組みます。

次の基本目標5、歴史文化遺産の保存・活用関係につきましては、経済文化交流部で所管いたしますので、説明は省略させていただきます。

最後の基本目標6、災害からの復興推進、教訓の継承につきましては、スクールバスによる通学支援等に取り組むほか、マイタイムラインの作成等、防災教育の推進などに取り組んでまいります。

以上のような事業を重点事業として予算編成を行いました結果、教育部所管の当初予算額では37億2042万5000円で、前年度に対して5318万6000円の増額、率にして約1.5%のプラスとなっております。

以上、令和5年度教育部所管事業についての総括とさせていただきます。

それでは、議案第8号・令和5年度八代市一般会計予算中、当委員会に付託されました教育部所管の予算の概要につきまして、次長の松川

から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○教育部次長（松川由美君） それでは、議案第8号・令和5年度八代市一般会計予算の教育部所管分について御説明させていただきます。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○教育部次長（松川由美君） それでは、一般会計予算書の6ページを御覧ください。

まず、第1表、歳入歳出予算の歳出第9款・教育費について説明いたします。

経済文化交流部所管分も含めまして、教育費総額として43億6114万5000円を計上しており、一般会計予算全体に占める割合は7.0%となっております。

項別の内訳としては、項1・教育総務費に、前年度比5011万2000円増額の6億6636万9000円、項2・小学校費に973万1000円増額の7億9778万円、項3・中学校費に9344万9000円減額の6億6213万円、項4・特別支援学校費に5380万2000円増額の1億3099万5000円、項5・幼稚園費に275万3000円減額の2億471万3000円、項6・学校給食費に3094万1000円減額の6億4253万9000円、項7・社会教育費に2432万4000円増額の9億4077万3000円をそれぞれ計上しています。

なお、社会教育費のうち教育部所管分は668万4000円増の6億1589万9000円となっており、差額の3億2487万4000円は、経済文化交流部の所管分となっております。

次に、13ページをお願いします。

事項別明細書になります。

歳出の款9・教育費は43億6114万5000円で、前年度と比較しまして668万7000円の増、0.2%のプラスとなっていま

す。そのうち教育部所管分は37億2042万5000円で、前年度比5318万6000円の増、1.5%のプラスとなっております。

増額となりました主な理由ですが、事業別で申し上げますと、まず、増額分として小・中・支援学校・幼稚園の管理運営事業で、電気料値上げ等により7411万6000円の増、特別支援学校施設整備事業で、陶芸教室棟改築工事等により5016万4000円の増、公民館施設整備事業で、公民館のつり天井改修工事等により6162万2000円の増、博物館施設整備事業で、大規模改修工事実施設計委託等により2303万2000円の増などがござい

ます。これに対しまして、減額分の事業といたしまして、小中学校・幼稚園施設整備事業で予定していた工事を12月補正で前倒しをいたしましたことにより5761万7000円の減、小中学校・幼稚園非構造部材耐震化事業で、調査実施校・園数の減により2999万3000円の減、学校給食施設（給食センターの管理運営事業）で、学校給食施設基本計画策定業務委託の終了等により3500万円の減などがありまして、結果、総額といたしまして、先ほど申し上げました約5300万円の増となったものでございます。

なお、財源内訳につきましては、多種にわたりますので、歳出予算の目別での説明の際に主なものについて説明させていただきます。

それでは、歳出について説明いたします。

102ページをお願いします。

下段からが教育費でございます。

款9・教育費、項1・教育総務費、目1・教育委員会費では、前年度比6000円増の334万3000円を計上しています。教育委員関係事務事業の教育委員4人分の報酬が主なものでございます。

次、103ページをお願いします。

目2・事務局費では、前年度比4406万6000円増の5億3320万6000円を計上しています。増額の主な理由は、日本語指導員の一人増など、人件費増によるものでございます。

特定財源の地方債220万円は、公用車として電気自動車1台購入に伴う起債でございます。また、その他2863万7000円は、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金2309万1000円のほか、奨学資金貸付金元利収入及び八代市学校・子ども応援基金への寄附金が主なものでございます。

それでは、主な事業について説明いたします。

説明欄上から4番目、教育委員会事務局事務事業に591万8000円を計上しています。先ほど財源説明で申し上げましたが、低・脱炭素化の取組といたしまして、令和5年度に公用車として電気自動車1台の購入を予定しております。その購入経費250万円が主なものでございます。

次に、説明欄、上から10番目、いじめ対策等推進事業に348万6000円を計上しています。いじめの未然防止及び早期発見を図るための総合質問紙調査——i-checkの委託料269万8000円が主なものです。小学3年生から中学3年生までの児童生徒を対象に、一人一人の個性や心のありようなど、実態を具体的に把握するための調査を実施する予定でございます。

次、1つ飛びまして、ICT授業サポート事業に4337万9000円を計上しております。ICT機器を活用した教材作成や授業の支援を行うICT授業サポーター10人分の業務委託料3960万円、また、児童生徒の学力向上、学びの保障、教職員の働き方改革を推進するためのICT学習支援ツール使用料329万1000円が主なものです。

なお、特定財源として、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金2309万1000円を活用しております。

次、また1つ飛びまして、校務支援推進事業の2367万1000円は、システム使用料でございます。統合型校務支援システムを活用し、学校における業務の電子化、効率化を図るものでございまして、令和2年度から稼働しており、来年度で4年目となります。

続きまして、目3・教育サポートセンター費でございます。前年度比11万6000円の増で、4016万6000円を計上しています。

主な事業です。

右側説明欄3番目の教育サポート事業559万円は、教育サポーター二人を配置するための人件費が主なものです。教職経験豊かで、実践的な指導力が高い退職教員により、学力向上や授業づくり、学級づくりの改善への支援、また、学校経営の質の向上への支援や若手教師のサポート等を行う予定です。

次、説明欄の一番下になります。特別支援教育相談事業の470万2000円は、特別支援教育アドバイザー二人の配置に伴う人件費が主なものです。教職員や保護者からの特別支援教育に関する悩み、相談に対して、それぞれのケースに応じた必要な支援内容及び方法について、適切なアドバイスを行ってまいります。

次、104ページをお願いします。

目4・特別支援教育推進費でございます。特別支援教育推進事業に162万1000円を計上しています。発達障害を含む障害のある幼児、児童生徒の教育的ニーズに応じた就学指導を行うための就学指導委員会に要する経費が主なものでございます。

次に、目5・学校保健費です。前年度比58万3000円の増で、8803万3000円を計上しています。増額の主な理由は、AEDの交換によるものです。

特定財源のその他の334万4000円は、スポーツ振興センター災害共済加入に伴う保護者負担金が主なものでございます。

主な事業です。

説明欄、上から6番目の小・中・特・幼健康診断事業の6023万3000円は、学校保健安全法に基づき、児童生徒及び幼児、学校職員の健康診断を行うものです。主なものは、学校医、学校歯科医への報酬と医師会等への健康診断などの委託料です。

次、1つ飛びまして、AED管理事業の660万円は、平成28年度に購入した幼稚園、中学校、八代支援学校及びくま川教室のAED、計24台を交換する費用でございます。

それでは、105ページをお願いします。

項2・小学校費、目1・学校管理費です。前年度比4244万9000円の増で、4億9278万2000円を計上しています。増額の主な理由は、電気料金の値上げやスクールバス1台の買換えによるものでございます。

特定財源の国県支出金375万円は、通学関係事業で、泉小中学校スクールバス購入に充てる国補助金、地方債4240万円は、同じく泉小中学校スクールバス購入に充てる過疎債及び小学校の施設整備事業に充てる過疎債、防災・減災、国土強靱化事業債、合併特例債でございます。その他374万8000円の主なものは、小学校体育館使用料の243万3000円でございます。

主な事業です。

説明欄2番目、小学校施設管理事業4380万1000円の主なものは、設備の点検等手数料1394万9000円、機器の保守点検等委託2254万3000円、学校プール再編検討のためのモデル校検証経費370万円などでございます。

次、1つ飛びまして、小学校通学関係事業6091万7000円。主なものは通学支援のた

め、7校に配置しておりますスクールバス14台の運行経費と1校のタクシー借り上げなどの経費でございます。

その下、小学校施設整備事業7004万8000円は、小学校24校について安全・安心で快適な教育環境を提供するために必要な修繕や整備に要する経費でございます。主なものは、文政小学校下水道接続等工事2210万円、鏡小学校屋上防水改修工事950万円、八千把小学校耐震性貯水槽改修設計343万2000円などです。

次の小学校非構造部材耐震化事業2115万2000円は、落下防止対策により耐震化を図るものです。地震の際だけではなく、劣化による落下事故を防ぐため、外壁の点検調査を行うもので、小学校5校の委託料です。

次、目2・教育振興費です。前年度比388万2000円増の2億4359万8000円を計上しています。増額の主な理由は、タブレット端末等のリース契約の更改に伴うリース料1404万5000円の増によるものです。

特定財源の国県支出金850万円は、特別支援教育就学奨励費国補助金445万9000円、水俣に学ぶ肥後っ子教室県補助金194万7000円が主なものです。その他4481万8000円は、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金4248万6000円、水俣に学ぶ肥後っ子教室実費徴収金194万7000円が主なものです。

主な事業です。

上から4番目、学校支援職員配置事業、小学校の7290万1000円は、学校支援職員に対する人件費が主なものです。本市では、子供たち一人一人に応じたきめ細かな教育を推進することを目的に、各学校に学校支援職員を配置しています。小学校に配置する職種と人数は、特別支援教育支援員を令和4年度より一人増の47人、学校図書館支援員を令和4年度と同じ

18人、英語支援員も令和4年度と同じ3人としております。

次の学校教材充実事業、小学校540万円は、本市独自で実施しております学力調査委託料216万4000円が主なものです。

2つ飛びまして、要保護・準要保護就学援助事業、小学校の3508万7000円は、経済的な理由により就学困難な児童の保護者及び特別支援学級に就学する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、国の基準に基づき学用品、医療費等について援助を行うものです。要保護23人、準要保護898人、特別支援250人の対象者を見込んでおります。

引き続き、106ページです。

上から2番目、ICT教育推進事業、小学校に9988万円を計上しています。主な内容は、小学校のタブレット端末等のリース料7001万3000円、タブレット端末の保守料2145万3000円、普通教室のテレビの更新などに要する経費828万2000円です。

なお、特定財源として、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金4248万6000円を活用しております。

次に、目3・学校建設費です。前年度比3660万円減の6140万円を計上しています。減額の主な理由は、令和5年度に予定しておりました小学校1校分を12月補正で前倒しで予算化したことによるものでございます。

事業は、小学校施設トイレ改修事業のみでございまして、内容は、学校におけるトイレの洋式化や給排水管及び内装を改修する改修設計委託を7校、また、体育館・屋外トイレの便器洋式化工事を10校予定しています。

特定財源の地方債6140万円は、防災・減災、国土強靱化事業債及び緊急防災・減災債でございまして。

次に、項3・中学校費、目1・学校管理費です。前年度比3770万9000円減の2億8

569万6000円を計上しています。減額の主な理由は、電気料が増となった反面、施設整備や非構造部材耐震化事業経費が減となったことによるものでございます。

特定財源の国県支出金66万6000円は、寄宿舎管理事業に対するへき地児童生徒援助費等国補助金、地方債1790万円は、中学校施設整備事業に充てる合併特例債です。また、その他421万1000円の主なものは、中学校体育館使用料140万2000円でございます。

主な事業です。

説明欄4番目の中学校通学関係事業307万6000円は、坂本中学校の生徒に対する部活動後の帰宅便として運行するスクールバス送迎委託料297万6000円が主なものでございます。

2つ飛ばしまして、中学校施設整備事業4273万1000円は、中学校15校について必要な修繕や整備に要する経費でございまして。主なものは、第七中学校屋上防水改修工事1280万円、千丁中学校グラウンド整備測量・設計611万9000円、日奈久中学校照明改修工事130万円などでございます。

次の中学校非構造部材耐震化事業の1703万2000円は、劣化による落下事故を防ぐため外壁の点検調査を行うもので、令和5年度は中学校4校を予定しています。

次、107ページをお願いします。

目2・教育振興費です。前年度比2100万6000円減の2億6646万8000円を計上しています。減額の主な理由は、タブレット端末等の再リースに伴うリース料の減額が主なものでございます。

特定財源の国県支出金の427万1000円は、特別支援教育就学奨励費国補助金262万7000円が主なものでございまして、その他4494万1000円は、外国語指導助手の有

料宿舎使用料490万円のほか、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金3872万3000円などがございます。

主な事業です。

上から2つ目の学校支援職員配置事業、中学校の3388万9000円は、学校支援職員に対する人件費が主なもので、中学校での職種と人数は、特別支援教育支援員を19人、学校図書館支援員7人、生徒指導支援員7人、3支援員とも令和4年度と同数の配置を予定しています。

次の学校教材充実事業、中学校に910万6000円を計上しています。年2回行う本市独自の学力調査委託料569万1000円、英検補助金125万9000円が主なものです。

1つ飛んで、語学指導外国青年招致事業6290万1000円は、外国語指導助手12人の報酬、共済費、社会保険料及び住宅借り上げ料が主なものです。指導助手を学校、幼稚園に派遣し、異国文化の紹介や会話をしたりすることで子供たちに英語に慣れ親しんでもらい、外国語教育や国際交流の充実を図るものです。

次の不登校児童生徒の適応指導事業1219万1000円は、教育支援センターくま川教室を開設する経費として、指導員10人分の人件費1007万2000円及び光熱費などの需用費が主なものでございます。

不登校状態にある児童生徒に対して、教育相談や学習指導、自然体験的活動を実施し、学校復帰を支援するとともに、社会的な自立を促すことを目的としています。

1つ飛びまして、要保護・準要保護就学援助事業、中学校は4431万1000円で、小学校同様、国の基準に基づき、学用品、医療費等について援助を行うもので、要保護17人、準要保護566人、特別支援110人の対象者を見込んでいます。

2つ飛んで、ICT教育推進事業、中学校に

7002万3000円を計上しています。主なものは、中学校のタブレット端末等のリース料5080万5000円、タブレット端末保守料1746万6000円、特別支援教室の増加に伴うテレビ等購入費170万8000円などです。

なお、特定財源としてふるさと八代元気づくり応援基金繰入金2612万円を活用しております。

次に、目3・学校建設費です。前年度比3473万4000円減の1億996万6000円を計上しています。減額の主な理由は、令和4年度改修した学校と、令和5年度に改修予定の学校とで規模が異なることによるものでございます。

事業は、中学校施設トイレ改修事業のみでございまして、内容は、改修設計委託2校のほか、第三中学校の改修工事及び体育館・屋外トイレの洋式化工事を5校予定しております。

特定財源の国県支出金2356万6000円は国からの補助金で、地方債8520万円は、防災・減災、国土強靱化事業債のほか、緊急防災・減災債、合併特例債でございます。

次、108ページをお願いします。

項4・特別支援学校費、目1・学校管理費です。前年度比5266万3000円増の1億623万9000円を計上しています。増額の主な理由としては、特別支援学校施設整備事業の5016万4000円の増によるものです。

特定財源の国県支出金1579万8000円は、スクールバス運行経費に伴う補助金510万円及び特別教室棟改築工事に伴う補助金で1069万8000円です。地方債4350万円についても、陶芸教室棟改築に伴う防災・減災、国土強靱化事業債及び合併特例債でございます。

主な事業です。

説明欄の4番目、特別支援学校通学関係事業

3536万円は、スクールバス5台の運行経費2444万8000円と新型コロナウイルス感染症対策として、密を避けるため、スクールバスを朝夕それぞれ2便ずつ増便する経費1091万2000円でございます。

その下、特別支援学校施設整備事業の5504万4000円は、特別支援学校について必要な修繕費や整備に要する経費でございます。主なものは、陶芸教室棟改築工事5300万円です。

次に、ページ下段の目2・教育振興費です。前年度比113万9000円増の2475万6000円を計上しています。

特定財源の国県支出金423万2000円は、教育支援体制整備事業費補助金です。その他205万8000円は、タブレット端末のシステムリース料に充てるふるさと八代元気づくり応援基金繰入金200万8000円が主なものでございます。

主な事業です。

説明欄1番目の学校支援職員配置事業、特別支援学校の1896万7000円は、個々に応じたきめ細やかな教育と医療的ケアを行う目的で、特別支援教育支援員及び看護師を配置するための人件費です。令和4年度と同数の特別支援教育支援員5人、看護師5人を配置する予定です。

説明欄の一番下、ICT教育推進事業、特別支援学校に428万7000円を計上しています。内容は、支援学校のタブレット端末等のリース料401万7000円が主なものです。

なお、特定財源としてふるさと八代元気づくり応援基金繰入金200万8000円を活用しております。

109ページをお願いします。

項5・幼稚園費、目1・幼稚園費です。前年度比275万3000円の減で2億471万3000円を計上しています。減額の主な理由

は、幼稚園施設整備事業及び非構造部材耐震化事業の減によるものです。

特定財源の地方債190万円は、幼稚園施設整備事業の改修工事に伴う合併特例債です。

主な事業です。

説明欄6番目の学校支援職員配置事業、幼稚園の859万2000円は、園児の安全・安心な園生活を支え、個々に応じた教育活動を推進するため、幼稚園保育支援員を配置する人件費です。令和4年度と同数の7人を配置予定です。

次の幼稚園施設整備事業の638万4000円は、幼稚園6園について必要な修繕費や整備に要する経費です。千丁幼稚園パラペット改修工事200万円や、一般修繕などの経費400万円などが主なものです。

110ページをお願いします。

項6・学校給食費、目1・学校給食費です。前年度比3094万1000円の減で、6億4253万9000円を計上しています。減額の主な理由は、学校給食施設基本計画策定業務委託の終了などにより、学校給食施設管理運営事業、給食センター分で3508万7000円の減となっていることによるものでございます。

特定財源の地方債1100万円は、単独調理校のスポットクーラー設置に伴う過疎債620万円と東陽給食センターの空調機更新に伴う過疎債480万円です。

主な事業です。

説明欄2つ目の学校給食施設管理運営事業、単独調理校で6968万3000円、その下の給食センターで1億4645万7000円を計上しています。主なものは、重油やガスなどの燃料費及び電気代等の光熱水費7204万9000円、鏡小学校及び鏡中学校、スポットクーラー設置工事620万円、東陽給食センター空調更新工事480万円などです。

その下、準要保護就学援助事業の7337万

3000円は、経済的理由などにより学校給食費の支払いが困難な児童生徒の保護者に対し、給食費を援助し、経済的な支援を行うものです。対象予定者は、小学校884人で4270万7000円、中学校565人で3066万6000円です。

説明欄の一番下、学校給食会運営補助金事業で3億67万7000円を計上しています。これは、麦島、南部、西部、中部の4つの学校給食センター及び代陽小学校で1日約8000食の給食の調理や配送等を行っております八代市学校給食会に対し、正職員54人及び非常勤職員3人、臨時職員43人の計100人の人件費相当分を運営補助金として支払うものがございます。

次、111ページをお願いします。

項7・社会教育費、目1・社会教育総務費です。前年度比253万6000円減の1億1819万7000円を計上しています。減額の主な理由は、令和4年度に実施した八竜山自然公園天文台外壁改修工事360万4000円の減によるものです。

特定財源の国県支出金は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業県補助金464万4000円で、その他の507万6000円の主なものは、八竜山自然公園やさかもと青少年センターの使用料でございます。

主な事業です。

説明欄上から7番目の人権教育事業の1027万2000円は、地区内人権教育謝礼150万円、西宮・上日置集会所空調機改修工事610万円が主なものです。

次、学校・家庭・地域の連携協力推進事業で699万6000円を計上しています。本事業は、学校を核とした地域づくりを目指し、市立の小・中・特別支援学校に地域コーディネーターを配置して、学校・家庭・地域の連携協力体制を強化し、地域全体で子供たちの学びや成長

を支える環境づくりを推進するものでございまして、地域コーディネーターや学習支援員などへの報償費657万6000円が主なものでございます。

次の社会教育事業の1181万8000円は、社会教育指導員3人分の人件費600万7000円のほか、二十歳の集い開催経費219万2000円や八代市地域婦人会連絡協議会や八代市PTA連絡協議会など、社会教育団体3団体への補助金が主なものでございます。

続きまして、目2・公民館費です。前年度比6707万3000円増の1億7982万6000円を計上しています。増額の主な理由は、市公民館吊天井等改修工事6500万円のほか、自治会や町内が設置している自治公民館への整備費補助金の件数増によるものです。

特定財源のその他7161万6000円は、教育文化センター建設基金繰入金6500万円、市公民館使用料397万5000円などです。

主な事業です。

説明欄3番目の生涯学習推進事業に293万8000円を計上しています。やつしろ市民大学などの講座開設経費に104万円、時代の変化に応じたスキルを学ぶリカレント教育やデジタル社会の実現に向けたスマートフォン講座などの開設経費に59万7000円、また、家庭教育学級やまなびフェスタに107万7000円などを計上しています。

1つ飛んで、公民館施設整備事業6500万円は、利用者が安全で快適に利用できる環境を確保するための市公民館吊天井等改修工事経費でございます。

なお、特定財源として、先ほど御説明しました教育文化センター建設基金繰入金を予定しております。

次に、1ページ飛びまして、113ページをお願いします。

上段の目4・図書館費です。前年度比205万5000円減の1億4227万8000円を計上しています。減額の主な理由は、令和4年度に実施した市立図書館本館の空調設備改修工事の減によるものです。

また、特定財源のその他の83万円は、自動販売機設置料のほか、坂田道男・道太文庫基金繰入金などです。

主な事業です。

図書館管理運営事業1億4227万8000円は、本館及びせんちょう、かがみ分館の指定管理に伴う委託料1億3386万1000円が主なものです。指定管理者はTRCグループ共同企業体で、指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となっています。

続きまして、下段の目5・博物館費です。前年度比2270万2000円の増額で、1億7559万8000円を計上しています。増額の主な理由は、博物館施設整備事業で2303万2000円の増などによるものです。

特定財源の地方債2640万円は、施設整備事業に充てる合併特例債です。その他598万1000円の主なものは、展示室観覧料458万8000円のほか、展示室使用料収入、図録販売収入などでございます。

主な事業です。

上から6番目、博物館特別展覧会事業では、市民に優れた歴史資料や芸術作品を鑑賞する機会を提供いたします特別展覧会4回分の開催経費1050万3000円を計上しています。春の展覧会は、熊本出身で八代ともゆかりの深い「日本画の巨匠堅山南風展」を開催します。夏は、夏休み期間中の子供たちが、八代の農業や漁業、林業で使われた仕事の道具を楽しく学べる「かたちのヒミツ展」を、また、秋は、当館が開館以来、力を注いできた資料収集活動を集大成し、その成果を披露する「館蔵名品展」

を、そして、冬は「八代城主松井家の武器と武具展」を開催する予定です。冬期特別展は、令和3年度春季特別展として開催したところでしたが、コロナ禍のため、やむなく1日で臨時休館となったものでございます。再度の開催を望む声が多く寄せられましたことから、改めて開催することといたしました。

最後に説明欄の一番下、博物館施設整備事業では2838万8000円を計上しています。現在の博物館は開館から31年が経過しておりますが、これまで全面改修は行っていない状態でございます。今後、空調や照明設備、衛生設備、エレベーターなど大規模な改修工事が必要となりますことから、令和5年度に実施設計を行うものでございます。内訳は、実施設計委託料2783万6000円、文化庁などへの旅費55万2000円です。

以上が、教育部の令和5年度当初予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） すみません、いじめとかに使われるi-checkですね、実際の運用がどういうふうになっているのか、ちょっと教えていただきたいんですが。アンケートを取った後、どういうふうな形でその後のありようとかそういったものを具体的に把握されるのかなというところですね。

○学校教育課長（田北佳一郎君） 失礼いたします。学校教育課の田北でございます。よろしくお願いいたします。

i-checkにつきましては、令和元年度のですね、熊本県の学力調査の段階で、県自体がですね、最初にこの実施を始めました。八代市のほうでは、このi-checkをですね、ぜひ小学校、中学校の子供たちに5月と、それから、12月に実施をして、子供たちの変容を

見ていきたいということで、令和4年度から2回の実施を決めたものでございます。

このi-checkにつきましては、3、4年生の子供たちが75問の質問がございます。それから、小学校5、6年生から中学校の子供たちにつきましては93問の質問から成ります。学校での生活の様子ですとか、家庭での生活の様子ですとか、学校の集団の中でどのような生活をしているかというような、そういった質問を答えていくような流れになっております。これにつきましては、各カテゴリーごとにですね、レーダーチャートで学級の様子などを見ることができますので、学級経営がうまくいっているかどうか、子供たちでなかなかうまくいっていない子供がいないかどうか、そういうのを客観的に見ることができます。これは、5月に実施した後、また12月に同じような質問書をやりますので、5月に見えた課題が12月の時点で改善されたのかどうか、そういったことを実際に見ながらですね、うまくいったところ、まだまだ課題として残っているところを見て、また学級経営に生かすというようなところになっております。また、家庭生活の習慣も見ることができますので、家庭学習の状況など、そういったところも見ることができます。

12月に実施しました後ですね、2月にこのi-checkの分析の見方を研修する機会を設けましたので、各学校ではその分析の仕方をですね、学んで、それをまた学校の校内研修のほうで生かして、また学級経営に生かしていくというような流れを取っております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい、ありがとうございます。質問数は3、4年生で75問で、中学生まで93問、かなり答えるのに時間かかりそうだなと思うんですけど、タブレットPCでの入力だと思うんですけども、それをプログラ

ムで解析してレーダーチャートにするんだと思うんですが、学級経営まで分かるというのはすごいなと思いますけどね。

ただ、これでどこまで実際に子供たちの生活の実態に沿えるのかっていうのは、ちょっと、具体的にはこれからかなというところなんですけど、実際そういう特に特徴的なケースとかいうのはなかったですかね。今やった部分で問題があったとか、サポートが必要だっていうふうに思われたケース、こういうのはありましたか。

○学校教育課長（田北佳一郎君） 失礼いたします。

i-checkでですね、課題になっているもの、自己肯定感というのがございまして、子供たちが自分に対して自信を持っているかどうか、この点につきましてはですね、非常に八代の子供たちは高い部分があると思います。

授業の中身で言いますとですね、小学校の場合は主体的に自分の考えを発表する機会が非常に多いんですが、中学校になりますとそういった発表の機会が少なくなっているというのがデータになって表れております。やはり中学校になりますと、先生方が説明をされる時間が長くなって、子供たちが自分たちの意見を述べたりとか、グループで話し合うような時間が非常に少なくなっているというのが課題として見えてきております。これは、学校訪問等々して、講義型からの脱却で子供たちが主体的に学ぶ授業づくりというのをお願いしておりますが、なかなかその部分の変容が中学校も進んでいないなというふうに実感しております。今後はその辺りについて授業改善を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい、分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） 関連してですね、i-c h e c kの結果を基にですね、学校と家庭ですね、生徒さんの家庭との連携ということは何か考えられていますか。

○学校教育課長（田北佳一郎君） 失礼いたします。

家庭の生活習慣ですね、いろんな質問もございますけど、例えば朝食は毎日食べていますかとか、平日1日どれぐらいの時間、テレビや動画を見たり、インターネットを使ったり、ゲームをしていますかというような質問もございません。この点につきましては、非常にやはりテレビを見る時間、インターネットを使用する時間、ゲームの時間、かなり長時間にわたるようになってきて、それが生活習慣の乱れにつながり、それがまた不登校につながったりというようなところがございます。ですから、家庭に協力を求めるような必要な部分につきましては、課題を洗い出して、この結果を基にですね、学級だよりですとか、学校だより等で家庭への啓発活動を行っているところでございます。

以上です。

○委員（中山諭扶哉君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） I C T授業サポート事業についてお尋ねします。

I C T授業サポート業務委託ということで3960万円ですね、I C T教育推進アドバイザーとこのサポート業務というのはどういうふうに違うのかということと、業務委託をされるに当たってどういった選考基準で選考される予定なんでしょうか。

○理事兼教育政策課長（田中智樹君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育政策課の田中でございます。

委員、今、お尋ねのI C T授業サポート事業のところのI C T教育推進アドバイザーという

部分がまず1つ目にあると思うんですけども、現在、こちらのほうはアドバイザーとしては小宮山利恵子先生という方を当初からお願いして、アドバイザーとしていただいております。主に本市のI C T教育の推進のアドバイザーという形で、年間で保護者向け講演会だとか、また、児童生徒向けのI C T関連に対する講演会等をですね、今回、行う予定としております。昨年度も、コロナ禍の中でユーチューブ等を活用しまして、保護者、また、児童生徒の方々に同様の指導を行ったところでございます。

それと、2番目のI C T授業サポーターというのは、現在、サポーターのほうを10名の体制で行っておりまして、それぞれ長期の継続契約を結びまして、市内の小・中・支援学校での授業サポートという形で先生方への授業サポート、また、授業中の子供たちへのI C T機器の活用の操作とか、活用のそのサポートを行っておるところでございます。今回、契約の期間が満了となりますので、令和5年度におきましては再度契約更新といたしますかですね、新たな契約のほうをですね、結んでいきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 新たな更新という言葉が使われましたけど、今までのところと変わらない契約になるんですよね。きちっとその部分を評価していただいているんだろうというふうに思いますが、その辺り、担当課としてどのような評価をされているのか、お聞かせいただけますか。

○理事兼教育政策課長（田中智樹君） すみません、ちょっと言葉が出てこなかったんですが、一応新年度のほうはですね、新たにプロポを行いましてですね、プロポーザルの形式でですね、それぞれの事業者さんからの企画等ですね、とかを行いまして、サポーターの人数もさることながらですね、そちらのほうで厳正に事

業者のほうを決定していきたいと考えております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） 小学校の施設管理事業の中で、新たに学校プール再編モデル校検証業務委託ということで、民間プールなどの活用の検証を行いたいというような御説明だったかというふうに思うんですけど、具体的にどういうことを進めていかれようとしているのかということ、ちょっと詳細に御説明いただいていいでしょうか。

○教育施設課長（稲本健一君） 教育施設課の稲本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

委員御質問の件なんですけども、この後、所管事務調査のほうです、詳細については説明をさせていただきたいと思っております。

プールのモデル事業というところで、どうしても老朽化がかなり進んでおりまして、今後、プールの在り方についてを検討させていただきたいという内容になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（大倉裕一君） 予算を審査するんで、所管事務調査です、その話は後でっていう話はないと思えますね。予算のほうは優先でしょう。違いますか。

○教育施設課長（稲本健一君） すみませんでした。

今回のモデル事業というところなんですけども、プールのモデル事業で3校、モデル事業をさせていただきたいと思っております。近隣校の利用というところでの1校、それと、市有プールの利用で1校、それと、民間プールの利用で1校ということで、3種類の手法によってモデ

ル事業のほうを実施させていただきまして、それを来年度に検証を行いまして、今後の整備の在り方を検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（大倉裕一君） すみません、私たちが子供の頃というのは、水泳の授業というのが物すごく多かったというふうに思ってるんですけど、子供たちを3人育てていく中で、水泳の授業が物すごく減ってきたというふうな認識があるんですよ。今、年間で水泳授業ちゅうのはどの程度の時間を確保するようになってるんでしょうか。

○教育施設課長（稲本健一君） 委員御質問のプールの利用状況というところなんですけれども、各学校ごとで、今、状況を調べる中で、各学校で授業の時数が違いました。ただ、平均しまして約10時間、10コマという言い方をさせていただくんですけども、1人当たりの10時間というところになっておりました。——前は、学校のほうで夏休みの開放というところをされていたんですけども、実際、今、PTAで夏休みの開放という、昔からもなんですけども、されてたんですが、実際は、今はもうプールの開放はない状況です。

それと、もう一つ、プールの部活動についてなんですけども、部活動につきましては、小学校のは社会体育化されてまして、八代っ子クラブで高田小学校に1校あります。それと、中学校でいきますと、3校ありまして、八代一中、八代二中、八代四中のほうはプールの部活動があるという状況になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） はい、ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） プールの件なんです

けど、小学校、中学校ありますけど、これ、小学生が例えば中学校のプール使うとなると、やっぱり深過ぎるとか、共有できない部分が結構あると思うんですけど、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○教育施設課長（稲本健一君） 委員御質問の小学校と中学校のプールというところで、小学校の場合は子プール、それと親プールというところであるんですけど、中学校のほうで使う場合には子プールが正直ありません。もしそういうような検討を行う、今回はモデル事業ということでその中学校のプールを使うということはないんですけども、もし中学校のプールというところと言ったら、民間プールでとかも今回採用させていただいてるんですけども、台をですね、沈めまして、かさ上げをされて、大体通常の民間プールは子プールというのがありません。ですから、かさ上げのプラスチックのを沈めまして、それで対応するところの今回、モデル事業のほうを1校させていただきたいと思ってます。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 教育サポート事業ですが、これは今、何年目で、その活動状況というのは具体的にどのような活動状況になってるんでしょうか。

○教育サポートセンター所長（櫻井幸枝君） 失礼いたします。教育サポートセンターの櫻井と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

教育サポート事業は、教育サポートの先生方を下ですね、2名お願いしております。もう六、七年になると思います。お二人とも今までずっとですね、校長先生を経験されて、校長先生の中でも見識が豊かで経験が豊かな先生をお願い

しております。

今年の状況ですけれども、教育サポーターお二人で2月末現在、465件の学校や子供たち、保護者の相談等に当たっております。今のところ、そのような状況です。2月までほとんど毎日、学校のほうに出しております。

以上で、お答えとさせていただきます。

○委員（橋本幸一君） 学校の先生だけじゃなくて、子供たち、生徒とか保護者もその対象ということなんですか。

学校の先生方のサポートというのは、そういうのはほかに何か事業、あるんですか。

○委員長（中村和美君） 挙手をお願いします。

○教育サポートセンター所長（櫻井幸枝君） 失礼いたしました。

教育サポート事業二人、ほかにですね、生徒や保護者や全てをですね。特別支援教育相談事業は特別支援教育アドバイザーが、先生方、子供たち、保護者等に対応しております。

それから、やつしろ子ども支援相談員もおりまして、それは子供や保護者に対応しております。

それから、教育サポート事業の教育サポーターも、もともとはですね、校長先生を経験されてますので、校長先生方の学校経営に関する御相談、それから、やはり若い先生が今とても増えているので、若い先生のサポートをぜひ行っていただきたいという校長先生方の強い希望で、教育サポーターにはですね、学校の新採の先生から10年までの先生を特にですね、研修を毎月しまして、若い先生方の育成にも力を入れておりますので、いろんな特別支援教育アドバイザー、子ども支援相談員、それから、教育サポーターで、みんなに対応しております。

以上です。

○委員（橋本幸一君） 最近、中堅の先生方が中途退職されることが非常に何か多いというよ

うな話も聞いてるんですが、やっぱそういう先生たちのサポートと申しますか、そういうあれはないんですか。

○教育サポートセンター所長（櫻井幸枝君）失礼いたします。

学校でいろいろな悩みを抱えていらっしゃる先生ですね。

○委員（橋本幸一君） そうそう、そうなんです。恐らくいろんな悩みがあって中途されるんじゃないかなというので。

○教育サポートセンター所長（櫻井幸枝君）もうですね、いろいろ相談があっておりました、そうですね、学校の先生方はやはり子供の対応で悩んでいらっしゃると思いますので、先ほど申しあげましたアドバイザー、サポーター、相談員等が対応しております。先生方御自身のお悩みもですね、教育サポーターが対応しております。

以上で、お答えとさせていただきます。

○委員（橋本幸一君） いいです。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。大倉委員はいいんですか。

○委員（大倉裕一君） 大丈夫です。後でいいです。

○委員（橋本徳一郎君） 先ほどの1年から10年までの若い先生方に研修を毎月というふうなことも言われてたんですけど、これって結構レポートなんか出されると大変かなという気もするんですけど、体制とかは大丈夫なんでしょうか。

○教育サポートセンター所長（櫻井幸枝君）失礼いたします。

研修に関してですけれども、教育サポートセンターが実施している研修は、法定研修、県が実施する初任者研修とは違いまして、サポートする研修ですので、レポート等の提出は一切ありません。

以上で、お答えとさせていただきます。

気軽に参加できて、いろいろな悩みを共有できる場づくり、仲間づくりとしております。

以上で、お答えとさせていただきます。

以上です。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） すみません、学校給食施設管理運営事業で、単独校と給食センターの空調機の取替えと申しますか、更新とか、設置とかって上がってるんですけど、これは調理場の空調になるのでしょうか。以前、調理をされてる方々がですね、夏場、とにかく暑くて大変だというようなお声もお聞きしておまして、環境整備をちょっとお願いしたような発言をしたかと思うんですけど、どこの空調になるのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○理事兼教育政策課長（田中智樹君） 失礼します。

今回のですね、空調の整備は、まず、東陽の学校給食センター、それと、鏡小学校のいわゆる給食室、鏡中学校の給食室という形になっておまして、いずれも調理場の現場のほうを冷却するとか、空調の管理をするほうのエアコンでございます。

特に、鏡の小学校、中学校におきましては、施設の関係もございまして、古うございまして、スポットクーラーという形で設置いたします。

東陽の学校給食センターのほうは、通常の天つり型か据置型の空調で、いずれも調理現場ということで設置をしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（中村和美君） 金子副委員長、ありますか。

○委員（金子昌平君） 学校等施設整備事業に該当するかはちょっと定かじゃないんですけども、この事業はですね、施設整備に対してですね、しっかりと対応していただいているというところなんです、校舎内にあるグラウンド横の樹木だとか、そういったところの整備費というのは予算確保ってされているんですかね。

○教育施設課長（稲本健一君） 委員御質問の樹木の剪定費とか伐採費なんですけども、かなり、学校のほうなんですけども、樹木が高木化と老木化しておりまして、ほかの自治体のほうもかなりそういうのも新聞等にもありまして、予算の拡充のほうを今年度、図りました。

調査のほうも、今現在、樹木の危険木というところで調査のほうを今年度、まず1回目、行いまして、財政当局とも協議を行いまして、予算の拡充を行ったんですが、全て樹木について金額が取れたかというのはなかなか、まだ、年次計画を立てまして整備のほうを、伐採とか剪定のほうを行っていきたくて思っています。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

○委員（橋本幸一君） グラウンドの整備の件ですが、子供たちの健康面の安全というか、山間地になればグラウンドに非常に鹿が入ってくるというケースが多いんですね。あれは、基本的にどのような考え方でおられますか。やっぱダニとか、結構、入れば危険性が出てくるわけで、今、最近、特にマダニの部分が多いもんだから、今、気がついたんですが、この対応ちゅうともやっぱりしっかり考えていかんといかんとじゃないかなという。

○教育施設課長（稲本健一君） 委員御質問のグラウンドの件なんですけども、鹿とかそういうお話がですね、すみません、まだ学校のほうからお伺い、——今、正直、問合せというのが……。

○委員（橋本幸一君） 来てないんですか。

○教育施設課長（稲本健一君） はい。来てないというのがありまして、すみません、整備依頼書というのが学校から上がってくるんですけども、そのグラウンド整備についてとか、そういう問題点というのが見たことがありませんので、今後、また、御質問いただきました件につきましては、学校とまた協議をさせていただいて、検討させていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（橋本幸一君） 保護者の中では結構話が出てみたいで、それが、今、学校内に届いてないと、やっぱ、今、聞きました。早速それについては届けるように伝えておきます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） すみません、学校施設トイレの改修の洋式化が、新年度、令和5年度で8割っていうふうなことを言われたんですけど、残りほどこの場所っていうことをちょっと説明いただきたいんですけど。

○教育施設課長（稲本健一君） 委員御質問の件なんですけども、うちの部長のほうから冒頭で約80%を目指しますというお話でした。80%は、令和7年度までに80%を目指していきます。

そこで、残りの20%というお話だと思うんですけども、残りの20%につきましては、今後、学校とですね、その80%する中で、学校が要望される場所を優先的に80%を目指していきたいと。それと、今後、どうしても建物が老朽化なり何かしてるものですから、建て替えもしくはというところで、全ての和便器を洋便器の100%を目指すというのは、なかなかその年次計画をつくる上ではかなり問題があります。ですから、それにつきましては、80%以上を目指してはいくものの、年次計画、学校の状況を見ながら、できるだけ100%に近づけるように頑張っていきたいと。ただ、何年度ま

でというのは、お答えについては、すみません、今日は控えさせていただきたいと思いません。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（橋本徳一郎君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。ほかありませんか。

○委員（金子昌平君） すみません、ICT教育推進事業についてですけれども、今回は2095台分のリース更新ということで、もう予算計上してありますけれども、一方、GIGAスクール構想に基づいて購入した端末があるかと思えます。そちらのほうですね、台数とリース時期とその経費とかが分かれれば教えていただきたいと思えますけど。

○理事兼教育政策課長（田中智樹君） 今の御質問は、いわゆる備品で購入したものということ。

○委員（金子昌平君） GIGAスクール構想に基づいた補助金事業で購入した端末。

○理事兼教育政策課長（田中智樹君） GIGAスクールですね。分かりました。

GIGAスクールで購入したものにつきましては、児童生徒用で7825台でございます。こちらのほうが、令和7年度にはいわゆる更新という時期を予定では迎えますので、それ以降については、1度にこの7825台をリースというわけにもいきませんので、また、何パターンかに区切ってでも予算化をしていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員（金子昌平君） 今、令和7年度に更新を迎えるというところで、そもそも準備していた金額というかですね、今回上げてこられたリース費とその令和7年度に新しくかかってくるリース費の総額で大体どのぐらいの予算になってくるんですかね。リース代って。端的に言うと、GIGAスクール構想に係る更新の経費で

すね。

○理事兼教育政策課長（田中智樹君） ちょっと今、手元に資料がありませんので。

○委員長（中村和美君） いや、後ろに何か。

○教育政策課長補佐兼学校管理係長（松本 豊君） 松本でございます。

タブレット、パソコン等に係る費用ということですが、GIGAスクール構想で先ほど回答がありました7800台に使用した経費というのが大体6億弱ほどでございます。

それ以外にですね、その当時はGIGAスクール構想につきましては備品で一括で購入をしております、それまでパソコン室に設置をしていたパソコン、それと、先生方のパソコンというのは5年間のリースで購入をしております。先生方のリース料がですね、と、あと、プリンターとかも一部ありますんで、全て入れますと、その費用が約10億ほどになります。5年間の費用でですね。

GIGAスクールではかなりの台数買いましたけれども、1台当たりの価格っていうのがかなり抑えられたというところがあります。GIGAスクールでは、タブレットをですね、1台当たり7万5000円ほどで購入できたんですけども、先生方のパソコンについてはノートパソコンを当時入れてたんですが、大体20万ぐらいかかります。端末の台数がかかなり違っていて、合わせますと今のところ16億ほどという形に計算上はなろうかというところです。

以上、お答えいたします。

○委員（金子昌平君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（橋本幸一君） 冒頭質問いたしました、先生方ですね、やっぱりベテランの先生

方がやっぱり中途退職されるっていうならば、非常にやっぱりこの八代の教育環境というのが低下するという思いもするわけで、ぜひですね、不登校の子供たちがおれば保護者も悩むし、また、先生たちも大きな悩みが増えてくるような状況下にあるかと思しますので、しっかりその先生たちをですね、やっぱサポートできるようなそういう体制も整備していただきたいと思えます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で第9款・教育費についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会します。

（午前11時54分 小会）

（午前11時55分 本会）

○委員長（中村和美君） 休憩前に引き続き、会議を始めますが、それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。よろしくお願いいたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後1時00分 開議）

○委員長（中村和美君） それでは、休憩前に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

次に、歳出の第3款・民生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（丸山智子君） 改めまして、皆様、こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康福祉部長の丸山です。午後からもまたよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度一般会計予算の審議をお願いするに当たりまして、健康福祉部が所管いたします第3款・民生費、第4款・衛生費につきまして、新たにに取り組む事業を中心に、部長としての総括を述べさせていただきます。

失礼して、着座にて申し上げます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（丸山智子君） 初めに、喫緊の課題である子育て支援についてです。平成30年以降で見ましても、毎年1000人以上の人口が減少する中、令和4年度の出生数は初めて700人を切るなど、少子化に歯止めがかからない状況となっております。人口減少の流れを緩やかにし、本市の活力を維持していくためには、子育て世代に選ばれるまちやつしろを目指して取り組んでいく必要があります。

このため、本年9月から、全ての子供の保育料を無償とすることにいたしました。これにより、保育料の負担から保育園等の利用を控えたり、子供を持つことをためらわれたりされている御家庭の支援につなげたいと考えております。

さらに、保護者自身が支援を必要としているなど、家事・育児に負担を抱えている家庭にヘルパーを派遣して支援を行う子育て世帯訪問支援事業も開始します。

昨年創設した八代市出産祝い金や先月から始めました、出産・子育て応援事業などと併せて、子育てに係る経済的、精神的負担を軽減し、切れ目のない支援を行っていくことで、本市で子供を産み育てたいと願う方が一人でも増えるよう、重点的に取り組んでまいります。

また、誰もがいきいきと暮らせるまちとするためには、子育て世代だけでなく、高齢者、障害者、生活困窮者等への支援にも引き続き力を入れていく必要があります。

高齢者福祉においては、令和5年度は、第2期八代市成年後見制度利用促進計画の策定年度になりますので、第1期計画の検証した上で、制度の利用促進を図るとともに、今年度から開始した市民後見人養成講座を継続して行い、成年後見人等の担い手確保にも取り組んでまいり

ます。

障害者福祉においては、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に向け協議を重ねてまいりましたが、ようやく運営の方向性が定まり、令和5年度中に委託事業者を選定することから、債務負担行為の設定をいたしております。令和6年度からの事業開始に向け体制を整備し、障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、引き続き支援してまいります。

生活困窮につきましては、昨年からの急激な物価上昇による生活への影響がさらに悪化しているのではないかと懸念されます。生活に困窮されている方が安定した生活を営めるよう、それぞれの状況に応じて、生活保護や生活困窮者自立支援事業など、関係機関と連携して各種支援を適切に行ってまいります。

次に、保健・衛生関係についてですが、健康であることは全ての人にとっての生活の基盤となるものです。市民の皆様が健康で安心して暮らせるよう、母子保健や歯科保健、各種予防接種、がん検診などの保健事業を着実に推進し、引き続き健康づくりに取り組んでまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。長く続いたコロナ禍ではありますが、5月8日から感染症法上の位置づけが2類から5類に移行することとなりました。マスク着用のルールも昨日から緩和され、社会生活も徐々に以前の日常に戻っていくものと思われませんが、感染状況に応じた感染防止対策については、引き続き周知啓発していくとともに、ワクチン接種についても、国の方針に基づき必要な接種体制を整え、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、令和5年度一般会計予算に係る健康福祉部長としての総括といたします。

それでは、議案第8号・令和5年度八代市一般会計予算、第3款・民生費を福本次長が、ま

た、第4款衛生費関係分については白川次長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（福本桂三君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康福祉部の福本です。よろしくお願いたします。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（福本桂三君） それでは、議案第8号・令和5年度八代市一般会計予算をお願いたします。文教福祉委員会付託分のうち、款3・民生費につきまして御説明いたします。

5ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算の歳出です。

款3・民生費で241億8486万8000円を計上しております。前年度と比較して2億9503万円の減額となっております。内訳として、項1・社会福祉費は117億5092万5000円で、前年度比3743万9000円の増額、項2・児童福祉費は93億1428万円で、前年度比2億3742万8000円の減額、項3・生活保護費は31億1860万1000円で、前年度比9412万8000円の減額、項4・災害救助費は106万2000円で、前年度比91万3000円の減額でございます。

民生費の減額の主な理由としましては、項2・児童福祉費において、河俣保育園の民営化に伴い、公立保育所運営事業で5363万4000円の減、入所見込みの園児数の減に伴い、私立保育所保育事業で1億3006万1000円の減によるもの、また、項3・生活保護費において、生活保護世帯はほぼ横ばいであるものの、生活保護費の実績による医療扶助費の減及び高齢者単身世帯の増加による生活扶助費の減に伴い、生活保護費給付費事業で8134万6

000円の減によるものです。

それでは、歳出の内容を御説明いたします。
68ページをお願いします。

下の表、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費では、68億4435万3000円を計上しておりまして、前年度と比べ2794万4000円の増額となっております。

右側の説明欄のうち、主な事業につきまして御説明いたします。

説明欄の6つ目、後期高齢者医療広域連合負担金事業20億5738万4000円は、75歳以上の後期高齢者等を対象とした医療保険を運営する熊本県後期高齢者医療広域連合に対する負担金で、組織運営や事務経費に当たる共通経費が7939万4000円、療養給付費に対する経費が19億7799万円です。

1つ飛びまして、生活困窮者自立支援事業3825万7000円は、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、包括的な支援を早期に行うことで、自立の促進を図るもので、必須事業の自立相談支援事業の委託料1833万7000円、住居確保給付金594万円、任意事業の一時生活支援事業、家計改善支援事業、子供の学習・生活支援事業の負担金1140万6000円、就労準備支援事業の委託料255万4000円などです。

2つ飛びまして、特別会計繰出金事業、国保14億5146万7000円は、保険基盤安定制度に係る国保税軽減分及び保険者支援分や職員給与費等事務費、国保財政安定化支援事業などに対するものです。

次の特別会計繰出金事業、後期高齢6億9190万円は、低所得世帯に対する保険料軽減分や職員給与費等事務費などに対するものです。

次の特別会計繰出金事業、介護24億1624万7000円は、介護給付費や職員給与費等事務費などに対するものです。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金14億2863万9000円は、主に国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金に対する国県支出金です。また、その他の216万円は、地域福祉計画策定業務に係る地域福祉基金繰入金です。

69ページをお願いします。

目2・老人福祉対策費で3億2705万6000円を計上しております。前年度に比べ21万8000円の増額となっております。

説明欄の6つ目、シルバー人材センター運営費補助事業2279万4000円は、健康で働く意欲を持つ高齢者の経験、能力を生かした就業機会を確保・提供し、地域社会への参加を通じた生きがづくり等を図る八代市シルバー人材センターの事業運営を支援するもので、運営費補助金870万円、育児支援業務や人手不足の分野等の取組により、働く現役世代が安心して働けるよう下支えする、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金1390万4000円などです。

次に、1つ飛びまして、老人クラブ助成事業371万1000円は、老人福祉の増進を図るため、老人クラブの活動に対し助成を行うもので、単位老人クラブ90クラブに対する補助金297万円、市の老人クラブ連合会に対する補助金73万3000円が主なものです。

3つ飛びまして、老人福祉施設入所措置事業2億4368万円は、65歳以上で居宅により養護を受けられない者が保寿寮やすずらんの杜などの市内外の養護老人ホームへ入所するためにかかる措置委託料が主なものです。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金272万4000円は、老人クラブ活動に対する県支出金などで、地方債980万円は五家荘デイサービスセンター管理運営事業に係る市債で、その他の4522万6000円は、養護老人ホームの入所者からの負担金などです。

次に、目3・社会福祉対策費では1億6090万3000円を計上しております。前年度と比べ2399万8000円の減額となっております。

説明欄の4つ目、坂本地域福祉センター管理運営事業543万6000円は、八代市社会福祉協議会への窓口業務の委託料110万7000円や浄化槽保守点検委託料85万9000円などです。

説明欄の下から3つ目、泉地域福祉センター管理運営事業878万5000円は、泉地域福祉センターにおいて、施設管理やデイサービス事業等を指定管理者である八代市社会福祉協議会により行うもので、指定管理者への委託料714万5000円、浴場用の循環ろ過装置に係るろ材、薬注入ポンプの交換に要する費用125万4000円などです。

次の柿迫生きがいセンター管理運営事業521万円は、柿迫生きがいセンターにおいて、施設管理や、介護予防・日常生活支援総合事業等を指定管理者である八代市社会福祉協議会により行うもので、全額指定管理者への委託料です。

70ページをお願いします。

説明欄の上から4つ目、社会福祉団体育成事業1億1432万6000円は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とした八代市社会福祉協議会に対する17名分の人件費補助金です。

2つ飛びまして、成年後見制度利用促進事業96万2000円は、令和6年度からの第2期八代市成年後見制度利用促進計画策定に向けた八代市成年後見制度利用促進審議会の開催に係る委員への報酬20万7000円、成年後見人などの担い手確保に向けた取組強化のために実施している市民後見人養成研修の受講者に対するフォローアップのための研修の委託料60万円などです。

69ページに戻りまして、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金898万1000円は、主に豪雨災害に係る事業に対する県補助金で、地方債710万円は泉地域福祉センター管理運営事業に係る市債で、その他731万3000円は、シルバーワークプラザ事務室実費徴収金などです。

70ページをお願いします。

目4・障害福祉対策費で43億8359万2000円を計上しております。前年度と比べ3684万5000円の増額となっております。

説明欄の上から6つ目、更生医療給付事業1億9971万4000円は、18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方が、指定医療機関において、人工透析や心臓手術、関節形成手術など、障害の軽減や日常生活能力の回復などのために必要な治療を受ける場合にその医療費の一部を負担するもので、扶助費1億9943万円などです。

1つ飛びまして、重度心身障がい者医療費助成事業2億1537万4000円は、身体障害者手帳の1級、2級や療育手帳のA1、A2などを持つ重度の心身障害者や障害児に係る医療費の一部を助成するもので、扶助費2億1166万5000円などです。

次に、1つ飛びまして、特別障害者手当等給付事業5050万6000円は、重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅の障害者や障害児に対し、その障害のため必要となる精神的、経済的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給するもので、全額が扶助費です。

次の補装具交付・修理事業2540万円は、身体障害者や障害児、難病患者等の失われた身体上の機能を補完し、日常生活を容易にするための補装具の購入や修理に係る費用の一部を補助するもので、全額が扶助費です。

71ページをお願いします。

説明欄の上から7つ目、地域生活支援事業1億3338万6000円は、障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な支援を行うもので、障害者や障害児の保護者などからの相談に応じ支援する事業や手話奉仕員の養成や派遣を行う事業、日常生活用具の給付を行う事業などがあります。

市内2か所の相談支援事業所への委託料1746万5000円や市内4か所の地域活動支援センターへの委託料3076万円のほか、ストマや紙おむつなどの日常生活用具の給付費3023万6000円、日中一時支援事業に係る扶助費3148万8000円をはじめとした扶助費7033万7000円などが主なものです。

次の障害福祉サービス給付事業29億3069万7000円は、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために提供する障害福祉サービス給付費です。生活介護などの日常生活に必要な支援を受けられる介護給付費として15億3205万9000円、就労継続支援やグループホームでの援助を行う共同生活援助などにより、自立した生活に必要な知識や技術を身につける訓練等給付として13億9422万3000円などです。

次に、1つ飛びまして、障がい児通所支援事業5億8588万1000円は、障害児や障害の疑いのある子供たちを対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、社会との交流等の療育訓練を行うとともに、保護者に対し家庭での養育について支援や助言を行うもので、就学前の障害児を対象とした児童発達支援の1億7614万5000円、小・中・高校の障害児を対象とした放課後等デイサービスの3億6618万6000円などです。

70ページに戻っていただきまして、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金30億5429万6000円は、障害福祉サービス給付事業

に対する国県支出金などで、その他887万4000円は、障がい者福祉計画等策定業務に係る地域福祉基金繰入金や地域生活支援事業に対する氷川町からの負担金などです。

71ページをお願いします。

目4・国民年金費では3502万1000円を計上しておりまして、前年度に比べ357万円の減額となっております。

説明欄の2つ目、年金事務事業51万8000円は、国民年金事務に要する事務用品や郵便料が主なものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金3248万6000円は、年金の資格取得や喪失などの各種受付を行う法定受託事務や年金相談、口座振替の促進、制度の周知・啓発等を行う協力・連携事務、年金生活者支援給付金の請求書の受付等を行う事務に対する国庫支出金です。

72ページをお願いします。

項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費で7億4054万9000円を計上しております。前年度に比べ5252万円の増額となっております。

説明欄の6つ目、ひとり親家庭等医療費助成事業2364万7000円は、独り親家庭等の経済的負担を軽減し、父母の健康保持と児童の健やかな育成を支援するため、医療費の一部を助成するもので、扶助費2361万円が主なものです。

次のこどもプラザ事業1576万3000円は、子育て支援の促進を図るため、主に乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集える常設の場所として、マックスバリュ八代店2階にこどもプラザすくすくを、また、イオン八代店2階にこどもプラザわくわくを開設し、子育て中の親子の交流を図るとともに、子育て等に関する相談支援、講習会などを実施しております。

2つ飛びまして、ひとり親家庭等自立支援対

策事業2357万8000円は、母子・父子自立支援員が、独り親家庭等の相談に応じるとともに、生活の安定につながる資格取得を促進するためのひとり親家庭高等職業訓練促進給付金や主体的な能力開発を支援するためのひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を支給し、独り親家庭等の経済的自立を図るもので、給付金2117万6000円が主なものです。

次の放課後児童健全育成事業3億4339万9000円は、仕事などで昼間保護者がいない家庭の小学校児童の安全・安心を確保し、児童の健全育成と保護者の仕事と子育ての両立を図る目的で放課後児童クラブの運営を委託するもので、35か所のクラブに対しての委託料が主なものです。

1つ飛びまして、病児・病後児保育事業2572万4000円は、病中また病気の回復期にある児童の保育が家庭で困難な場合に児童の一時預かりを行い、子育てと仕事の両立を支援するもので、市内3つの事業所に対する委託料と、氷川町にある八代北部地域医療センター、病児・病後児保育室ハグ・くむの相互利用のための氷川町に対する負担金です。

説明欄下から4つ目、八代市出産祝い金給付事業4085万円は、令和4年度から開始した本市独自の施策で、本市で出生した新生児を養育する者に対し、子供の出生を祝い、安心して子供を産み育てるまちづくりを実現するため、出産祝い金を給付するものです。第1子は3万円、第2子は5万円、第3子以降は10万円を給付します。

次の子育て世帯訪問支援事業375万5000円は、新規事業で、訪問支援員が家事・育児等に対し不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦等の居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、安心した出産や安定した育児ができるよう支援し、子供の安心・安全な生活を確保する

ものです。

次の出産・子育て応援事業7595万1000円は、令和4年度に国が創設した施策で、妊娠期から子育て期まで一貫した相談に応じる伴走型相談支援を行うとともに、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用等における負担軽減を図るため、妊娠届出後及び出生後に経済的支援を行うものです。妊娠届出時の面談実施後に妊婦に5万円、また、出生後の乳児家庭全戸訪問等での面談実施後に子供1人当たり5万円を給付することとしており、給付金7000万円のほか、会計年度任用職員の任用、郵便料など、事務費595万1000円が主なものです。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金3億6179万5000円は、主に放課後児童健全育成事業に対するもので、その他4169万円は、主に八代市出産祝い金給付事業に対するふるさと八代元気づくり応援基金繰入金です。

73ページをお願いします。

目2・児童措置費で24億8247万9000円を計上しております。前年度に比べ7784万円の減額となっております。

説明欄の1つ目、児童手当事業17億8706万5000円は、中学校卒業までの児童を養育している保護者等に対し、児童の年齢等に応じた手当を支給するものです。

次の児童扶養手当事業6億9541万4000円は、離婚などによる独り親家庭の父母等に対して手当を支給するものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金17億4457万円は、児童手当事業及び児童扶養手当事業に対するものです。

続きまして、目3・保育所費で60億9125万2000円を計上しております。前年度と比べ2億1210万8000円の減額となっております。

説明欄の2つ目、公立保育所運営事業2億6

779万円は、公立保育園9園の運営経費で、保育士等の会計年度任用職員の報酬など1億4276万3000円、5つの園の給食業務委託料2785万2000円、また、太田郷ひびき保育園の空調設備に係る改修工事500万円や千丁みどり保育園の給水ポンプ設備の改修工事298万9000円、鏡保育園の送迎用駐車場から玄関までをアスファルト舗装する工事120万円などです。

4つ飛びまして、私立保育所保育事業41億1008万5000円は、市内の私立保育所43園及び市外の私立保育所への保育負担金40億6662万4000円と医療的ケアが必要な園児を受け入れるため看護師を加配する私立保育所への補助金1058万円、保育士の業務負担軽減を目的とした保育補助者の雇用に対する補助金2783万5000円、私立保育所におけるICT化を推進するための補助金480万円などです。

1つ飛びまして、障がい児保育事業7458万1000円は、私立保育所等において障害のある児童を受け入れるに当たり、保育士の増員やその安全性が確保されるよう設備等を整備するために、保育所等に対して補助を行うものです。

次の施設型給付事業9億1086万円は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園等への給付費8億9931万5000円と保育士の業務負担軽減を目的とした保育補助者の雇用に対する補助金1154万5000円です。

次の地域型保育給付事業8791万1000円は、小規模保育事業所のありんこ園、リス託児所、事業所内保育事業所のプチトマト等への給付費です。

2つ飛びまして、幼児教育・保育助成事業5924万9000円は、私学助成幼稚園や認可外保育施設等への施設等利用給付費と本市独自の施策である第3子以降の副食費無料化のため

の補助金を交付するものです。

なお、新規事業としまして、これまで3歳から5歳まで及び第3子以降の子供を対象に保育料を無償化にしていたましたが、本年9月より、ゼロ歳から2歳までの第1子及び第2子について保育料の無料化を拡大することで、全ての子供の保育料を無償とします。保育料の無償化による予算の影響につきましては、当初予算の概要の19ページに記載のとおりです。

影響額は、歳入の減少と歳出の増加を合わせて1億6774万1000円となっております。

保育料を徴収しないことにより、市の歳入が、公立保育所分の1227万2000円、私立保育所分の1億2298万円、減少することとなります。

また、歳出では、私立保育所保育事業で、私立保育園への保育料の徴収事務の委託が9月以降不要となることから、保育料徴収事務委託料が34万4000円の減額となります。

さらに、一部の保育施設では、今回の保育料の無償化により園の収入が減少し、保育の運営に支障を来すことから、本市から保育料相当分を補助金として補填する必要があります。そのため、施設型給付事業で、認定こども園などの利用料の補填分2729万9000円の補助金の増額、また、地域型保育給付事業で、小規模保育施設の利用料の補填分248万2000円、さらに、幼児教育・保育助成事業で、認可外保育施設の利用料補填分として3052万円の補助金の増額となっております。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金36億9861万9000円は、私立保育所保育事業に対する国県支出金などで、その他1億3649万円は、保育所の利用者負担金である保育料などです。

74ページをお願いします。

上の表で、項3・生活保護費、目1・生活保

護総務費で1億8742万2000円を計上しており、前年度に比べ1278万2000円の減額となっております。

説明欄の2つ目ですが、生活保護事業2723万7000円は、生活保護事業の適正実施のために必要な事務や職員研修、被保護者の就労事務支援事業などに要するものです。

また、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金1226万4000円は、生活保護適正実施推進事業や就労準備支援事業などに係る国庫支出金です。

最後に、目2・扶助費で29億3117万9000円を計上しております、前年度に比べ8134万6000円の減額となっております。

説明欄の生活保護費給付事業では、8種類の扶助費を支給しており、そのうち医療扶助費が最も多く16億7555万5000円、生活扶助費が6億5617万3000円、住宅扶助費が3億6103万9000円、介護扶助費が1億676万1000円などとなっております。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金21億8507万9000円は、生活保護扶助費に係る国県支出金で、その他2568万6000円は、生活保護費の返還金です。

以上で民生費の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） まず、成年後見制度の研修がされていますけども、これ、実際に利用されている数ってどのぐらいあるんでしょうか。

○高齢者支援課長（成年後見支援センター所長兼務）（石本 淳君） こんにちは。高齢者支援課、石本と申します。よろしく願いいたします。

市民後見人養成研修につきましては、今年度

から開始をしたというものでございます。コロナ禍の状況等もございましたものですから、定員を20名ということで募集をいたしまして、この20名の募集に対して16名の方が申込みをしていただきまして、今年1月21日に初回の研修を開始しまして、先日、3月11日に終了したというふうな状況でございます。16名の方全員がですね、全ての研修カリキュラムをですね、終了されまして、今回は16人全員が全て受講を完了されたというふうな状況でございます。

○委員（橋本徳一郎君） 成年後見人がどれだけ必要とされるかというのは、調査によるんでしょうけども、その成年後見人を利用される方はどんな感じですか。

○高齢者支援課長（成年後見支援センター所長兼務）（石本 淳君） 成年後見人の利用状況ということでですね、まず、実際、八代市内で成年後見制度を利用されておられる方の数を御説明させていただきたいと思います。

成年後見制度の種類のほうがですね、成年後見、補佐、補助、任意後見ということでございまして、成年後見の利用者が126名、補佐類型の利用者が55名、補助類型が8名、任意後見を1名ということで、いわゆる法定後見を利用されている方、190名いらっしゃるというような状況でございます。

成年後見制度の利用に際しましては、家庭裁判所のほうに申立てをしないといけないということございまして、御自身で申し立てる場合、そして、申し立てる方がいらっしゃらない場合は市が申し立てるということですね、毎年、本市のほうでも市長申立てということで、数十件申立てをしているというような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○委員（橋本徳一郎君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 何ページか分からんとばってんが、生活困窮者就労準備支援事業ですね。生活困窮者就労準備支援事業、この制度としては、生活困窮されている方が自立するために雇用というんですかね、職に就くというような形に結びつけていく事業ではないかなというふうに認識しているんですけども、実際の程度の、年度で対応されとって、成果としてどれぐらいの方が就労に結びついてるんでしょうか。

○理事兼生活援護課長（鶴田洋明君） こんにちは。生活援護課の鶴田です。よろしくお願いたします。

ただいまの生活困窮者自立支援事業に係ります生活困窮者就労準備支援事業のですね、参加者が、令和4年度が24名おられまして、そのうち就労、いわゆる仕事が決まられ、就職された方が5名という実績となっております。

以上、お答えといたします。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 病児・病後児保育事業についてなんですけども、定員が2名、4名、6名というふうな感じでなっとるんですが、利用者数というのはどんな感じでしょうか。

○こども未来課長（辻田美樹君） こども未来課、辻田です。よろしくお願いたします。

令和3年度が306名で、令和4年度の数については、今、手持ちがございませんので、後ほど御報告させていただきたいと思ます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（金子昌平君） 質問の内容は一緒なんですけれども、ちょっと事業名が私立特別保育事業のほうで夜間保育、10時以降預けられる親さんが多いのかなと思ますけども、これ、施設数的にはひかり保育園1者だったですよ

ね。この利用状況についてちょっと分かれば教えていただきたいと思うんですけども。

○こども未来課長（辻田美樹君） こども未来課、辻田です。

延長保育事業につきましては、箇所数が47か所あります。いろんな保育園のほうで30分50円ということで延長。

○委員（金子昌平君） 延長をされるということですか。

○こども未来課長（辻田美樹君） はい。させていただきます。

○委員（金子昌平君） 10時以降の。

○こども未来課長（辻田美樹君） 夜間保育。申し訳ありません。

夜間保育はひかり保育園のみになっていません。利用料金のお話だったでしょうか。じゃなくて。

○委員（金子昌平君） 利用状況。

○こども未来課長（辻田美樹君） すみません、利用の人数については、すみません、手持ちがありませんので、後ほど御報告したいと思います。申し訳ありません。

○委員（金子昌平君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いたします。

○委員（橋本徳一郎君） 成年後見人ですけど、思ったよりも少ないなっていう印象はあるんですけど、その分、家族の方もしっかり状況を把握されてるのかなというふうに思うんですが、これからまだ増える可能性があるんですかね、そういったものの状況もしっかり把握していただいて、利用促進していく必要があるかなと思ます。

あと、病児・病後児保育ですけども、利用がそれなりに306人ですか、やっぱりちょっと

場所的に距離とかもあるかなというふうに思いますんで、その辺の解消とかですか、そう
いった部分もちょっと考えていっていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願
いします。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（橋本幸一君） 老人クラブ助成事業と
いうのが今あって、今、老人会というのが非常
に高齢化率は上がっているが、高齢者は増え
ながら、これ見れば、かなりクラブが減って
おるといことは、非常に問題かなという思
いが。何でこういう減るのかということ
を、ちゃんと把握しながら、その支援とい
うのをしっかりやっていただきたいと思
います。

○委員長（中村和美君） そのほかありませ
んか。

○委員（大倉裕一君） 先ほどお尋ねしまし
た生活困窮者自立支援事業ですけども、きちん
とですね、就職のほうに結びつけていただ
いているということは認識をしたところ
です。さらに事業の成果が上がるようにし
っかりと取り組んでいただきたいという
ふうにあります。ひいてはこの生活保護とい
うところにつながるものだというふう
に思いますので、成果にですね、期待を
しておきたいというふうに思いま
す。

それから、冒頭、部長のほう
が抱負を述べられました。一般質問でも、子育て世代
に選ばれるまちやつしろになりたいという
ふうにおっしゃっていただけて
います。八代の子育て支援とい
うのは、本当、充実してるとい
うふうに思いますし、保育施設
が他市に比べて非常に多いとい
うのもですね、八代市にとって
のアピールどころだというふう
にも思っています。そういう面
では、健康福祉部だけに限ら
ずですね、横断的な連携を取
っていただいて、子育てされ
ている方は残っていただく、
また、八代の周りの方が

選んで八代に住んでいただける
ようなですね、取組を横断的に
八代市一体となって取り組ん
でいただくようお願いをしてお
きたいなというふうに思いま
す。よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（金子昌平君） 障害福祉サー
ビス給付事業だとか、障がい児
通所支援事業というので
ですね、国の制度に基づいて
範囲の中で利用日数を決
めてですね、様々な支援を
されていると思うんです
けれども、利用者だとか
施設の方からちょっと
話を伺うとですね、もう
1日日数が増えれば、
体力面、メンタル面に
ですね、より改善が見
込まれるのになという
声があるんですね、
厳しい状況にあるの
かなと思います
けれども、本市独自の
支援とか、そういった
ものも考えていただ
ければと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で意見も
終わりましたので、以上で第3款・
民生費についてを終了
します。

執行部入替えのため、小会します。

（午後1時48分 小会）

（午後1時50分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

執行部より発言の申出があ
っておりますので、これを
許可します。

○こども未来課長（辻田美樹君） こども
未来課、辻田です。

先ほどお尋ねがありました
人数について分かりまし
たので、御報告させて
いただきます。

令和4年度の病児・病後
児、2月末までの利用
が528人になって
おります。

また、ひかり保育園の
夜間保育につきま
しては、定員20人
に対して20人の入
園がございま
す。

以上、御報告させていただきます。

○委員長（中村和美君） 次に、歳出の第4款・衛生費について、健康福祉部から説明をお願いします。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（白川健次君） 皆様、改めましてこんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康福祉部の白川でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（白川健次君） 文教福祉委員会付託分のうち、款4・衛生費につきまして、議案第8号・令和5年度八代市一般会計予算を用いまして説明いたします。5ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算の歳出でございますが、款4・衛生費で43億1929万6000円を計上しております。前年度と比較して3億7294万9000円の増額となっております。

そのうち、項1・保健衛生費で文教福祉委員会に付託する分は18億976万4000円のうちの17億2073万円で、前年度比1億6156万円の減額でございます。これは、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業について、要求段階では国の方針が示されていなかったことから、本年度の事後処理分のみを計上となったことが主な理由でございます。

それでは、歳出の主な事業内容について御説明いたします。75ページをお願いします。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費で13億526万5000円を計上いたしております。前年度に比べ186万8000円の増額となっております。

説明欄の3つ目、千丁健康温泉センター管理運営事業3985万1000円は、温泉施設を

活用した入浴・休憩及び健康づくりの場の提供を行い、市民の健康を保持増進し福祉の向上を図るもので、燃料費1089万7000円、光熱水費512万5000円、温泉受付業務委託料691万7000円、温泉管理業務委託料1465万2000円が主なものです。

次の不妊治療助成事業440万4000円は、本年度から不妊治療が保険適用となりましたが、不妊治療を受ける夫婦について、保険適用後の自己負担分に対し、引き続き助成金を給付することにより、経済的負担の軽減を図り、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進するものです。

次の妊産婦健康支援事業7681万8000円は、安心して出産、育児ができるよう、母子健康手帳の交付や、妊婦健康診査、保健指導などを行うもので、1人当たり最大14回の妊婦健康診査に係る熊本県医師会への委託料7393万9000円が主なものです。

また、歯周病により早産や低体重児出産の頻度が高まる可能性も報告されていることから、妊婦歯科健康診査も実施し、胎児の健全な発育を図っております。

次の養育医療給付事業1077万円は、母子保健法に基づき、身体の発育が未熟な状態で生まれた子供が、指定医療機関において生後速やかに適切な処置を受けるため入院治療を行う場合に、医療費の自己負担分を助成するものです。

次の乳幼児健康支援事業2242万1000円は、乳幼児の健康の保持増進を目的に、生後4か月までの乳児家庭全戸訪問や4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児のそれぞれの健診、子供発達相談などを行っており、事業に係る会計年度任用職員の報酬760万7000円、八代市・郡医師会への健診委託料575万8000円が主なものです。

なお、3歳児健診においては、弱視の危険因

子となる斜視及び屈折異常を数秒でスクリーニングできる視力検査機器を導入し、早期発見、早期治療につなげております。

次のこども医療費助成事業5億813万1000円は、子供の疾病の早期治療を促進し、その健康の保持と健全な育成を図るとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、子供に係る医療費の自己負担の全額を助成するものです。

なお、対象年齢はゼロ歳から高校3年生相当の18歳までとなっております。

次の初期救急医療推進事業3917万8000円は、休日や夜間の突発的な疾患に対応するため、休日在宅当番医制や夜間救急センターの診療委託を行い、初期救急医療体制の充実を図るものです。

次の二次救急医療支援事業1467万7000円は、手術や入院が必要な重症患者の救急医療に対応するため、八代圏域において実施されている2次救急について、その指定を受けた病院が、休日や夜間に当番制で救急患者を受け入れ、診療を行う、病院群輪番制の病院の運営に要する経費の一部を補助することで、市民に迅速な医療の提供を行うものです。

次に、3つ飛びまして、健康増進事業1億38万5000円は、青壮年期からの健康づくりやがんなどの生活習慣病の発症予防、重症化予防を行うことにより、健康寿命を延ばし、市民の健康の保持増進を図るもので、生活習慣病予防講演会の開催等の健康教育や市民の健康に関する相談に応じる健康相談、胃がん検診、肺がん・結核検診のほか、各種がん検診などを実施するものです。健康診査委託料7455万6000円が主なものです。また、この事業では、令和5年度に第三次保健計画の策定も行うこととしております。

次に、1つ飛びまして、フッ化物洗口事業396万7000円は、生涯を通じた歯及び口腔の健康の保持増進を図るため、保育園、幼稚

園、小中学校において、希望する者に対し、フッ化物洗口液を用いてうがい等を行い、歯のエナメル質を強化し、虫歯予防を図るものです。

1つ飛びまして、健康づくり応援ポイント事業72万9000円は、健康意識を高めることにより市民の健康的な生活習慣の確立を図ることを目的に、市民の健康づくりへのきっかけをつくり、楽しみながら継続した取組を推進するため、特定健診やがん検診などの受診、健康づくりに関するイベントなどへの参加に対しポイントを付与して、目標ポイントに達成し応募した者に参加賞を進呈するとともに、抽せんで商品を贈呈するものです。

次の産後ケア事業591万9000円は、産後初期段階の母子に対する支援を強化し、産後鬱の予防や新生児の虐待予防を図り、安心して子育てできる支援体制を確保することを目的に、産後間もない産婦の心身の状態を把握するための産婦健康診査を実施し、その結果などから、支援が必要とされる産婦に対し、医療機関への宿泊や助産師による訪問により、心身のケアや育児サポートなどの支援を行うものです。

なお、令和5年度からは、日帰りの通所型産後ケアを開始するなど、さらなる支援の強化を図ってまいります。

次の子育て世代包括支援センター事業328万5000円は、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠、出産、育児に関する各種相談に応じるとともに、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない母子保健施策と子育て施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を実施するもので、助産師1名の人件費が主なものです。

76ページをお願いします。

説明欄の2つ目、久連子地区水道施設整備事業200万円は、久連子地区の住民が、久連子財産区を管理運営するに当たり、生活のために使用される水道施設の一部に破損等による不具

合が生じているため、整備に係る経費を補助するものです。

次の診療所特別会計への繰出金2673万8000円は、泉地域の椎原、下岳、歯科の3つの診療所の運営に係る経費の不足分を繰り出すものです。

1つ飛びまして、簡易水道事業会計への繰出金1億4170万円は、八代、坂本、東陽、泉地区における簡易水道事業に対して、職員の人件費や企業償還金の一部を繰り出すものです。

75ページに戻りまして、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金1億384万6000円は、こども医療費助成事業や健康増進事業に対する県支出金などで、その他4億6106万7000円は、こども医療費助成事業に対するふるさと八代元気づくり応援基金繰入金や千丁健康温泉センター入館料などでございます。

76ページをお願いします。

目2・予防費では4億1546万5000円を計上いたしております。前年度に比べ1億6342万8000円の減額となっております。

説明欄を御覧ください。

まず、各種予防接種事業では3億7784万1000円を計上いたしております。主なものとしましては、個人の病気の発病、重症化を予防するためのB類疾病予防接種として、65歳以上の高齢者に対するインフルエンザや肺炎球菌の定期接種に1億1091万1000円、病気の発生及び集団での蔓延を防止するためのA類疾病予防接種として、日本脳炎、4種混合、麻疹風疹混合などの定期接種に2億4404万7000円、その他風疹予防の追加的対策としての抗体検査費540万8000円がございません。

最後に、新型コロナウイルスワクチン接種事業3762万4000円は、本年度のワクチン接種に対する医療機関からの年度を越えた請求

分の入力や審査支払い事務に加え、接種証明書の発行事務、医療器具等の廃棄物処理業務委託に係る経費でございます。

財源内訳の特定財源、国県支出金4214万4000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫支出金が主なものでございます。

なお、令和5年度のワクチン接種については、国において継続して接種を実施する方針が決定されたことから、その接種に係る経費については補正予算で提案させていただき予定としております。

以上で、文教福祉委員会付託分の衛生費の説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 救急医療の助成のところなんです、1次救急から2次救急に紹介があったという患者数、どのくらいいますか。1次というのは初期救急ですね。

○理事兼健康福祉政策課長（梅野展文君） 健康福祉政策課、梅野でございます。

紹介分につきましては、ただいま手持ち資料がございませんので、後ほどお伝えでよろしいでしょうか。申し訳ありません。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） フッ化物洗口事業についてお尋ねいたします。

希望する者に対してということの説明があったというふうに思いますが、現在のフッ化物洗口事業に取り組んでいる保育園、幼稚園、小中学校生はどの程度いらっしゃいますか。

○健康推進課長（子育て世代包括支援センター所長兼務）（森田克彦君） 健康推進課、森田でございます。

フッ化物洗口事業についてお答えいたします。

現在、保育園や幼稚園、認定こども園等の保

育所等におきましては、65園中43園が実施しております。小中学校につきましては、40校中40校が実施しております、全ての学校で実施をしております。

児童数につきましては、ちょっと手持ちの資料がございませんので、後ほど御報告させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員（大倉裕一君） はい、構いません。

希望する者に対してというところは、恐らく導入のときに議論になりました副作用の関係じゃないかなというふうに思っておりますが、今まで取組をされた中で副作用の状況というのはなかったのでしょうか。

○健康推進課長（子育て世代包括支援センター所長兼務）（森田克彦君） これまでは、フッ化物洗口をする中では、特に幼稚園、保育園、学校のほうからは副作用等の報告は受けておりません。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

それでは、フッ化物洗口の効果と言われました虫歯の予防ですね、歯のほう、そちらのほうはどのような状況になっているかということをお聞かせいただけますか。

○健康推進課長（子育て世代包括支援センター所長兼務）（森田克彦君） 申し訳ありません。手持ちに資料がございませんので、虫歯の状況についてもちょっと後ほど御報告させていただきます。と思います。

○委員（大倉裕一君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。ほかありませんか。

○委員（橋本幸一君） 産後ケア事業ですが、昨年度の決算のときに何か利用者が非常に少ないというような、聞いたんですが、昨年度、どうでしたか。

○健康推進課長（子育て世代包括支援センター所長兼務）（森田克彦君） 産後ケア事業の利

用状況についてでございますが、令和元年の10月から実施を開始しております、令和元年度においては宿泊型が3名、訪問型が1名の利用でございましたが、今年度におきましては2月末で宿泊型が3名、訪問型が23人の利用がされているところです。

利用につきましては、年度ごとに増加してる状況でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（橋本幸一君） 安心いたしました。やはり今度も訪問型もまたされとるみたいですね。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 健康づくり応援ポイントって、予算額でいくと結構少ないなって気がするんですけども、参加者とか、実際利用されてる方はどのくらいおられるのかなと思って。

○健康推進課長（子育て世代包括支援センター所長兼務）（森田克彦君） 健康づくり応援ポイント事業でございますが、令和4年度につきましては、ポイントの台紙を1万80枚配布をしております、そのうち、ポイントが500ポイント以上たまられた方が、応募のあった者が527名いらっしゃいます。そのうち、360名について景品等の抽選で商品のほうを送付させていただいてるところです。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 健康づくり応援ポイント事業についてですけど、1万枚配った中で360人達成ということで、もう少し増えていったらいいのかなというふうな気もします

し、ポイントの対象になる部分をですね、もうちょっといろいろ考慮されてもいいのかなというふうに思いました。

あと、2次救急医療については、ちょっと具体的な数が出てないんですが、実際救急医療としてですね、受け入れる病院数、医療機関数というのは限られてきてますので、その対象というのが十分に一応機能できるようにですね、お願いしたいなと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） 意見じゃないんですけども、先ほどの成果が出てくるまではこの予算に対しては保留をしておきたいというふうに意思表示したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○理事兼健康福祉政策課長（梅野展文君） 健康福祉政策課の梅野でございます。何度も申し訳ありません。

先ほどの橋本委員さんのお尋ねの件なんですが、令和4年度の5月連休の救急診療の1次救急から2次救急へ転送の件数が2件、それと、令和4年度年末年始の同じく搬送件数が4件ということになっております。

以上、お答えといたします。

○委員長（中村和美君） それでは、採決いたします。

議案第8号・令和5年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午後2時14分 小会）

（午後2時17分 本会）

◎議案第9号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計予算

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第9号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（丸山智子君） それでは、令和5年度、健康福祉部所管、特別会計関係予算に関しましての部長総括を申し上げます。

失礼して、着座にて申し上げます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（丸山智子君） まず、国民健康保険特別会計です。国保事業は、令和2年度、3年度決算において黒字を確保することができ、このたびの3月補正予算において、財政調整基金への積立てを行う運びとなりました。しかしながら、両年度において黒字となったのは、新型コロナウイルス感染症の流行による受診控えなどで医療給付費が減少した影響が大きく、医療費が戻り始めた現状を鑑みますと、今後は厳しい状況が続くと予想しております。健全財政を維持できるよう、適正課税による収入の安定確保を図るとともに、資格管理や収納対策の実施と併せて、特定健診、特定保健指導による生活習慣病等の発症予防、重症化予防の取組など、国保事業の安定運営に向け、総合的に取り組んでまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計です。2025年度に団塊の世代全てが後期高齢者医療の対象となり、医療費の急増が見込まれることから、昨年10月に2割負担が導入されたところですが、国においては、令和6年度以降の高齢者医療制度の見直しとして、負担能力のある後期高齢者の保険料引上げなどが予定されています。本市といたしましては、様々な制度改正に係る情報提供を適切に行うとともに、今年度開

始した後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を市内全域に拡大して行うなど、保健事業にも力を入れて取り組み、医療費の適正化を図ってまいりたいと考えております。

次に、介護保険特別会計です。来年度は、令和6年度から3年間を計画期間とする第9期介護保険事業計画の策定年度に当たります。国においては、給付と負担の見直しなど次期介護保険制度の改正内容が議論されており、夏までには結論が示されることになっています。国の制度改正を踏まえ、本市の実情やニーズを的確に踏まえた計画となるよう、関係機関の御意見もしっかりと伺いながら策定し、健全な介護保険財政の維持と地域包括ケアシステムの実現に向け、取り組んでまいります。

最後に、診療所特別会計です。人口減少により過疎化、高齢化が進む五家荘地区をはじめとする泉地区におきましては、医療・福祉の社会的資源が非常に少なく、身近な場所で医療サービスが受けられる診療所の存在は非常に重要です。椎原診療所においては、令和4年度から、常駐の医師ではなく、市内外の医療機関から交代で医師を派遣していただく体制となりましたが、住民の皆様様の御理解と御協力により、円滑に医療提供ができています。令和5年度も同様の体制で実施いたしますが、住民の皆様が安定的に医療サービスを受けられるよう、引き続き県や関係機関との連携を図ってまいります。

以上で、令和5年度特別会計関係予算の部長総括を終わります。

それでは、議案第9号・八代市国民健康保険特別会計予算及び議案第10号・八代市後期高齢者医療特別会計予算につきましては西田理事兼国保ねんきん課長が、その後、議案第11号・八代市介護保険特別会計予算につきましては中村介護保険課長が、議案第15号・八代市診療所特別会計予算につきましては梅野理事兼

健康福祉政策課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○理事兼国保ねんきん課長（西田裕一君） 国保ねんきん課、西田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

座って説明させていただいてよろしいですか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○理事兼国保ねんきん課長（西田裕一君） 議案第9号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。

予算書の1ページを御覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ168億899万2000円といたしております。

また、第2条では、債務負担行為の設定を行っております。債務負担行為につきましては、4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の表でございますが、事項は、国民健康保険税納税通知書作成等業務委託で、これは、令和6年度の保険税の納税通知書の印刷、封入封緘等の業務委託について、令和5年度中に業者の選定、契約を行う必要があることから、令和5年度から6年度までの2か年間で、限度額769万8000円を設定しております。なお、当該債務負担行為に係る令和5年度予算の執行はございません。

次に、6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括で、歳入歳出それぞれ前年度比3億6347万5000円の減額となっております。これは、保険給付費の減が主な理由でございます。

それでは、歳出の具体的内容について御説明いたします。12ページをお願いいたします。

上の表、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費及びその下の目2・連合会負担金に、合計1億7872万1000円を計上

しております。

その主な内訳は、被保険者証の発行やレセプト点検などの事務経費及び職員給与経費のほか、国民健康保険団体連合会の共同事務に対する負担金などでございます。

その主な財源は一般会計からの繰入金でございます。

次に、下の表を御覧ください。

項2・運営協議会費、目1・運営協議会費に37万6000円を計上しております。本運営協議会は、法律で設置が義務づけられており、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議していただくもので、予算額は、委員報酬が主なものでございます。

その財源は全て一般会計からの繰入金でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

下の表を御覧ください。

款2・保険給付費、項1・療養諸費に合計102億5137万5000円を計上しております。これは、被保険者が医療機関等を受診された際の医療費から窓口負担分を除いた保険者負担分である保険給付費やコルセットなどを購入したときに支給する療養費が主なものでございます。前年度に比べて4億4068万9000円の減となっておりますが、減額となった主な要因は、被保険者数の減少等によるものでございます。

その財源は、ほとんどが県支出金でございます。

14ページをお願いいたします。

上の表、款2・保険給付費、項2・高額療養費に15億4250万4000円を計上しております。高額療養費は、一月の医療機関での窓口負担分が、世帯の状況や所得に応じて設定された負担限度額を超えた場合に支給されるものでございます。また、高額介護合算療養費は、介護保険も利用されている被保険者に対して、

1年間の医療分と介護分を合わせた額が、負担限度額を超えた場合に支給されるものでございます。

その財源は全て県支出金でございます。

続きまして、15ページの一番上の表をお願いいたします。

款2・保険給付費、項4・出産育児諸費に合計4702万円を計上しております。目1・出産育児一時金は、法律の改正に伴い、一子当たり42万円から50万円へ増額される予定で算定しております。

なお、本会議で別途条例改正案を上程しているところでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

国民健康保険事業費納付金でございます。これは、平成30年度から県が国民健康保険財政運営の主体となったことに伴い、県が県全体の医療給付費等を見込んだ上で、市町村ごとの被保険者数や所得水準、医療費水準を考慮して、各市町村が負担すべき納付金額を決定したものでございます。

上の表、款3・国民健康保険事業費納付金、項1・医療給付費分に合計32億9931万円を計上しております。これは、県全体の医療給付費についての本市の負担分でございます。前年度に比べて1億3244万9000円の増でございます。

その下の表、項2・後期高齢者支援金等分に9億3713万1000円を計上しております。これは、後期高齢者医療を支える現役世代からの支援金に当たるもので、他の社会保険、共済組合と同様、保険者として負担するものでございます。前年度に比べて8238万3000円の増でございます。

医療給付費分、後期高齢者支援金等分が増額となった主な要因としましては、被保険者数が減少する一方で、高齢化の進展や医療費の高度

化等の影響により、県全体の医療費総額が増加したことや団塊の世代が後期高齢者医療に移行することにより、後期高齢者に係る医療費が増加したことによるものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

上段の表、款3・国民健康保険事業費納付金、項3・介護納付金分、目1・介護納付金分に3億6203万3000円を計上しております。これは、介護保険の第2号被保険者に当たる40歳以上65歳未満の方に賦課される介護保険料でございます。前年度に比べ1627万5000円の減となった要因は、介護保険第2号被保険者数の減少に伴うものでございます。

次に、中段の表、款4・共同事業拠出金、項1・共同事業拠出金、目1・共同事業拠出金に80万8000円を計上しております。これは、国保連合会が行う広報事業等に要する経費に対する県内各市町村の拠出金でございます。

下段の表をお願いいたします。

款5・保健事業費、項1・保健事業費、目1・疾病予防費に6242万8000円を計上しております。これは、はり、きゅう、マッサージや人間ドック、脳ドックに対する助成のほか、ジェネリック医薬品の普及促進のための希望シールの配布や差額通知に係る経費及び特定健診未受診者への受診勧奨や糖尿性腎症重症化予防に関する保健事業などを実施するためのものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

下の表、款5・保健事業費、項2・特定健康診査等事業費、目1・特定健康診査等事業費に9544万9000円を計上しております。これは、特定健診や特定保健指導に係る委託料などに要する経費でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

中段の表、款6・基金積立金、項1・基金積

立金、目1・基金積立金に43万4000円を計上しております。これは、議案第2号の補正予算で計上してございました令和4年度に積み立てる国民健康保険財政調整基金積立金3億5000万円の利子相当分で、歳入で受け、同額を基金へ積み立てることとしております。

その下の表、款7・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金に、合計は20ページになりますが、1468万7000円を計上しております。これは、死亡、転出、社会保険への加入など、国民健康保険の資格喪失に伴う保険税の還付金及び還付加算金でございます。

最後に、その下の表、款8・予備費、項1・予備費、目1・予備費に1000万円を計上しております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

恐れ入りますが、戻りまして7ページをお願いいたします。

款1・国民健康保険税、項1・国民健康保険税で、合計は、次の8ページの上段の表の計になりますが、31億8798万5000円を計上しております。前年度当初予算と比較して1億7223万7000円増加しております。

なお、保険税率については、以前より委員の皆様から貴重な御意見をいただいているところでございますが、本市の諮問機関である八代市国民健康保険運営協議会からは、将来にわたって健全な国民健康保険を確保するためには、国民健康保険税率の据置きは妥当であるとの答申をいただいております。また、今後の被保険者数の減少に伴う保険税収の減少や1人当たり医療費の増加傾向を考慮し、令和5年度の保険税率は据え置くこととしております。

8ページ中段の表をお願いいたします。

款2・使用料及び手数料、項1・手数料、目1・督促手数料に300万円を計上しております。これは、保険税の滞納者に対する督促手数

料でございます。

その下の表、款3・国庫支出金、項1・国庫補助金、目1・出産育児一時金臨時補助金の47万円は、増額される出産育児一時金の臨時補助金として、1人当たり5000円が国から交付されるもので、94人分を予定しております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

上の表、款4・県支出金、項1・県負担金・補助金、目1・保険給付費等交付金に121億4441万3000円を計上しております。内訳として、節1・普通交付金が117億6348万円で、これは、本市国保の医療費等に係る保険給付費の全額を県が負担するものでございます。節2・特別交付金3億8093万3000円は、特定健診受診率の向上や糖尿病等重症化予防対策、収納率向上などに努力した保険者に、成果に応じた財政支援がなされる保険者努力支援制度に係る交付金のほか、結核や精神疾患に係る医療費が、平均的な市町村に比べて多いなど、各市町村の特別な事情による国保財政の調整を図るために交付されるものなどでございます。

続いて、その下の表をお願いいたします。

款5・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で14億5146万7000円を計上しております。この一般会計繰入金は、国民健康保険を運営するために必要となる経費について、法令等の規定に基づき、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるものでございます。内訳として、節1・職員給与費等繰入金1億7976万6000円は、国民健康保険の事業に要する人件費及び事務費分でございます。節2・出産育児繰入金3133万4000円は、歳出の出産育児一時金の市の負担分3分の2でございます。次の節3・保険基盤安定繰入金9億6678万7000円は、低所得者に対する保険税の軽減分などを公費で補填

する分でございます。なお、公費には、市の負担分のほか、国、県の負担分も含まれております。

その下の節4・財政安定化支援事業繰入金2億5614万8000円は、低所得者や高齢者が多いなど保険者の責に帰することができない特別な事情がある場合に、国保財政を安定させるために繰り入れることになっているものでございます。節5・未就学児均等割保険税繰入金1148万3000円は、令和4年度から導入されたもので、未就学の子供に係る保険税の軽減分を公費で補填するものでございます。なお、公費には、市の負担分4分の1のほか、国の負担分2分の1、県の負担分4分の1も含まれております。節6・その他一般会計繰入金594万9000円は、本市のこども医療事業分に係る国民健康保険の国庫負担金が削減されることに伴う補填分として、基準外の繰入れを行うものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

上段の表、款6・財産収入、項1・財産運用収入、目1・利子及び配当金に43万4000円を計上しております。これは、歳出でも御説明しましたが、国民健康保険財政調整基金積立金3億5000万円の利子相当分で、歳入で受け、同額を歳出にて基金へ積み立てることとしているものでございます。

その下の表をお願いいたします。

款7・諸収入、項1・延滞金加算金及び過料に合計で800万1000円を計上しております。これは保険税の滞納分に係る延滞金でございます。

11ページをお願いいたします。

最後に、上の表、款7・諸収入、項3・雑入に合計で1322万円を計上しております。これは、交通事故等に係る第三者納付金が主なものでございます。

以上が、歳入の御説明でございます。

以上で、議案第9号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 国保の被保険者数が減ったというふうなことだったんですけども、こちらは原因としては何が考えられますか。把握はされてますか。

○理事兼国保ねんきん課長（西田裕一君） 原因のまず第一に挙げられるのは、75歳になられた国民健康保険の被保険者の方が後期高齢者医療へ移られるということで、その数が非常に多いということでございます。令和3年度実績で1300人ぐらいだったと思います。

原因の2つ目として、新たに国民健康保険の被保険者となる出生数ですね、が非常に少ないということございまして、ここにも新年度予算で95名だったか上げておりますが、もう100名を切るぐらいの出生数しかないということで、あと、転入転出とかですね、社会保険の加入だったりというのは、まあそんなに大きい差はございませんので、後期高齢者医療への移行と出生数の少なさというのが減少の主な原因だと思っております。

○委員（橋本徳一郎君） 一般的に言えば、高齢化ということと出生数が少ないということが原因と。私、考えたのは、ちょっと国保に加入する対象者が減ってるのかなというふうに思ってたんですけども、その辺の部分はないということですね。そういう、主に農家だとか、自営業だとか、そういった方々の数が逆に減ってるのかなというふうに思ってたんですけど。

○理事兼国保ねんきん課長（西田裕一君） 加入者の職業の統計というのはちょっと取っておりませんが、社会保険に限って申し上げると、社会保険の適用拡大というのがですね、令

和4年の10月から始まっておりまして、101名以上の事業者だったら一定以上の、30時間以上だったと思いますが、勤務時間があれば社会保険、厚生年金等もですね、適用をしなければならぬというふうになっております。さらに、令和6年の10月からは51人以上の事業所に拡大されるということで、今後はますます国民健康保険から社会保険のほうに移られる方が増えてくるのではないかと推測しております。

○委員（橋本徳一郎君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 国保の対象が社会保険のほうに移るっていうのは、ある意味いいのかなっていうふうに思いますけど、国保財政という意味ではですね、非常に逆に厳しくなってくるなというふうに思いますんで、財政の確保という意味ではですね、この制度をきっちり知らせていただくというのと、やはり税率のほうもですね、今回据置きでっていうふうな答申があったということですけど、その見直しもぜひとも今後、引き続き検討していただきたいなと思います。お願いします。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第9号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

(午後2時44分 小会)

(午後2時45分 本会)

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

執行部より発言の申出がっておりますので、これを許可します。

○健康推進課長(子育て世代包括支援センター所長兼務)(森田克彦君) 先ほどのフッ化物洗口の件についてのお尋ねでございます。

まず、フッ化物洗口を行っている園児と児童数の状況でございますが、小学校が実施しているのが5968人、対象者のうち96.7%の希望でございます。中学校が2773人、こちらは93.6%の利用です。支援学校のほうが59人で64.8%、幼稚園、保育園の園児のほうは910人で96.1%の実施率となっております。

虫歯の状況につきましては、データがございます12歳の子供の虫歯の状況でございます。一人平均の虫歯数でございますが、令和3年度は1.20本でございますが、10年前の平成23年度は2.32本でございます。10年間で大体1.08本の減少ということで、虫歯の本数については減少している傾向にございます。

以上でございます。

◎議案第10号・令和5年度八代市後期高齢者医療特別会計予算

次に、議案第10号・令和5年度八代市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○理事兼国保ねんきん課長(西田裕一君) 国保ねんきん課、西田でございます。引き続きよろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) どうぞ。

○理事兼国保ねんきん課長(西田裕一君) 議案第10号・令和5年度八代市後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ22億5634万円といたしております。

次に、6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括で、歳入歳出それぞれ前年度比1億312万6000円の増額となっております。

それでは、歳出の具体的内容について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

3、歳出の上の表、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費に7371万8000円を計上しております。その主な内訳は、熊本県後期高齢者医療広域連合に派遣している2名を含む職員8名分の人件費のほか、被保険者証の交付に係る事務費などでございます。

主な財源は、一般会計からの繰入金でございます。

次に、その下の表、項2・徴収費、目1・徴収費に756万2000円を計上しております。これは、保険料の徴収事務に要する経費で、主に会計年度任用職員の報酬や保険料の納付書、封筒などの印刷製本費及び郵便料でございます。

財源は、全て一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

上の表、款2・後期高齢者医療広域連合納付金、項1・後期高齢者医療広域連合納付金に合計21億1686万6000円を計上しております。

内訳として、目1・被保険者保険料納付金1

5億681万円は、被保険者から納付された保険料を広域連合に納付するものでございます。前年度当初予算と比較して7311万3000円の増となっております。増額となった主な理由は、団塊の世代が後期高齢者医療へ移行することにより、被保険者数が増加し、保険料も増加することによるものでございます。

次の目2・保険基盤安定分担金6億1005万6000円は、低所得者に対する保険料の軽減分を公費で補填するもので、その4分の3を県が、4分の1を市がそれぞれ負担しております。本市の一般会計から、本特別会計へ受け入れて、広域連合へ支出するものでございます。前年度当初予算と比較して1740万6000円の増となります。

その下の表を御覧ください。

款3・保健事業費、項1・健康保持増進事業費、目1・健康保持増進事業費に5397万2000円を計上しております。

その内訳として、はり・きゅう等助成に係る経費が889万6000円、高齢者健診や歯科口腔検診に要する経費が2681万7000円でございます。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業1825万9000円は、広域連合からの委託事業として令和4年度から実施しているもので、高齢者のフレイル予防、生活習慣病重症化予防に係る経費でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

上の表、款4・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金に合計322万2000円を計上しております。これは、被保険者の死亡や転出等による保険料の還付金及び還付加算金でございます。また、本市で一旦支払い、その後、広域連合に請求する仕組みとなっております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。恐れ

入りますが、戻りまして、7ページをお願いいたします。

2、歳入の上の表、款1・後期高齢者医療保険料、項1・後期高齢者医療保険料に合計15億680万9000円を計上しております。保険料は、市で収納した後、全額を後期高齢者医療広域連合へ納付金として支出しております。

次の表、款2・使用料及び手数料、項1・手数料、目1・督促手数料22万7000円は、保険料の滞納者に対する督促手数料でございます。

下段の表、款3・繰入金、項1・一般会計繰入金に合計6億9190万円を計上しております。

内訳として、目1・事務費繰入金8184万4000円は、職員給与経費などの財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

目2・保険基盤安定繰入金6億1005万6000円は、広域連合に納付する保険料のうち、低所得者等に対する軽減分を公費で補填するものでございます。

なお、公費には市の負担分4分の1のほか、県の負担分4分の3も含まれております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

下段の表、款5・諸収入、項2・償還金及び還付加算金に合計322万2000円を計上しております。これは、保険料の過誤納に伴い支出する還付金及び還付加算金に対して、広域連合から支払われるものでございます。

9ページをお願いいたします。

下の表、款5・諸収入、項4・受託事業収入、目1・後期高齢者医療広域連合受託事業収入に5318万円を計上しております。

内訳として、節1・健診事業収入2857万4000円は、高齢者健診や歯科口腔健診に対する広域連合からの受託事業収入でございます。また、節2・委託金2460万6000円は、広域連合の委託を受けて、高齢者のフレイ

ル予防、生活習慣病重症化予防を目的として実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に対する委託金でございます。

以上が歳入の説明でございます。

以上で、議案第10号・令和5年度八代市後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 後期高齢者医療保険料の滞納金に対して督促という予算が入ってますけども、これの具体的には送付して終わりなんでしょうか。その後のフォローとかいうのはされてますでしょうか。

○国保ねんきん課主幹兼後期高齢者医療係長（北田 剛君） 後期高齢者医療保険料につきましては、まず、督促状を出す前に、年齢到達者等については電話催告等を行いまして、その後には督促状を発行しております。その後は、納税課のほうに移管しまして、納税課のほうで滞納対策を取っておられます。

短期保険証更新の際に、前年度に1期でも未納がある場合は、短期保険証になりますので、その更新の際に滞納の相談をしていただいているところです。

以上です。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 後期高齢者医療保険料もですけども、国保のほうもですね、ちょっと先ほどありましたけども、気づかずに延滞金がかかりついてるっていう方ですね、相談に何件か受けたことがあります。定例的に、なか

なか送付されてきて開けずにそのままほっておくというケースも、私が受けた分には結構そういうのがありますので、電話入れた、送ったというところだけではなくてですね、もうちょっと丁寧な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） 重ねてですけど、私のほうも読み方が間違えてたということで、引落しができなかったという方も相談を受けましたので、先ほど、電話の対応されてるということですので、引き続きですね、間違いのないようによろしくお願ひします。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第10号・令和5年度八代市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおりを決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午後2時59分 小会）

（午後3時11分 本会）

◎議案第11号・令和5年度八代市介護保険特別会計予算

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第11号・令和5年度八代市介護保険特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○介護保険課長（中村光宏君） 介護保険課の中村です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、座って説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい。

○介護保険課長（中村光宏君） ありがとうございます。

議案第11号・令和5年度八代市介護保険特別会計予算について御説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

初めに、1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ148億1538万5000円と定めております。

また、第2条におきましては、債務負担行為を設定しております。債務負担行為につきましては、3ページ下段の第2表、債務負担行為を御覧ください。内容は、地域包括支援センター運営委託におきまして、令和6年度から3年間の業務委託について、令和5年度中に業者の選定と契約を行う必要がありますので、令和5年度から令和8年度までの4年間で5億732万1000円の限度額を設定しております。

次に、5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括で、歳入歳出それぞれ前年度比3億4586万3000円の減額となっております。これは、保険給付費の減が主な要因でございます。

それでは、先に歳出のほうから説明をさせていただきます。12ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。歳出の主なものについて御説明いたします。

まず、上の表、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費に2億679万1000円を計上しております。内訳は、一般職31人分の人件費1億9980万1000円のほか、介護給付一般事務事業で会計年度任用職員報酬や高額介護の償還決定通知等の郵便料など570万4000円、また、介護保険事業計画策定事業で、第9期計画策定に向けた介護保険事業計画策定・評価審議会委員への報償費など

73万5000円がございます。

次に、下の表、項2・徴収費、目1・賦課徴収費では882万8000円を計上しております。これは、介護保険料賦課徴収事業において保険料の賦課及び徴収に要する経費で、納付書等の郵便料及び口座振替手数料の役務費515万1000円が主なものでございます。

13ページをお願いいたします。

下の表になりますが、項3・介護認定費、目1・介護認定審査会費に2294万3000円を計上しております。これは、介護保険認定審査事業において介護認定審査会を年間280回開催する経費で、委員の報酬が主なものになります。

次に、目2・認定調査費に1億1186万1000円を計上しております。これは、介護保険認定調査事業において介護認定の調査に係る経費で、認定調査員の報酬や主治医意見書作成手数料、介護認定審査会の資料作成費用及び郵便料が主なものでございます。

ここまでの、款1・総務費の説明になりますが、総務費につきましては、財源内訳の大部分が、一般会計からの繰入金となっております。

14ページの下の方を御覧ください。

款2・保険給付費、項1・保険給付費、目1・介護サービス給付費に128億6630万円を計上しております。この目で歳出予算総額の約87%を占めております。これは、要介護1から5までの認定を受けた方の各種介護サービスに対する保険給付事業でございます。

次に、目2・介護予防サービス給付費に2億8240万円を計上しております。これは、要支援1または2の認定を受けた方の介護予防サービスに対する保険給付事業になります。

次に、目3・高額介護サービス費に3億1000万円を計上しております。これは、高額介護サービス給付事業において、介護サービスを利用した月の自己負担額が一定の金額を超えた

場合に、超過した分を利用した被保険者に対して支給するものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

表の中ほど、目8・特定入所者介護サービス費に4億2700万円を計上しております。これは、特定入所者介護サービス給付事業において、施設に入所する低所得者の方が一定の要件を満たす場合、居住費と食費について、所得等に応じて自己負担の限度額が設けられており、その限度額を超えた分を保険給付するものでございます。

次に、表の一番下の行ですが、保険給付費の財源内訳のうち、国県支出金は55億9697万8000円となっております。国庫支出金の割合は、施設サービスの費用の15%、その他サービスの費用の20%でございます。

また、県支出金は、施設系サービスの費用の17.5%、その他サービス費用の12.5%となっております。

次の繰入金19億9155万2000円は、給付費全体の12.5%が市の負担となっておりますことから、一般会計から繰り入れるものでございます。

繰入金の右隣、事業収入の63億6747万円につきましては、65歳以上の方の第1号被保険者保険料と、40歳から64歳までの医療保険に加入されている方の第2号被保険者保険料に相当する社会保険診療報酬支払基金からの交付金になります。

次に、16ページをお願いいたします。

款3・地域支援事業費、項1・介護予防・日常生活支援総合事業費、目1・介護予防・生活支援サービス事業費に2億7752万2000円を計上しております。これは、国が一律に基準と報酬を定めている保険給付費とは異なり、市町村が地域の実情に応じ、介護予防や日常生活支援に係る多様なサービスを提供する事業で、要支援1または2の認定を受けた方や要介

護認定を受けなくても、生活機能の低下が認められる方が利用する訪問型サービス事業、通所型サービス事業に要する経費が主なものでございます。

次に、目2・一般介護予防事業費に3730万3000円を計上しております。これは、全ての高齢者を対象に、できる限り健康な状態を維持できるようにすることを目的とした事業になります。内訳は、地域介護予防活動支援事業において、コミュニティーセンター等で介護予防と体力づくりを行うやつしろ元気体操教室や地域の公民館や集会所等で、生きがいくくり、健康づくり、仲間づくりを行ういきいきサロンなどの開催に係る委託料が主なものでございます。

次に、表の一番下の行、介護予防・日常生活支援総合事業費の財源内訳でございますが、国県支出金の1億6027万6000円は、事業費の25%を国が負担、12.5%を県が負担することとなっております、その合計額でございます。

また、右の繰入金3906万1000円は、事業費の12.5%を市が負担することから、一般会計から繰り入れるものでございます。

さらに、その右隣の事業収入の1億1548万8000円は、1号被保険者の保険料と2号被保険者の保険料に相当する支払基金交付金になります。

次に、17ページをお願いいたします。

項2・包括的支援事業・任意事業費、目1・包括的支援事業費に1億6129万円を計上しております。これは、市内6か所に設置しております地域包括支援センターの運営委託事業費や地域における生活支援体制の整備を推進するため、生活支援コーディネーターを配置する生活支援サービス体制整備事業が主なものでございます。

次に、目2・任意事業費に2869万4000円を計上しております。これは、緊急通報装置を利用した安心相談確保事業や配食サービスを行う食の自立支援事業など、生活支援事業が主なものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

上段の表、一番下の行になりますが、包括的支援事業・任意事業の財源内訳でございますが、国県支出金1億948万9000円は、事業費の38.5%を国が、19.25%を県が負担することとなっております。

また、繰入金の3649万6000円は、事業費の19.25%を市が負担するための一般会計からの繰入金になります。

さらに、事業収入の4399万9000円は、第1号被保険者の保険料になります。

次に、中段の表、款4・基金積立金、項1、目1・基金積立金として1万4000円を計上しております。これは、介護給付費準備基金の預金利子を積み立てるものでございます。

次に、下段の表、款5・諸支出金、項1、目1・償還金及び還付加算金として413万9000円を計上しております。これは、償還金事業において、第1号被保険者から徴収した保険料の過年度分の還付金の支出に充てるものでございます。

以上が歳出の説明になります。

続きまして、歳入について御説明いたします。ページが戻りまして、恐れ入りますが、6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。主なものについて御説明いたします。

上の表の款1・保険料、項1・介護保険料、目1・第1号被保険者保険料に26億7944万8000円を計上いたしております。内訳としまして、節1・現年度分特別徴収保険料24億5739万2000円は、年金から天引きされるものでございます。節2・現年度分普通徴

収保険料2億1368万7000円は、納付書や口座振替にて納付していただくものになります。なお、節3・滞納繰越分保険料として836万9000円を計上しております。

7ページをお願いいたします。

中段の表、款4・支払基金交付金、項1・支払基金交付金の合計額38億5103万5000円は、先ほど歳出の財源内訳で御説明しましたが、40歳から64歳までの医療保険に加入されている方の第2号被保険者保険料について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

目1・介護給付費交付金の37億6666万2000円は、歳出の保険給付費の27%となっており、目2・地域支援事業支援交付金の8437万3000円は、歳出の介護予防・日常生活支援総合事業費の27%となっております。

下段の表、款5・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・介護給付費負担金25億7108万9000円は、歳出の保険給付費のうち、施設系サービスの15%、その他のサービスの20%を法の規定に基づき国が負担するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

上の表の項2・国庫補助金、目1・調整交付金10億7865万8000円は、歳出の保険給付費の7.62%、地域支援事業費の5%に当たります。これは、市町村の努力では対応できない第1号被保険者の保険料の格差を是正するために、国から交付されるものでございます。

その下、目2・地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業6249万9000円と、目3・地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業7299万3000円は、地域支援事業に必要な経費のうち、法の規定により国が補助するものでございます。

次に、下の表、款6・県支出金、項1・県負担金、目1・介護給付費負担金19億6285万5000円は、歳出の保険給付費のうち、施設系サービスの17.5%、その他のサービスの12.5%を法の規定により県が負担するものでございます。

9ページをお願いいたします。

上の表、項2・県補助金、目1・地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業3906万1000円と目2・地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）3649万6000円は、法の規定により県が補助するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

款8・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金24億1624万7000円は、歳出の保険給付費及び地域支援事業費に対する法の規定による市の負担分のほか、低所得者の保険料軽減に要する経費や職員給与費などを一般会計から繰り入れるものでございます。

以上が歳入の説明になります。

以上で、議案第11号・令和5年度八代市介護保険特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 給付費が前年と比べて結構下がってるような報告だったと思うんですけど、これはどういう理由で下がってるんでしょうか。

○介護保険課長（中村光宏君） 保険給付費のほうがですね、昨年度よりも3億ぐらいですかね、下がってるような状況になってますけれども、ちょっと令和4年度ですね、ちょっと当初予算の予算が大きかったというのが1つありましてですね、令和4年度の決算見込みのほうから令和5年度は見込んでおりますので、令和

4年度から予算が減額したというふうな状況になっております。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（橋本徳一郎君） 決算がこれからということだということですよ、要は。

○介護保険課長（中村光宏君） そうですね。

○委員（橋本徳一郎君） 実際、令和4年度の実情を見ると、やはり利用者っていうのは、令和2年度よりは増えてたと思うんですけど、やっぱり新型コロナの影響で例年よりは下がってたなという印象があるもんですから、その辺はちょっと慎重に見ていったほうがいいのかないかなというふうに思いました。意見です。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第11号・令和5年度八代市介護保険特別会計予算については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午後3時31分 小会）

（午後3時32分 本会）

○議案第15号・令和5年度八代市診療所特別会計予算

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第15号・令和5年度八代市診療所特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○理事兼健康福祉政策課長（梅野展文君） 皆

様、改めましてこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課、梅野でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて御説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○理事兼健康福祉政策課長（梅野展文君） それでは、議案第15号・令和5年度八代市診療所特別会計予算につきまして御説明いたします。

令和5年度八代市診療所特別会計予算の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6804万5000円といたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の1、総括でございますが、歳入歳出それぞれ前年比226万9000円の減額となっております。

内容につきましては、歳出予算から御説明いたします。

ページ飛びまして、8ページを御覧ください。

3、歳出の款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費は5136万6000円で、前年度比で184万3000円の増となっております。

一番右側の説明欄を御覧ください。

上から2つ目の椎原診療所一般管理事業2759万2000円は、泉町にあります市立の僻地診療所のうち、五家荘地域に開設しております椎原診療所の運営に要する経費でございます。

椎原診療所につきましては、令和4年度から、熊本労災病院、熊本総合病院、八代北部地域医療センター、熊本整形外科病院の4病院から交代で医師の派遣をいただき、週3日の診療と、併せて訪問看護を週1日行う体制といたしております。

経費の内訳の主なものといたしましては、医師派遣委託料1250万9000円、会計年度任用職員の看護師2名分の報酬405万6000円、患者送迎業務委託料157万9000円、医師送迎委託料126万3000円、受付業務委託料98万6000円、診療報酬請求事務委託料80万円などがございます。

説明欄1つ下の下岳診療所一般管理事業2095万1000円は、同じく泉町にございます下岳診療所の運営に要する経費で、主なものは、八代郡医師会への診療業務委託料1775万7000円や洋式化等に伴うトイレ改修工事請負費92万9000円でございます。

次の歯科診療所一般管理事業242万1000円は、泉町柿迫地区にございます泉歯科診療所の運営に要する経費で、主なものは、八代歯科医師会への診療業務委託料239万1000円でございます。一般管理費の増額の理由といたしましては、先ほど申し上げました下岳診療所のトイレ改修費等が主なものでございます。

次の目2・医療費は1531万8000円で、前年度比390万9000円の減となっております。これは、各診療所で使用する医薬品や医薬材料、血液検査や歯科技工の委託などに要する経費で、内訳といたしましては、椎原診療所772万2000円、下岳診療所735万円、歯科診療所24万6000円といたしております。減額の理由でございますが、椎原診療所及び下岳診療所における受診者数の減少の見込みから、医薬品の購入費等を減額したことなどによるものでございます。

9ページをお願いいたします。

款2、項1・公債費、目1・元金は135万6000円で、前年度比19万8000円の減となっております。これは、これまでに医療機器の購入等で借り入れた起債の償還元金でございます。

次の目2・利子は5000円で、前年度比5

000円の減となっております。これは、起債の償還利子でございます。

以上が歳出予算でございます。

続きまして、歳入予算の御説明をいたします。すいません、お戻りいただきまして、5ページをお願いいたします。

上の表2、歳入の款1・診療所事業収入、項1・診療収入、目1・保険収入は2108万1000円で、前年度比533万4000円の減となっております。これは、医療保険から支払われる診療報酬で、内訳といたしましては、椎原診療所で1040万円、下岳診療所で1050万円、泉歯科診療所で18万1000円を見込んでおります。減額の理由といたしましては、椎原診療所及び下岳診療所の受診者数の減少の見込みによるものでございます。

次の目2・一部負担金収入371万5000円は、医療費の個人負担分で、前年度比30万5000円の減となっております。

次の目3・その他診療収入68万円は、予防接種に伴う収入で、前年度比7万円の減となっております。

下の表、款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・診療所使用料は13万5000円でございます。主なものは、下岳診療所の診療に従事する医師などが休憩所として使用しております診療所に隣接する建物の使用料収入13万2000円でございます。

6ページをお願いいたします。

上の表、項2・手数料、目1・診療所手数料は27万円で、前年度比3万円の減となっております。これは、診断書の作成手数料や健康診断に係る手数料収入で、椎原診療所が20万円、下岳診療所7万円を見込んでおります。

下の表、款3・県支出金、項1・県補助金、目1・へき地診療所県補助金は1540万6000円で、前年度比282万5000円の減となっております。その右側にございます節1・

へき地診療所運営費補助金1502万4000円は、採算性が低い僻地診療所の運営費に対する補助金で、補助率が3分の2となっております。内訳は、椎原診療所が901万4000円、下岳診療所が432万4000円、歯科診療所が168万6000円といたしております。その下の節2・へき地患者輸送車運行支援事業補助金38万2000円は、椎原診療所で運行しております患者輸送車の運行経費に係る補助金で、補助率2分の1でございます。

7ページをお願いいたします。

上段の表、款4・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金は2673万8000円で、前年度比629万円の増となっております。これは、各診療所の運営における収支不足分を一般会計から繰り入れるもので、内訳といたしましては、椎原診療所が1466万1000円、下岳診療所が1129万2000円、歯科診療所が78万5000円となっております。

中段の表、款5、項1、目1・繰越金は1000円でございます。

下段の表、款6・諸収入、項1、目1・雑入は1万9000円となっております。

以上で、議案第15号・令和5年度八代市診療所特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第15号・令和5年度八代市診療所特別会計予算については、原案のとおり決するに賛

成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

(午後3時42分 小会)

(午後3時43分 本会)

◎議案第25号・財産の無償譲渡について

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第25号・財産の無償譲渡についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長(福祉事務所長兼務)(丸山智子君) 議案第25号・財産の無償譲渡につきましては、このたびの東陽町河俣保育園の民営化に伴うものでございます。

担当の辻田こども未来課長が御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

また、その後の条例議案につきましても、各所管の担当課長等から御説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○こども未来課長(辻田美樹君) 改めましてこんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり)こども未来課、辻田です。

着座にて御説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) どうぞ。

○こども未来課長(辻田美樹君) どうぞよろしく願いいたします。

議案第25号・財産の無償譲渡について御説明させていただきます。議案書は11ページ及び12ページになります。

今年度、9月及び12月の文教福祉委員会において、八代市立河俣保育園の民間移管について御説明をさせていただいたところです。

昨年末の12月26日には、NPO法人東陽まちづくり協議会子育て支援ネットワークが正式に設立となり、また、先月20日には、文教

福祉委員会の委員の皆様には河俣保育園を視察していただきました。

なお、2月28日に熊本県において社会福祉審議会が開催され、その後、県が設置認可を決定され、3月11日に本市に連絡があったところです。

この議案第25号・財産の無償譲渡につきましては、河俣保育園園舎の無償譲渡に係る契約の締結について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

建物の所在地は八代市東陽町河俣2620番地、建物の規模は、構造が木造平家建て、総面積289.23平方メートルとなっております。

契約の相手方は、NPO法人東陽まちづくり協議会子育て支援ネットワークとなります。

建物の評価額は434万円となりますが、建築から25年を経過していること、今後の施設改修等は移管先で行うことなどを考慮し、これまでの民間移管の場合と同様に、建物については無償で譲渡することとしております。

契約に際しましては、建物を児童福祉事業の目的以外での使用をしないこと、譲渡後10年間はほかの事業者へ転売しないことなどの条件を付すこととしております。

なお、土地につきましては、河俣阿蘇神社の所有であり、これまで市は土地を借用していたところです。河俣保育園の民間移管後は、移管先であるNPO法人東陽まちづくり協議会子育て支援ネットワークが引き続き借用をされることとなっております。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長(中村和美君) 以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員(中山諭扶哉君) すみません、まずはですね、経営についてNPO法人がされるとい

うことです。代表権といいますか、これはもう完全に責任まで全部NPO法人が受けられるということによろしいのでしょうか。

○こども未来課長（辻田美樹君） はい、NPO法人のほうで受けられます。

○委員（中山諭扶哉君） そうしますと、先ほどお話ありましたように、資産の補修とかですね、そこら辺があった場合は全てそのNPO法人でされるというようなことで間違いないですかね。

○こども未来課長（辻田美樹君） 私立の保育園になりますので、私立の保育園が建物の改修などを行われる際には、国とか県の補助金がございますので、そちらを活用していただくこととなります。

○委員（中山諭扶哉君） その場合、通常、代表が保証人とかそういうことになるかというふうに思いますけど、この場合はどうなりますかね。もしも借入れがあった場合とかはですね。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（福本桂三君） 福本です。

借入れにつきましては、民間の借入れになりますので、そちらのほうの借入れということになりますので、行政の場合には、そこまではいろいろなどが借入れとするとか、保証人がどうなのかというのは関知しないところでございます。

○委員（中山諭扶哉君） ありがとうございます。通常の民間と同じということです。そこら辺についても御理解をされてるということで理解をしました。

それと、あつてはいけないことなんですけど、もしも不祥事とかですね、起こった際とか、そこら辺の責任についてもNPO法人の方がもう責任を取られるというようなことで間違いないのでしょうか。

○こども未来課長（辻田美樹君） 不祥事については、責任という形では設置者になります

が、市のほう、県のほうにも指導監督の権限がありますので、そちらのほうできちんと指導していきたいと思います。

○委員長（中村和美君） 以上ですか。

○委員（中山諭扶哉君） 分かりました。指導はされるということではありますが、不祥事等の責任はそのNPO法人が負うということで理解をしました。

現にですね、まちづくり協議会のほうでもいろいろなお話をされているということで思いますけど、ほとんど反対意見とかは、出てる状況とかはありますでしょうか。何かこれについては特に。なければいいんですけど。

○こども未来課長（辻田美樹君） 特に反対意見というものは聞いてはおりません。

ただ、心配をされる声というのはありますので、保護者さんとか、NPO法人とか、保護者さんのニーズに応じることができるとか、どんなふうにしていくのかということも協議しながら、1つ1つ解決をしていくということで聞いております。

○委員（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

そしてですね、これ、理事長は現まちづくり協議会の会長がされるということによろしかったでしょうか。

○こども未来課長（辻田美樹君） はい、そうです。

○委員（中山諭扶哉君） されるということであれば、その後、もしも会長が替わられる際、交代をされる際とかも全てそれを引き継がれるという認識でよろしいでしょうか。

○こども未来課長（辻田美樹君） そちらにつきましては、NPO法人さんと、あと、東陽まちづくり協議会のほうで決めていかれると思っております。

以上です。

○委員（中山諭扶哉君） ありがとうございます

す。完全にNPO法人化、自分たちでやられていくということで理解をしました。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（中山諭扶哉君） いろいろ質問をしましたが、私としてはですね、どうしてもですね、責任を負っていかれる、何かあった場合のことは、もう市ではなくてそのNPO法人が全て責任を取っていかれるということでありませぬ。経営というものに関してはですね、非常にですね、心配をするところであります。先ほど申しましたように、資金が必要になったときの借入等ですね、必ずどこかで出てくる可能性があります。そういうところにこのまちづくり協議会というところにそれを背負わせていいのかという部分に関しては、私は非常に危惧をしております。そういうことで判断をさせていただきたいというふうに思います。うまくいくようには願ってはおります。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第25号・財産の無償譲渡については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手多数と認め、本件は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午後3時54分 小会）

（午後3時55分 本会）

◎議案第31号・八代市泉地域福祉センター条

例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第31号・八代市泉地域福祉センター条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼健康福祉政策課長（梅野展文君） 健康福祉政策課の梅野でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて御説明させていただきます。

それでは、議案書の31ページでございます。議案第31号・八代市泉地域福祉センター条例の一部改正について御説明いたします。

なお、議案書の内容を分かりやすく記載したものを別紙資料としてお示ししておりますので、そちらのほうを御覧いただいでよろしいでしょうか。

まず、1、八代市泉地域福祉センターは、高齢者及び身体に障害がある方々に対して、介護支援機能や居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、福祉の増進を図ることを目的に設置された施設でございます。

センターでは、現在、指定管理者として八代市社会福祉協議会が管理運営を行っており、デイサービス事業や一般入浴事業のほか、居住部門事業を実施いたしておりますが、今回の条例の一部改正は、この居住部門事業に係るものでございます。

居住部門事業とは、市内に住所のある方で、身体が虚弱、または、住宅環境や高齢等の理由により独立して生活することに不安のある、おおむね60歳以上の独り暮らしや御夫婦のみの世帯の方にセンター併設の居住部門に御入居いただいているもので、現在7人の方が入居しております。

2、改正の趣旨としまして、この居住部門事業における光熱水費につきまして、現在、使用

料として一月当たり一人部屋の場合1500円、二人部屋の場合3000円を定額で徴収いたしておりますが、今回、受益者負担の観点等から見直しを行い、実費相当額による負担とするに当たり、所要の改正が必要となったものでございます。

次に、3、主な改正の内容でございますが、①条例別表中、光熱水費の一月当たりの基本使用料に関する記載部分を削除し、新たに②別表の備考に、居住設備の利用者は、光熱水費の実費に相当する額を負担しなければならない旨の記載を追加するものでございます。

4、施行日は令和5年4月1日といたしております。

なお、下の米印に記載しております4月からの実費相当額につきましては、季節によって差がございますので、これまでの実績から1年分の見込額を算出し、一月当たりの平均に換算いたしますと、一人部屋で一月当たり約9000円程度と見込んでおり、現在の使用料1500円との実質的な差額は、一月約7500円程度になるというふうに考えております。

また、本改正につきましては、事前に御入居中の皆様へ御説明を行い、了解をいただいているところでございます。

以上で、議案第31号・八代市泉地域福祉センター条例の一部改正についての説明を終わります。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） これ、個別の部屋にメーター器とかをつけて、使用量に応じた実費負担というような形にはできなかったんですかね。

○理事兼健康福祉政策課長（梅野展文君） 建物の構造上、電気につきましては個別のメーターがついておりますが、いわゆる共用部分、お

湯を使ったりしたときのボイラーの灯油とか、あとは排水設備を使った分とか、そういったところはどうしても共用になりますので、そういった部分は案分をしてというふうな形になっております。

電気につきましては実費というところではしております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第31号・八代市泉地域福祉センター条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午後4時00分 小会）

（午後4時01分 本会）

◎議案第32号・八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第32号・八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正についてを議題として、説明を求めます。

○高齢者支援課審議員兼課長補佐（大間照樹君） 高齢者支援課の大間でございます。よろ

しくお願いいたします。

すみません、座って説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○高齢者支援課審議員兼課長補佐（大間照樹君） 議案第32号・八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正についてでございます。

内容の説明につきましては、配付しております資料、右肩に令和5年3月14日、文教福祉委員会、議案第32号、高齢者支援課とあります資料をもちまして説明をさせていただきます。

最初に、改正の趣旨でございます。本市の地域包括支援センターの人員配置につきましては、国の基準に準拠しておりまして、八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例において、1圏域当たりの高齢者人口に応じた人員基準を規定しております。その数は、1圏域当たり、高齢者人口がおおむね3000人以上6000人未満の場合の人員基準となっておりますが、現状では、それを超える圏域が複数存在し、センター職員の負担が増大しているという状況でございます。

その一方で、中山間地等を管轄する圏域において、今後3000人を下回る圏域が出てくること懸念されております。

加えまして、圏域の校区数や移動に時間を要する山間地域を有する圏域への配慮など、考慮すべき点もあり、圏域の状況に応じた人員配置が求められている状況でございます。

これらを踏まえまして、本市といたしましても、新たな人員配置基準を設けることで、センター職員の負担軽減を図るとともに、各圏域の地域性を考慮した人員配置を可能とするものがございます。

次に、2、主な改正の内容でございます。今回の改正部分である条例第4条につきまして、

新旧対照表をつけております。

なお、今回の主な改正点は、大きく2点ございます。まず、1点目といたしまして、改正案の第4条第2項において、圏域の高齢者人口数、第1号被保険者数に応じて、おおむね3000人未満の場合に3つのパターンを、また、おおむね6000人以上の場合に2つのパターンの人員配置基準を新たに定めております。

続いて、2点目といたしまして、改正案の第4条第4項において、センター職員の業務内容、業務量等を勘案し、市長が必要と認める場合に、第4条第1項から第3項に規定する人員基準に加えて、市長が認める職員の員数を加えることができるものとする旨の規定を定めております。

以上が主な改正の内容でございます。

最後に、3、施行日につきましては、令和6年4月1日としております。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） これ、新しいのを見ると、6000人以上のところは保健師とか割と専門員が配置されるってなっておりますが、3000人を超えるところではその人数だけが示してあるんですが、その内容については特に定めはないということですか。

○高齢者支援課長補佐兼高齢者福祉係長（窪田智昭君） お答えいたします。

まず最初に、3000から6000人というのは、国のほうが定めた人員配置の中で決められたものでございます。そのうちに、いわゆる3職種というんですが、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、この3人が1名ずつがこの3000から6000人になる場合には基準数を配置することになっておりますので、ここについては従来どおりと変わらないと。それ

に追加しまして、6000人を超えた場合については、6000人を超え9000人未満の場合であれば、そこに新たに八代市が指定する職種を一人増やす。と、9000人を超えた場合は二人を増やすということをこちらのほうでは新たに追加しております。

それと、3000人を切っている場合については、もともと、これ、国の基準はございまして、ちっちゃな小規模の市町村を想定してたんですが、そこについては基準があるので、そのまま、そこもきっちり決めますよというところのことになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 3000人以下の部分ですね、すぐ対面で相談を受けるとか、そういうのが厳しいんだと思うんですが、おられるということで、すぐにオンラインとか電話なりで相談ができるような体制をですね、ぜひ組んでいただきたいと思います。お願いします。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第32号・八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午後4時08分 小会）

（午後4時09分 本会）

◎議案第33号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第33号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○こども未来課長（辻田美樹君） こども未来課、辻田です。

それでは、着座にて御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○こども未来課長（辻田美樹君） 議案第33号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。議案書は37ページ及び38ページになります。

こちらにつきましては、八代市立河俣保育園の民間移管に伴い、保育園の名称及び位置を定めている別表から八代市立河俣保育園の項を削除するものです。

施行日は、民間移管となる令和5年4月1日としております。

説明は以上になります。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第33号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

○委員長(中村和美君) 次に、議案第34号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○こども未来課長(辻田美樹君) こども未来課、辻田です。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

着座にて御説明させていただきます。

議案第34号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について御説明いたします。議案書は39ページ及び40ページになります。

この条例は、本市の各保育施設を利用する際の利用者負担額、いわゆる保育料の額を定めているものでございます。

本市において、令和5年9月から保育料の無償化を実施するに当たり、保育に係る利用者負担額を定める条例について、附則に「この条例の規定にかかわらず、第3条に規定する利用者負担額は無料とする」という項を加え、規定の整備を行うものです。

施行日は、保育料の無償化を開始する令和5年9月1日としております。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長(中村和美君) 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第34号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○委員長(中村和美君) 次に、議案第35号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○こども未来課長(辻田美樹君) こども未来課、辻田です。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

着座にて御説明させていただきます。

議案第35号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について御説明いたします。議案書は41ページから47ページになりますが、別紙資料を用意させていただいておりますので、そちらを御覧ください。右肩に、令和5年3月14日、文教福祉委員会、議案第35号関係資料、こども未来課とある資料になります。

この改正につきましては、厚生労働省令及び内閣府令の改正に合わせて、本市の保育施設等に関して定めている条例の改正を行うものです。

まず、1、改正の理由ですが、子ども・子育てに係る施設・事業の認可基準等において従うべき基準、参酌すべき基準を定める次の厚生労

働省令及び内閣府令の一部改正に伴い、本市の関係条例について所要の改正を行うものです。

改正となりましたものは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準となっております。

次に、2、主な改正内容ですが、本市の3つの条例について一部改正を行うこととしております。

まず、1、八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてです。この家庭的保育事業等とは、比較的少人数の保育所で、ゼロ歳から2歳までの子供を対象とした保育サービスを行うもので、本市においては小規模保育所2か所、事業所内保育所1か所が該当いたします。この条例では、家庭的保育事業等の認可のために必要となる項目について定めております。具体的な改正の内容は、安全計画の策定等の義務化、自動車を運行する場合の子供の所在確認及び子供見落とし防止のための装置装備の義務化、インクルーシブ保育、保育と児童発達支援等の一体的な実施を可能とするための設備・人員基準の緩和、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化、書面等に代えて電磁的記録、電磁的方法による対応を可能とする規定の整備及び懲戒権に関する規定の削除となっております。

次に、2、八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてです。この特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業とは、保育所、認定こども園、幼稚園、先ほど御説明した小規模保育所などが含まれており、本市においては67の施設が該当いたします。この条例では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の運営の確認のため、必要となる項目について定めて

おります。具体的な改正の内容は、書面等に代えて電磁的記録、電磁的方法による対応を可能とする規定の整備及び懲戒権に関する規定の削除となっております。

最後に3、八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行います。この放課後児童健全育成事業とは、放課後児童クラブを対象としており、本市が委託している34のクラブが該当いたします。この条例では、放課後児童クラブの設備や運営の確認のために必要となる項目について定めているものになります。具体的な改正の内容は、安全計画の策定等の義務化、自動車を運行する場合の子供の所在確認の義務化、業務継続計画の策定等の努力義務化及び感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化となっております。

最後に、3、施行日ですが、施行日は令和5年4月1日となっておりますが、電磁的記録を可能とする改正などにつきましては、公布の日から施行することとしております。

いずれも国の改正に合わせた改正となっております。

説明については以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 電磁記録というのが書いてあるんですけど、これの設備は既にあるんでしょうか。

○こども未来課長（辻田美樹君） 電磁的記録につきましては、ICTシステムですとか、システムによる対応を各園で既に行っているところがございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第35号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号・八代市子ども・子育て会議設置条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長(中村和美君) 次に、議案第36号・八代市子ども・子育て会議設置条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○こども未来課長(辻田美樹君) こども未来課、辻田です。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

着座にて御説明させていただきます。

議案第36号・八代市子ども・子育て会議設置条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。議案書は49ページから51ページになります。

こちらにつきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律において、子ども・子育て支援法及び学校教育法が一部改正されたことにより、引用条項の整理を行うものです。

施行日は令和5年4月1日としております。

説明は以上になります。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(中村和美君) 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第36号・八代市子ども・子育て会議設置条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

(午後4時20分 小会)

(午後4時21分 本会)

◎議案第37号・八代市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長(中村和美君) 本会に戻します。

次に、議案第37号・八代市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長補佐(藤澤智博君) それでは、議案第37号・八代市国民健康保険条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。

すいません、座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長補佐(藤澤智博君) 議案書は53ページから54ページの部分でございますが、説明につきましては、事前にお配りし

ております資料、八代市国民健康保険条例の一部改正についての概要により説明させていただきます。

まず、資料の1、改正の趣旨でございます。被保険者が出産した際に支給する出産育児一時金について、全国一律で50万円に上げがされます。そのため、健康保険法施行令及び国民健康保険条例参考例の一部が改正されたことを受け、条例を改正するものでございます。

なお、支給額50万円の内訳は、括弧内にありますとおり、一時金分が48万8000円、産科医療補償制度の掛金相当分が1万2000円でございます。この産科医療補償制度は、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する制度で、新生児が出産時の事故により重度の障害を負ってしまった場合に、保護者に対して一定の補償を行うという制度でございます。

次に、2番、改正内容について説明させていただきます。条例第6条第1項に規定しております出産育児一時金支給額を現行の40万8000円から48万8000円に改正するものでございます。

最後に、施行期日は、令和5年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） すいません、八代市内で出産をした場合、大体相場って今幾らになつとつとでしょうか。

○国保ねんきん課医療給付係長（山田 卓君）

今、委員お尋ねのですね、出産した場合の費用の相場ということで、こちらのほうに昨年、令和3年度の出産育児一時金として申請のあった中での費用の平均を出したところ、大体平均としては約40万弱ぐらいの費用がかかっているところになります。

以上です。

○委員（大倉裕一君） その差額の部分というのは、どうなりますかね。

○国保ねんきん課医療給付係長（山田 卓君）

今で言いますと42万円、出産一時金が支給されるんですが、40万かかった場合残りの2万円は、本人さんから申請をしていただいて本人さんに支給をするという形になりまして、出産費用と別に余った分は、本人さんのほうに、妊婦さんのほうに支給するという形になります。

以上です。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（大倉裕一君） この引上げによって産科のですね、出産費用が逆に引上げになってしまうと、またおかしな面が出てくるのかなというふうに思いますので、その辺りを、なかなか産科のほうに呼びかけるのは難しい点もあるかとは思いますが、そういった部分が懸念されないようにですね、行政のほうからも上手にチェックをしていただければなというふうに思います。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第37号・八代市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第38号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長補佐（藤澤智博君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきます。

議案第38号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、御説明させていただきます。

議案書は55ページから56ページの部分でございますが、説明は、先ほどと同じように、資料を用いて説明させていただきます。資料は、八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての概要でございます。

まず、資料1、改正の理由でございます。熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が令和4年2月14日に改正されましたが、その条例を引用している本市の条文において条ずれが生じていることから、条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正の内容です。第2条第8号中、広域連合条例附則第5条を広域連合条例附則第3条に改めるものでございます。ちなみに、この附則第3条は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定している条文でございます。

最後に、施行期日は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了し

ます。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第38号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。

執行部は退室してください。

（執行部 退席）

◎請願第1号・物価高騰に見合う年金額引き上げを求める意見書の提出方について

○委員長（中村和美君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の請願1件です。

それでは、請願第1号・物価高騰に見合う年金額引き上げを求める意見書の提出方についてを議題とします。

趣旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（中村和美君） 本請願について御意見等はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 紹介議員にもなっておりますので、もうちょっと詳しくというかです、具体的にはやはり年金の場合、今、夫婦二人でいくと何とか生活できるようなレベルかなとはなりますけども、それが単身者世帯になるともうとても年金では暮らしていけないという現象が多々見受けられます。ぜひ国の制度としてですね、年金額（聴取不能）物価上昇率に基づき増加するというを本市から上げていただきたいということの趣旨です。よろしくお

願います。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（友枝和也君） この0.4%引き下げたというと、あんまりよう分からんとですけど、年金ばちょっと上げろちゅうことですよ、全部ちゅうか。

○委員（橋本徳一郎君） そうですね。

○委員（友枝和也君） あんま年金で困っとらす——みんな困っとるけん、年金の人ばつかという。だけん、この下がった理由とかもやっぱあるけん、物価上昇とか何か、賃金の何かに合わせて何か年金は下がったり上がったりとか、その辺がよう分からんと何か——下げた原因とかもちょっと説明。

○委員（橋本徳一郎君） 具体的には物価スライド制が一番の要因というふうに言われてます。それで、物価スライド制になると、突飛なところでの上下というのに対応できないというのがあるので、やはりこういういきなりの高騰ということではですね、難しいというのがありますので、そこが上昇率に基づきっていうのが、年金者のほうからというのが——ちょっとこの仕組みがですね、ちょっといろいろ計算があるので、宙では言えませんが。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（橋本幸一君） 結局、年金制度がどういう仕組みになっとつとかというのが分からないというような。私もあんまり詳しくうなかけん、担当を呼んでからその辺の説明はでけんのでしょうか。

○委員長（中村和美君） ということでございますが、ただいま本件に関し執行部に説明を求めるとの意見が出ましたが、本件について執行部から説明を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 異議なしと認め、執行部に説明を求めることとします。

小会します。

（午後4時35分 小会）

（午後4時37分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

それでは、本件に関し執行部からの説明を求めます。

○理事兼国保ねんきん課長（西田裕一君） 国保ねんきん課、西田でございます。

先ほど業務対応がありまして、大変失礼いたしました。

座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○理事兼国保ねんきん課長（西田裕一君） 年金額の引上げ、引下げなどについてでございますが、公的年金制度の財政の仕組みが関係すると思われまますので、制度の概略を説明をさせていただきます。

まず、公的年金ですが、現役世代が納めた保険料をそのときの高齢者の年金給付に充てる仕組みでございまして、賦課方式とか世代間仕送り方式とかとっております。財源としましては、基礎年金の国民年金の給付費については国庫負担を2分の1としております。そのほか年金積立金の運用収入も活用してございまして、安定的な年金給付を行っているというところでございます。

あと、現役世代が支払う保険料でございますが、これも大きな収入源でございますが、年金保険料の最終的な水準をですね、固定するという仕組みになってございまして、例を挙げますと、令和元年度の国民年金の保険料は月1万7000円としてありまして、これに賃金の変動率により毎年改定されるという仕組みになっております。

一方の年金の受給額のほうなんです、賃金や物価の変動に応じて毎年度改定が行われておりますが、先ほど委員さん言われましたよう

に、マクロ経済スライドというのがですね、導入を平成16年にされておりまして、財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組みでございます。具体的には、賃金や物価による改定率から現役の被保険者の数の減少ですね、と、平均余命の伸びにですね、応じて算出したスライド調整率というものを差し引くことによって年金の給付水準を調整する仕組みでございます。

最近の例を申し上げますと、令和4年度の年金受給額はですね、0.4%の引下げでございました。これはですね、物価と賃金が下落したことによってですね、マイナス改定されたものでございまして、マクロ経済スライドはですね、賃金、物価が下落したときは調整しないことになってますので、令和4年度は賃金、物価の変動率をそのまま適用したということです。

令和5年度につきましてはですね、1月に国から公表をされておりますけど、年齢によってちょっと改定率が変わっております、67歳以下の受給者の方については前年度から2.2%の引上げになっております。これは、物価と賃金が上がったことによるものですね。68歳以上の受給者の方については1.9%の引上げになっております。

ちなみにですね、物価の変動率は2.5%、賃金の変動率は2.8%でございます。

今回はですね、マクロ経済スライドによる調整が行われております。0.3%ですね。それと、令和4年度にマクロ経済スライドが発動されなかった、下落したために発動されなかった分ですね、未調整分としてですね、令和5年度に持ってきてありまして、これがやはり0.3%ですね、によって調整をしてあるということになっております。

これらの年金制度の財政につきましては、少子高齢化が進む中でですね、年金制度の長期的な給付と現役世代の保険料負担の均衡を保つための仕組みが取り入れられておりまして、それ

によって現役世代の保険料が際限なく上がることを防ぐという役割も果たしておりまして、結果的に将来の年金の給付水準の確保につながるというものが制度の趣旨ということになってるようでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（中村和美君） 何か、以上の部分について質疑、御意見等はありませんか。

○委員（友枝和也君） 令和5年度は上がるってということですか。

○理事兼国保ねんきん課長（西田裕一君） はい、そうでございます。

令和5年度はですね、今申し上げたように67歳以下の方では2.2%上がるということで、年間にしますとですね、令和4年度に比べると1万7200円上がります。令和4年度がですね、国民年金の方ですけどですね、満額を納めた方が77万8000円だったんですが、令和5年度はですね、79万5000円になります。68歳以上の方はですね、ちょっと1.9%の上昇になりますので、79万2600円プラス1万4800円ですね、年間ですね、になります。

令和3年度から4年度にかけてはですね、マイナス3100円でしたので、それに比べると大分上がってきたというところでございます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（橋本幸一君） じゃ、基本的にはあれですたいね、財源というのは1つの国保年金財源というのがあって、そこについては国が2分の1、個人が2分の1のその比率の中で成り立っていると。その中での財源の中で、結局はこのマクロ経済スライドですか、それを基本にしてから計算していくちゅうことですたいね。

○理事兼国保ねんきん課長（西田裕一君） そうですね。

○委員（橋本幸一君） それで、この財源というのが不安定にならんように確保していくとい

うことで理解してよかですね。

○理事兼国保ねんきん課長（西田裕一君） 5年に1度ですね、財政検証というのが決められておまして、100年間耐え得るかという検証をですね、5年に1度することになっております。あと、受給者についてはですね、厚生年金の例でいくとですね、所得代替率といたしまして、現役のときの所得とどれぐらいの年金額になるかというのがですね、が所得代替率というんですが、50%を確保するという目標をですね、国のほうで決めてありまして、これも含めてですね、財政検証をされるということで、それが下回る場合はですね、もうマクロ経済スライドをしないとかですね、あるいはちょっとほかのバランスを考えるとかですね、というような措置を講ずるということになっているようでございます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、採決を諮る。

○委員（橋本幸一君） 出てもらわんちゃよかつですか。

○委員長（中村和美君） ちょっと小会します。

（午後4時48分 小会）

（午後4時52分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。御意見あればどうぞ。

○委員（橋本徳一郎君） 先ほども言ったとおり、説明では若干令和5年度は上がるということですが、生活実態に合わせて考えるならば、やはり1万7000円、1万5000円程度では生活が厳しいというふうなところもありますので、年金受給者の方はその中から国保料とか後期高齢者医療保険料だとか介護保険料だとか

引かれて手元に入るということで、生活がかなり厳しいということもありますんで、ぜひ採択をお願いします。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（橋本幸一君） 確かに、今、低所得者の年金に頼ってる人は厳しい状況下にあると私も認識しておりますが、この基礎年金部分と例えば、やはりこの制度からすれば国が2分の1、それから、個人個人の二十歳以上の皆さんが2分の1という負担の中で、この賦課方式ということになれば、年金財源というのは1つのパイがあるわけで、今、その年金財源という大まかなパイもだんだん少なくなってる状況下の中で、この年金を上げるということになれば、当然若い世代の負担も上げなければいけないということもあるし、現状としてマクロ経済スライドというその方式が取られているからこそ、年金財源というのが保たれていることからすれば、令和5年度は若干上がるということでございますので、これについてはこの年金制度を守るがためにも、私はこれは審議未了でいってほしいと思います。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、ただいま、賛成と審議未了という意見が出ております。審議未了を求める意見と採択を求める意見がありますので、まず、審議未了についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本請願については、閉会中継続審査の申出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

執行部入室のため、小会いたします。

（午後4時55分 小会）

（午後5時06分 本会）

◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。このうち、教育に関する諸問題の調査に関連し3件、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連し1件、執行部から発言の申出がっておりますので、これを許します。

- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

（八代圏域障がい者基幹相談支援センターの設置について）

○委員長（中村和美君） それではまず、八代圏域障がい者基幹相談支援センターの設置について、説明願います。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉田 浩君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）障がい者支援課の吉田と申します。

八代圏域障がい者基幹相談支援センターの設

置につきまして、センターの概要や今後のスケジュール等について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、ここからは着座にて失礼いたします。

まず、このセンターの設置に係る予算につきましては、令和5年度当初予算に債務負担として計上を行っております。その額は、令和6年度から8年度までの3年間分で総額7103万7000円を見込んでおり、全額が委託料となります。

なお、歳入といたしましては、国県補助金のほか、氷川町からの負担金を予定しております。

それでは、センターの運営体制や設置に向けたスケジュールなどの具体的な内容について御説明いたします。お手元の資料、八代圏域障がい者基幹相談支援センターの設置についてを御覧ください。

スライドの2を御覧ください。

この図は、八代圏域における障害福祉に関する困り事を抱えた方々に対する相談支援体制をイメージしたものです。障害をお持ちの方だけでなく、その御家族や関係者など、様々な方々の障害福祉に関する相談は、そのほとんどを、現在、図の左上、委託相談支援事業所の3事業所が担っております。また、障害者の障害福祉サービスや障害児のサービスなど、公的サービスの利用相談に関しましては、図の左下、指定特定相談支援事業所等の12事業所が担っており、病院や施設からの地域生活への移行に関しましては、指定一般相談支援事業所の4事業所が相談を受けています。

一方で、障害に関わるより複雑な困り事を抱えておられたり、対応を急がねばならないケースなど、右上に記載しております専門性や緊急性が高いなどの相談窓口については、現在のところ未整備でありますことから、十分な支援が

行き届かない場合があります。また、指定特定相談支援事業所等に関しましても、一人体制の相談支援事業所も少なくないことから、後方支援、バックアップできる体制の整備が急務となっております。

このような課題に対応するためには、基幹相談支援センターの設置は急務であるとの声を受け、このたび設置を行うことといたしました。

次に、スライドの3を御覧ください。

これは、国が示しておりますセンターのイメージ図になります。

センターの業務といたしましては、大きく4つの業務、図の円で囲んでいる部分になりますが、まず、1つ目、円の上側、総合相談・専門相談、2つ目、円の下側、地域の相談支援体制の強化の取組、3つ目、円の右側の地域移行・地域定着、4つ目、円の左側、権利擁護・虐待防止を行います。具体的な内容については、後ほど御説明させていただきます。

また、人員体制としましては、図の中央にありますように、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職を配置することとなっております。おおむね介護保険制度における地域包括支援センターをイメージしていただければと思います。

スライドの4をお願いいたします。

令和2年4月時点のセンターの設置状況についてです。

下段の棒グラフ、設置率を御覧ください。熊本県の設置率は全国で44番目と低く、設置率は7%となっております。このため、国や県においてもセンターの設置を推奨している状況にあります。この資料では紹介しておりませんが、県内他市の整備状況といたしましては、令和元年に宇城市及び宇土市、令和3年に熊本市、山鹿市及び天草市に設置されております。

スライドの5を御覧ください。

センターは、国において目的や設置主体、設

置方法、業務内容が規定されています。

まず、1の目的といたしましては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者福祉法等に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設であるとされています。

次に、2の設置主体につきましては、市町村または市町村から業務実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う者、または特定相談支援事業を行う者とされています。

次に、3の設置方法につきましては、単独市町村または複数市町村による設置、市町村直営または委託による設置など、地域の実情に応じた設置が可能となっております。

本市におきましては、センターの設置について、人口規模やサービス利用者数、サービス事業所数等を勘案し、総合的に検討いたしました結果、本市が設置主体となり、氷川町と協力して八代圏域で運営することといたしました。このため、氷川町の住民もセンターを利用可能となるよう、今後、氷川町との協定の締結を予定しております。

また、運営方法については、豊富な業務経験、ノウハウ、人材を保有されている事業所への委託が適当であると判断し、業務委託による実施を予定しております。

なお、設置箇所数につきましては、1か所で八代圏域をカバーする予定としております。

次に、スライドの6から7までを御覧ください。4の業務内容について御説明いたします。

センターの業務は、初めにお話しした国が示す4業務で、具体的にはそれぞれ中ポツで挙げている内容となりますが、このうち、当センターにおいては、八代圏域の現状や課題を踏まえ、特に、次の朱書きの2点を中心に取り組んでいくこととしています。

まず、1つ目が、(1)総合的・専門的な相談支援の実施になります。具体的には、身体・

知的・精神の3障害や難病等への総合的な対応、また、処遇困難事例や8050問題といった専門性が高いケース、あるいは緊急支援を要する対応などです。

次に、2つ目が、(2)地域の相談支援体制の強化の取組です。中ボツ上から、一般的相談支援事業所への後方支援、サービス利用計画作成に関する計画相談支援の推進、人材育成などが取り組みます。センターが、相談支援のバックアップや相談支援専門員の人材育成を図ることで、障害者、障害児のそれぞれの特性に配慮したより適切なサービスの利用につながるものと期待しています。

当面、センターではこの2つの業務により重点を置き、取り組む予定としております。

続けて、スライド7の下のほうを御覧ください。

5の人員体制につきましては、地域の実情に応じ、相談支援の中核的な役割を担う機関としての必要となる人員として、有資格者の相談支援専門員3人程度と事務補助員一人程度を配置予定です。

次に、スライドの8をお願いいたします。

この図は、国が示す重層的な相談支援体制を表しておりますが、取り巻く環境や支援の在り方も多種多様化する中で、より効果的で継続的支援を行っていくため、3層構造による支援体制の充実が求められています。この図の中、一番上の第3層、地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発などの部分をセンターが担います。あわせて、第2層、第1層部分についても、センターがバックアップ体制を講じることとなります。

最後に、設置に向けたスケジュールについて、スライド9で御説明いたします。

設置方法及び契約期間につきましては、令和6年度から8年度までの3年間の業務委託による実施を予定しております。これは、第7期八

代市障がい福祉計画と合わせており、令和6年4月1日の運営開始に向け、令和5年度中に公募による事業者選定を予定しております。

以上が、八代圏域障がい者基幹相談支援センターの設置についての説明となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(中村和美君) 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員(橋本徳一郎君) 構想としてはすごくいいなとは思いますが、具体的に相談できる人間がどれだけ確保できるだとか、そういったものの課題がかなり大きいかなというふうに思うんですね。障害者の方の生活実態をどれだけ知ってる方がいるかというのが一番大きい課題だと思うので、その体制づくりというか、課題にも人材育成というのがありましたけども、その辺をどう具体化されるのかなというのがちょっとこの資料から分からなかったんですけど、ありますか。

○障がい者支援課長(障がい者虐待防止センター所長兼務)(吉田 浩君) 今、御質問にもありましたように、相談支援の部分、大変厳しい部分がございます。今、八代圏域に26人の相談員がおられます。ただ、サービスの利用者数も大変多い状況になっておられますので、相談員そのものはなかなか厳しい状況というのは間違いない状況になります。

しかしながら、私どものほうといたしまして、この基幹相談支援センターの部分につきまして、体力のある法人さん、あるいは相談支援専門員を一定数用意しておられるところに基幹相談支援センターの設置につきましての説明のほうを行っております。その中で各法人さんにおかれましても、厳しい状況ではあるけれども地域に貢献したい、地域の障害の皆様に寄り添った対応をしたいということで、人員の確保とかそういったところを発言をおっしゃったところもあられますので、そういったところ再度協

議を行うなどして、体制づくりのほうに努めてまいりたいと思っております。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（橋本徳一郎君） 専門員の方に頑張ってもらおうというのはそうなんでしょうけど、それ以外に地域の方々の理解が深まるというのが一番大きいんですよね。そこが、そういう地域の方に障害者の生活というか、困り事というか、そういったところを裾野で広げていくっていうのも取組が必要だと思うので、ぜひそっこのほうもですね、行政としては取り組んでほしいなと思ってます。

以上です。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほか、質疑とか御意見ありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） 対象となる年齢の方ってというのは、もう全年齢になるんですかね。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉田 浩君） こちらにつきましては、障害をお持ちの方、あるいはまた障害の程度が見込める方ということになりますので、年齢につきましては幅広く対応したいということと考えております。

○委員（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

それと、プロポをされるということが書いてありましたので、平等性、公平性をですね、業者さんが入られるとは思いますが、そこら辺をしっかりとできるようにお願いします。

意見です。

○委員長（中村和美君） ほかございませんか。

○委員（橋本幸一君） 業務委託をされるということですが、結局、設置場所については八代市内と、その辺はある程度確保されておっつですか。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉田 浩君） まだ場所につき

ましては確保のほうには至っておりません。

しかしながら、障害当事者団体とか、計画相談員とか、皆様から意見を聴取する中では、利便性の部分、そういった部分も考えまして、八代市役所の本庁舎内であったり、あるいはこの近辺というお声のほうをいただいております。

以上です。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（橋本幸一君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかに何か。

○委員（大倉裕一君） 基幹相談支援センターの設置に当たって、国からの委託金というんですかね、財源的なサポートがあるんですかね。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉田 浩君） こちらにつきましては、障がい者支援課のほうで所管しております中で地域生活支援事業というのがございます。その中に地域生活支援センター機能強化事業というのがございまして、そちらのほうを活用する予定としております。

○委員（大倉裕一君） 補助率的にいくとどれぐらい、何分の何とか、上限がどれだけだとかってというのはないんですかね。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉田 浩君） 上限のほうはございませんが、国2分の1、県4分の1というふうにはなっております。

○委員（大倉裕一君） 財源は分かりました。

委託というところですね、行政のほうがあるがもう外部に任せ切りというような形になるのが一番心配されるところで、行政が本来やらなければいけない部分というのをしっかりと、もう1回押さえていただいた中ですね、この基幹相談支援センターですか、というところに整備を図っていただきたいなというふうに思います。そこは期待してある部分ですので。

○委員長（中村和美君） 意見ですね。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（橋本幸一君） このあれは、以前、八代市議会で前の改選前に八代東高等学校の裏手のほうで何か——かんね障害者地域活動支援センターの、そこで話が出た、この施設じゃなかったですかね。御存じないですかね。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉田 浩君） 令和元年か2年の文教福祉委員会の調査の中でお話が出た。

○委員（橋本幸一君） 何か基幹センターか何かという話がたしか、私も頭の片隅に残っておりますが、その設置をぜひしていただきたいというような、それがこのあれですか。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉田 浩君） 今おっしゃっている部分になります。あのときのお話がこの基幹相談支援センターになります。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（橋本幸一君） はい、結構です。

○委員（金子昌平君） 地域の相談支援体制の強化の取組のところに、行政や関係機関との連携ってあるんですけども、これは障害者、障害児の方は特に病院等々に通われてる方、多くいらっしゃるんだろうと思いますけど、病院との連携もここに含まれるということによかったですかね。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉田 浩君） 病院とかの医療機関等も含まれます。

また、先ほど委員のほうからもありました、いわゆるチェック体制のような部分になりますが、こちらにつきましては障害福祉サービス事業所、医療、教育、保健等で組織します八代圏域障がい者自立支援協議会というのがございます。そちらのほうでもチェック体制であったり、報告をするようにということで、国のほうが求めておりますので、そういった部分でも医療機関との連携を図っていくということになり

ます。

○委員（金子昌平君） 度々ですね、いろんな支援事業をされていると思うんですけど、その申請するに当たってですね、障害者の方の様子を、度々各窓口で1回1回説明しなきゃいけないような状態があるかと思うんですけど、そのヒアリング等々を含めてですね。そういった情報を何か病院のほうからもいただいて、皆様が先に情報共有してればですね、ちょっとスムーズな展開がいけるんじゃないかなというところもあるんですけども、その辺はどんなというか、要望。

○委員長（中村和美君） 何かありますか。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉田 浩君） 医療機関からの情報という部分につきましては、なかなか難しい部分もあろうかと思えます。しかしながら、その中で対応できる部分につきましては、基幹相談支援センターも整備する部分がございますので、そういった部分、ワンストップの窓口になるような形で進めていきたいというふうには考えております。

○委員（金子昌平君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、八代圏域障がい者基幹相談支援センターの設置についてを終了します。

執行部入替えのため、小会します。
（午後5時25分 小会）

（午後5時26分 本会）

・教育に関する諸問題の調査

（八代市学校給食施設基本計画について）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、八代市学校給食施設基本計画について、説明願います。

○理事兼教育政策課長（田中智樹君） 教育政策課の田中でございます。

八代市学校給食施設基本計画の策定について、御説明していきたいと思っております。

座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○理事兼教育政策課長（田中智樹君） 現在、本市が取り組んでおります学校給食施設の再編統合についてですね、今後の整備手法などを検討しまして、八代市学校給食施設基本計画として取りまとめを行いましたので、その内容について、概要版ということで概要について御説明をしていきたいと思っております。

それでは、早速説明のほうに入っていきたいと思っておりますけれども、まず、1番目の本市の学校給食施設を取り巻く現状でございます。現在、市内の学校給食施設は、学校給食センターが6施設、それと、各学校に併設しております単独調理場が8施設、合わせて14施設でございます。1日約1万1000食を提供しております。調理場の半数以上は築30年以上が経過しておりまして、大部分が市町村合併前の調理場をそのまま引き継いでいるため、施設の老朽化や最新の衛生基準への対応等が困難になっている状況でございます。

また、少子化が進む中、児童生徒数についても今後も減少が続く見込みであることから、市内の給食センターと単独調理場を再編統合しまして、効率的な運営を行うことを目的に、この計画を策定しております。

あわせて、アレルギーを持つ児童生徒も年々増加しておりますことから、その対応も必要となってきております。

これまでの取組としまして、平成28年に八代市学校給食施設あり方検討会というものを設けて、そこからの提言を受けまして、令和3年度に八代市学校給食施設再編整備方針を決定いただいたところでございます。

そこで、今回の計画を策定する前提条件としましては、市立の小中学校に通う児童生徒数を推計したグラフを掲載しております。現在の約9200人から減少傾向が続きまして、2040年、令和22年には約6000人程度になるという見込みを立てております。

2番目の学校給食施設の基本的な考え方でございますけれども、本市が抱えます学校給食施設の課題としまして、大きく5点が挙げられます。まず1つ目に、適正な施設数と配置の検討が必要ということで、先ほど申し上げましたとおり、給食センターと単独調理場、合わせて14施設で運営しております。将来の人口減少や1人当たりの床面積の増加、施設の総量、総数、数ですね、と、維持管理費用の削減を目的に、適正な施設数、それと、配置の検討を行う必要がございます。

2つ目に、ライフサイクルコストの縮減でございます。ただいま申し上げました適正な施設の数と配置の検討に加えまして、学校給食施設の整備に関する費用全体の縮減に努めなければならないということでもあります。

3番目には、法制度等への対応ということで、こちらは、学校給食衛生管理基準に対応するために、現在課題となっております主な項目としまして、調理場の作業環境のドライ方式への対応、それと、汚染作業区域と非汚染作業区域の明確な区分け、空調設備の完備がございません。本市の給食施設は、施設設備ともに老朽化しており、手狭であることから、作業方法の工夫によって、現在、ウェット方式をドライ運用とすることや区域の境目に調理台などを置きまして区分したり、スポットクーラーなどを設置することによって調理場の作業環境改善を図っておりますが、抜本的な改善には至っていないという状況でございます。

4つ目に、施設の老朽化、劣化の解消ということでございます。

5つ目は、食物アレルギー対応の推進ということで、食物アレルギーを持つ児童生徒の数は年々増加傾向にあります。アレルギー源の混入を防ぐためにも、専用の調理室や設備の設置が必要ではございます。

これらの5点を踏まえまして、本市の学校給食施設の整備に対する基本的な考え方と方針としましては、四角で囲んでおりますとおり、衛生的かつ効率的な学校給食施設を整備し、安全・安心な学校給食を提供するということといたしております。

右側の3番です。新学校給食センターの整備内容の検討というところを御説明いたします。

まず、新しい学校給食センターの導入機能の検討については、何よりも安全を重視しまして、衛生環境の早期整備を最優先に考えております。主な導入機能としましては、衛生管理の徹底を図るとともに、食物アレルギーの専用室の設置や食育などの学校給食が持つ教育効果のほか、施設の整備や維持管理に係るコストの縮減を掲げております。

では、その建設予定数とエリアなんですけれども、まず、昨年度決めました整備方針では、整備箇所を3か所と定めておりました。今回、新たに整備する場所は、市の北部エリアと南部エリアの2か所としまして、残りの1か所については、現在、東陽、泉地域の小学校、中学校に配食を行っております東陽給食センターを当分の間は継続運営していくこととしております。また、泉第八小学校については、配送時間の関係でどうしても統合ができないことから、今後も単独施設で継続運営をしていくこととしております。

具体的な建設エリアの選定の条件なんですけれども、右側の地図を見ていただきますと、学校給食衛生管理基準によりますと、調理後2時間以内で子供たちの喫食が求められてますことから、地図にピンク色で示しております主要幹線

道路沿いのおおむね200メートル以内のエリアを基本としまして、効率的な配送を行う必要があると考えました。加えまして、住宅地などの用途地域や、農業基盤整備地域などの開発除外区域、また、農業振興地域などにも配慮しまして、防災面におきましても浸水想定区域や土砂災害警戒区域等にも配慮する必要がございます。これらの条件の下、新たに建設するエリアは、全市的な配置のバランスや給食の配送時間を考慮しまして、地図で緑色で囲んでおります、現在の鏡支所を中心とした北部エリア、地図の下の方、南部の方なんですけれども、中北町から大福寺付近を区域とした南部エリアの2つのエリアを選定いたしております。

では、提供する食数の検討としまして、将来の児童生徒数の推移に加えまして、幼稚園の園児数、栄養士や給食センターの関係者や教職員の人数の動向を加味した上で、必要な提供食数を算出いたしております。現在、約1万1000食を提供しておりますが、先ほどの児童生徒の人口減に合わせたところで、2040年、令和22年には約7300食程度というところで見込んでおります。ただ、こちらについては、幼稚園児の数やセンターの関係者と教職員の数は、見込むことがちょっと困難ですので、現在の数をそのまま見ております。

では、次のページの再編整備のスケジュール、規模等の検討した結果なんですけれども、これらを基にしまして検討した結果、最初に整備を行うエリアを南部エリアといたします。配送する区域は、代陽小学校の配送校と麦島センター、南部センター、西部センター、坂本町の八竜小、坂本中、それと、市内の第一中学校としまして、約6000食の給食提供が可能な、仮称でございますけれども新南部センターとして整備を進めていきたいと考えております。整備いたします期間は、令和5年度より令和8年度までの4か年間で、供用開始は令和9年の9月を

予定しております。

次に、南部エリアの整備が完了しました後に、北部エリアの、仮称でございますが新北部センターの整備に着手していきたいと考えております。配送区域は、第一中学校を除く現在の中部センターの配送校、それと、鏡小、有佐小、文政小、鏡中学校といたします。提供します食数は、現時点では、差し引いた約2500食を予定しておりますけれども、段階的な整備を進めるため、再編の過程において、児童生徒数の人数の状況によりまして、提供いたします食数や配送校を弾力的に変更しながら対応することとしております。

先ほど申し上げました配送校の中に千丁の校区の配送校がなかったと思いますけれども、そちらのほうは、その人数の規模次第で南部センターに吸い込むのか、北部センターのほうで提供するのかというふうに弾力的に考えているところでございます。

なお、この北部のほうの供用開始は、令和13年の9月を見込んでおります。

東陽の給食センターにつきましては、当分の間、継続運用してまいります。今後の児童生徒数の変化や施設の老朽化の具合などによりまして、柔軟に変更していきたいと考えております。

南部エリアのほうから先に整備いたします理由といたしまして、現在の給食施設の耐震性や老朽化の進み具合など、安全性の確保を最優先にすることと、対象となる配送校のほとんどが、現在でもセンター方式による給食提供を行っておりますことから、スムーズな移行が可能であると考えたところでございます。

逆に、北部エリアにつきましては、現在、単独調理校の施設での運営がほとんどでありますことから、関連業者との食材調達に関する調整だとか、保護者に対する丁寧な説明など、相当な時間を必要とするということから、先に南部

エリアのほうから整備をしていくということといたしております。

また、財政負担の面からも、合併特例債などの有利な起債を活用できる期限が迫っておりますことから、整備費用が多額となる南部エリアの整備を先行することで有利な起債を活用することができ、財政面での軽減を図っていききたいと考えております。

今申し上げました内容を年次ごとに表したのが、中ほどの整備スケジュールの表でございます。南部エリアの仮称新南部センターを令和5年度より着手しまして、令和8年度末の完成、その後、令和9年度より、北部エリアの仮称新北部センターの整備に着手しまして、令和12年度末の完成を目指すというところで、令和13年度、年度途中からは、東陽給食センターを含めた3センターでの運営を想定しております。

次に、これらに係ります概算の整備費用でございますが、施設整備計画や基本的な条件を基に、比較検討を行うため試算した概算整備費用でございますけれども、従来より行われている公設公営によりまして工事発注手法により整備した概算の整備費用は、新南部、新北部センター合わせまして約50億円、同様に、設置後15年間の維持管理・運用費用については、2センター合わせて約80億円と試算をしております。こちらにつきましては、用地の購入だとか、その造成、また、消費税等については含めておりません。御存じのとおり、現在も物価高騰の折であるために、詳細については、具体的な建設計画が決定した時点で再度精査をしていきたいと考えております。

次に、市場調査を実施いたしております。こちらは、民間事業者の事業の参入の可能性を把握することを目的にしまして、大手の建設企業、運営企業、厨房機器のメーカーへ、事業内容とその事業手法に関するアンケートを実施い

たしております。

まず、1つ目の丸印でございますけれども、PFI等の官民連携手法の活用について、大手建設企業や厨房機器メーカーでは、全社が取組に前向きな回答でございました。

一方で、施設の運営を行います運営企業のほうは、4社にアンケートをお願いしましたところ、一社のみが前向きな回答にとどまっております。その主な理由としましては、運営期間を15年と長期になれば、期間内の物価の変動、また、児童生徒数の減少などが大きなリスクとなるなどの意見がありました。

2つ目の丸印で、従来の個別の発注方式と官民連携の一括発注方式についての事業期間について尋ねておりますが、一括発注のほうが、設計及び建設期間について約5か月程度は短縮ができるという回答が得られております。

3つ目の丸印は、八代市内の建設事業者へ、事業参加の意向について、建築部門のAクラスの全14社の皆様へアンケートを行いましたところ、6社からの回答がありまして、うち3社からは、この官民連携手法に対し前向きな回答でございました。このほかの意見としまして、官民連携で実施する場合は、地元企業の参加が評価される仕組みや地元企業の参加を条件にしてほしいなどの意見がございました。

続いて、3ページの5番目です。最適事業手法の適正評価というところですが、最後に、給食センターの整備に当たりまして、事業手法、いわゆる発注方式ですね、の比較と評価を行っております。

事業手法の比較をするに当たりましては、過去に給食センター整備で採用実績がある事業手法の特徴を踏まえた上で、従来方式、DB+O方式、PFI方式の3方式にて比較を行っております。また、完成後の施設の運営期間の設定としまして、ほかの自治体の採用事例等を考慮しまして、また、設備の耐用年数などの観点か

ら、15年間というところで評価をしております。それぞれの方式につきまして、資金調達からリスクの分担、コスト、事業完了までの本市の業務負担や事業スケジュール、VFMと呼ばれる財政縮減効果について評価を行っております。評価におきましては、特に重視した項目としまして、太線の枠で囲んでおります事業スケジュール及び財政縮減効果でございます。

まず、事業スケジュールを見ていただきますと、従来方式、公設公営の方式なんですけれども、基本設計や実施設計を実施しまして、それが完了した後に予算化し、分割発注等により入札を行うため、供用開始までに最短で約3年6か月程度を要しまして、もし、入札不調等が続けば、さらにこの事業期間が延びることが予想されます。

真ん中のDB+O方式——デザインとビルドプラスO、オペレーションなんですけれども、このDB+O方式では、本市が行います要求水準書の作成や事業者が行いますチーム組成など、発注側も受注側も事前の事務手続に一定の期間を要しますが、設計と建設を一括で行い、並行しながら運営事業者、オペレーションのほうを別途選定を並行で作業していくということで、従来方式やPFI方式に比べますと3か月程度の短縮が可能となりまして、期限が迫っております合併特例債などの有利な起債を、従来方式に比べますとより確実に活用することができると考えております。

3つ目のPFI方式では、ただいま説明しましたDB+O方式に加えて、維持管理や運営委託までも一貫して発注することはできますものの、各企業間の組成、組合せですね、や、事前の事務手続などに、先ほどのDB+O方式よりも多くの時間を要することから、事業開始までの期間は従来方式と同程度となってしまうということで評価をいたしております。

次に、財政縮減効果、VFM、バリュー・フ

オー・マネーなんですけども、建設費とその後の15年間の運営費を比較したものでございます。

従来方式での概算費用、約130億円でございますので、これと比較しますと、真ん中のDB+O方式では約124億円と見込みまして、その縮減効果は4.4%に当たります約6億円と見込んでおります。

同様に、PFI方式では約127億円を見込みまして、縮減効果は2.1%の約3億円と見込んでおります。

これらを総合的に評価しますと、各方式においてそれぞれのリスク面やコスト面、市の業務負担などで、一時的なメリット、デメリットはありますものの、今回重視しております事業スケジュールや財政縮減効果、さらに、財源確保の面においても有利な地方債を確実に活用可能となる点において、DB+O方式が、ほかの方式よりすぐれていると判断したところでございます。

加えて、事業規模や将来の児童生徒数の変動を考慮しましても、DB+O方式のように完成後の運営事業を別途発注としたほうが、PFI方式よりも柔軟性が高く、効率的な事業運営とすることができるかと判断いたしました。

このような理由によりまして、今回の学校給食施設の整備に係る最適事業手法については、真ん中のDB+O方式の導入が最も効果があると評価いたしておりますが、事業の実施に当たりましては、地元の建設企業を構成事業者として参画いただくことを条件とするなど、地元事業者の事業機会の創出や地域経済化の活性化についても併せて確保していきたいと考えておるところでございます。

簡単ですけど、以上が概要の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） 本件について何か質

疑、御意見等はありませんか。

○委員（大倉裕一君） 中部給食センターはもうそのまま、現状のまま継続をしていくということではいいわけですね。

○理事兼教育政策課長（田中智樹君） 最初にその南部エリアを整備しますときに、中部給食センターのほうはまだそのエリアのほうには一旦含めず、継続の運営をしていって、北部エリアの整備をしますときに、先ほど申し上げました児童生徒数の動向を考慮するときに、先ほど、千丁も申し上げましたけども、中部エリアについても調整を行っていきいたいということで、しばらくは中部エリアは単独で北部エリアのほうに含めるというような形で、最初の南部エリアの配送校には含めないということで考えております。

ただ、第一中学校については、小学校との給食の関連からもございますので、新南部センターのほうに配送校を切り替えるという計画でおります。

○委員（大倉裕一君） 最終的には、2センターという形に持っていくということですか。その中部エリアも北部エリアのほうに入れ込む可能性もありますよということではいいんですか。

○理事兼教育政策課長（田中智樹君） そうでございます。2つに取り込みまして、東陽の給食センターも併せて当分の間は継続ということで、整備方針にありました3施設プラス泉の第八小学校という形で持っていきたいと考えております。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） スケジュールを見ますと、非常に人口というか、生徒数の減ですね、に対応されてるような感じで、非常に考えられてるなということを思いました。

実際、この新しい南部のセンターが令和9年度を目標ですかね、されてるということなんですけど、今、既存のですね、業者で協力してる

業者ですね、給食にですね、の業者で影響を受ける業者ってどのくらい、どういうことが考えられますか。

○理事兼教育政策課長（田中智樹君） 説明の中でも申し上げましたとおり、新南部センターでの配送のエリアは、現在でも給食センター方式で給食を提供している関係で、そこに食材等の提供をしております事業者さん等も今の状況とほぼ変わらないのじゃないかなということでおります。

○委員（中山諭扶哉君） その業者がどのくらいありますかということなんです。

○理事兼教育政策課長（田中智樹君） まず、青果物を納めます事業者さんですね、それと、魚とか肉類を納められる事業者さん、それと、お米、御飯ですね。これは熊本県の学校給食会からの委託を受けておられる事業者さんがおられます。それぞれが納入組合というものを結成されておられますので、その組合のほうを通じて納入いただいているということで、大きく分けますとその3つぐらいかなと考えております。

○委員（中山諭扶哉君） 今から4年後ということで、恐らくその納入組合の方たちですかね、今のある部分を、恐らく設備投資とかそういう面が影響してくるといふふうに思うんですよね。配送者にしてもそうですし、設備にしてもそうですし、結構影響してくるんじゃないかなというふうに思います。そこら辺のヒアリングとか、今、どのくらいぐらいされてる状況ですか。

○理事兼教育政策課長（田中智樹君） そのいわゆる外部の事業者さんにつきましてはですね、今回のこの基本計画が正式に決定しました後にですね、順次その事業計画等を説明するということで、現在のところはまだそちらのほうにはお話しはいたしていないところです。

○委員（中山諭扶哉君） 4年というスパンは、恐らくいろんな設備の償却等を考えても、

長くはないんですよ。だから、できればですね、もう今の段階で話せる部分はですね、スケジュール的なことは話をしといていただきたいというふうに思います。そうしないと、例えば設備投資考えたときに、この4年間、そのまま設備投資をしないでいい部分と、どうしてもしなきゃいけない部分があると思うんですよ。その辺のやっぱ会社さんの都合というのもあるというふうに思いますので、状況がちょっと変わるといふことはですね、伝えていただきたいなというふうに思います。それは意見です。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、八代市学校給食施設基本計画について、終了します。

・教育に関する諸問題の調査

（学校プールのモデル事業実施について）

○委員長（中村和美君） 次に、学校プールのモデル事業実施について、説明願います。

○教育施設課長（稲本健一君） 教育施設課より、学校プールのモデル事業実施について御報告させていただきます。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○教育施設課長（稲本健一君） 教育施設課では、令和5年度から学校プールのモデル事業を実施したいと考えております。

それでは、概要について説明させていただきます。

送付資料の1の学校プールの現状と課題を御覧ください。

まず、現状についてですが、学校プールは、建設後30年以上を経過しているものが7.2%あり、プール槽やプールサイドの劣化やろ過機などの機器の故障により、けがや急な故障による使用中止が発生し、老朽化が顕著となっております。

次に、課題を御覧ください。プールの施設の老朽化が進み、改築や大規模な改修が今後必要となる中で、施設の共有化等による施設運営の効率化を図り、計画的に実施していくためには、現在の1学校に1プール設置については、現在の1学校に1プール設置について、プールの在り方を検討する必要があります。

2の他市等の状況を御覧ください。

全国的に同様な課題を抱えている自治体が多いことから、自治体の先進地事例として、年間稼働率の低いプールの集約化への取組が増えてきています。県内においても、熊本市が令和4年度から民間プール利用のモデル事業を開始しました。熊本市では、令和4年度、民間プールを利用し小学校2校を、令和5年度においては、民間プールを利用し小学校4校と近隣中学校のプールで小学校1校を共有利用する方法で、前年度から3校を追加してモデル事業を行う予定とされています。

3のモデル事業の実施を御覧ください。

本市のプールの稼働率ですが、授業数は1人当たり10こま、1か月程度の使用でした。10か月から、多いところで11か月は使用していない状況です。

このようなことから、本市においてもプール施設の集約化、共有化に向け、①の近隣校利用、②の市有プール利用、③の民間プール利用を令和5年度に3校をモデル校として実施し、将来的な学校プールの機能集約化の可能性について検討したいと考えております。

次のページの検証の主なポイントを御覧ください。

検証の主なポイントとして、児童側から、授業が楽しいか、移動の負担、泳力への影響、学校側から、安全性、着替えの方法、教職員の負担、指導力への影響、学校運営、連絡体制、民間事業者側から、安全性、受入れ体制、指導方法、連絡体制、行政側から、安全性、費用面など検証したいと考えております。

次のモデル校を御覧ください。

①の近隣校利用のモデル校は弥次分校で、金剛小学校のプールを利用し、移動はスクールバスを使用します。

②の市有プール利用のモデル校は文政小学校で、学校の近くにありす鏡市営プールを利用し、移動は徒歩となります。

③の民間プール利用のモデル校は有佐小学校で、民間プールを利用し、移動は民間プール事業者のバスを使用します。

モデル事業の実施に当たり、移動時間を要するため、授業時間の短縮となることを考慮し、インストラクター指導を導入することで泳力向上を図ることとしております。また、移動、更衣時間を考慮して、2こま連続で実施する予定です。

次の想定されるメリット、デメリットを御覧ください。

想定されるメリットとして、教職員負担軽減、インストラクター指導による泳力向上、習熟度のレベルによる指導が可能、教員の指導力向上、設備点検の維持管理、補修・改修費のコスト減、想定されるデメリットとして、移動に要する時間増、それに伴う教職員の負担増、連続した授業時間による体力的負担、民間委託によるコスト増、民間事業者廃業等のリスクなどが考えられます。

最後に、4の検証に基づいた今後の整備方針を御覧ください。

今回、モデル校について検証し、効果が多いと判断できた場合は、1学校1プールからの見直しを保全計画の中に位置づけ、各学校について集約化、共有化について検討を行い、プールの再編を進めていきます。なお、集約化や共有化ができない学校については、従来どおりプールの整備を実施していきたいと考えております。

モデル校の検証結果については、次年度の夏

以降になります。また時間をいただきまして、報告させていただきます。

以上、御報告させていただきます。

○委員長（中村和美君） それでは、委員長よりお願いがあります。先ほどの予算質疑と重複する質疑はなるべく御遠慮願います。

それでは、本件について何か質疑、意見等がございますか。

○委員（中山諭扶哉君） プールの件なんですけど、実際、日奈久は中学校のプールが使えないで、小学校をずっと使っているんですけど、そこら辺の意見って何か出てきてますか。

○教育施設課長（稲本健一君） 同一敷地に日奈久小学校と日奈久中学校でプールが同一敷地の中に2つありました。中学校のプールのほうがかなり老朽化が進んでおりましたので、今、小学校のプールで共有利用というところで使用させていただいてます。そのときに、使用したときにですね、学校の意見をお伺いしました。そのときになんですけども、意見をお伺いしたときに、やっぱり低学年、中学生の生徒が小学生を教えたりとかというような共同のですね、そういうふうな授業ができたとかいうお話も、その当時はお伺いしたところです。

悪い意見というところで何か出ましたかというところでは、正直ありませんでした。

ただ、もう一つ、教職員の先生の負担が減ったというところがありました。やはりプールを維持管理するに当たりまして、毎日水の点検を、水質の調査というところがあります。それと、プールシーズンになった場合には、プールの掃除をというところで、やっぱり生徒数が減ってきて、先生たちもかなりの先生が減ってきているというところもありまして、どうしても学校の維持管理等、先生たちの負担というのが増えてきているものですから、その点につきましては、学校としても賛成だったというように意見をお聴きしたところです。

今現在どうなのかというのは、すみません、その当時のお話なんですけども、というお話です。

すみません、以上、お答えとさせていただきます。

○委員（中山諭扶哉君） はい、ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、なければ、学校プールのモデル事業実施についてを終了します。

・教育に関する諸問題の調査

（八代市立博物館未来の森ミュージアム大規模改修工事について）

○委員長（中村和美君） 次に、八代市立博物館未来の森ミュージアム大規模改修工事について、説明を願います。

○理事兼博物館未来の森ミュージアム副館長（松村哲治君） 博物館の松村でございます。お疲れさまでございます。

それでは、八代市立博物館未来の森ミュージアム大規模改修工事について、着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○理事兼博物館未来の森ミュージアム副館長（松村哲治君） 資料のほうを御覧ください。

博物館施設は、31年を経過しまして、施設設備の老朽化により、空調の自動制御ができないなど不具合が生じております。

これまで博物館では、博物館資料の適切な保存展示環境を維持してまいりましたが、近年の高温多湿の自然環境の変化に、現在の空調設備では対応できず、館内の展示環境等の温湿度管理に大変苦慮しているところでございます。

なお、これまで当館で部分的な機器の更新は

行っておりますが、全面的な改修は行ってないところでございます。

施設改修におけますこれまでの経緯でございますが、令和2年度におきまして、施設設備の老朽化度合いを確認するため、劣化度調査を実施いたしました。その結果、設備機器の8割は5年以内の改修が望ましいとの報告を受けております。

下のほうの写真を御覧ください。左側3枚の写真は、現在の空調機器類でございます。大きい目の写真が、1階展示室及び2階エントランスの空調機でございます。このような空調機が、館内に数か所設置されております。

また、右側上の写真は、館内空調機の自動制御装置でございます。白く囲ってある部分、外気温度がマイナス19.6度と、正しく表示されていないことが確認できます。現在、館内の各展示室や収蔵庫などの温湿度を確認し、手動で調整を行っているところでございます。

また、その下、来館者用と収蔵品運搬用のエレベーターでございます。いずれも油圧式で、現在、保守部品の生産が終了となっており、今回、取替え改修を計画しているところでございます。

一番右の写真は、雨漏りによる天井の汚損の状況でございます。

これらが、改修が必要と考えている部分の主なものでございます。

左側中段の青色細線の丸囲みのところに戻っていただきます。よろしく申し上げます。

博物館施設の機能を適切に維持しまして、施設の長寿命化を図り、市民に本市のすばらしい歴史・文化遺産である博物館資料を安全に、また、快適に観覧していただくために、空調機をはじめ、耐用年数を超過した設備機器などについては抜本的な改修が必要であると判断いたしまして、併せまして、照明機器のLED化やトイレ環境等のユニバーサルデザイン化、防犯・

防災設備機器の更新、屋根防水改修など、施設の維持に必要となります大規模な施設改修を計画したところでございます。

次に、2、令和4年度の実行といたしまして、更新を予定する設備機器類についてのその方式や改修についての基本的な内容を定める基本設計業務を実施いたしております。基本設計業務の委託料が451万円でございました。

次に、3、令和5年度の実行と改修スケジュールでございますが、まず、令和5年度の実行といたしまして、①改修を行います設備、建築、それぞれの実行設計を行いたいと思っております。設備、建築合わせまして、予算額で2783万6000円でございます。

②現在、館内に保管しております博物館資料は約2万7000点ほどございますが、それらの工事期間中の移転先や保管・管理方法について決定し、その準備を行います。

改修のスケジュールにつきましては、右側、案として記載しております。令和4年度、基本設計、令和5年度、実行設計を行いまして、令和6年度からの工事施工を計画しております。できるだけ集中的に工事を行いたいために、工期は2年程度、令和6年度、7年度で実施したいと考えております。

それでは、また真ん中に戻っていただきまして、③でございます。工事期間となる令和6年度、7年度は、展示ができなくなるため、施設は休館となります。そのため、令和5年度は、休館中、博物館として実施できる事業について検討を行うことといたしております。

現時点で考えられるものを、右側、4、休館中の博物館の取組案として挙げております。まず、博物館に保管する資料の中には、未調査のものや未解説、詳細な資料解説を作成していない資料がまだまだたくさんございます。このような資料につきまして、将来的に市民の皆様にご覧いただく御紹介や活用ができますよ

う、この休館期間を活用して未調査資料の調査・研究を進めたいと考えております。

また、出前講座や出張博物館、講演会の実施など、館外における教育活動、さらには、再開館以降の充実した特別展覧会の開催の準備などを行いたいと考えているところです。

以上で八代市博物館未来の森ミュージアム大規模改修工事についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か質疑、意見等はありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） おおよその改修費用って分かりますかね、大体どのくらいぐらいか。

○理事兼博物館未来の森ミュージアム副館長（松村哲治君） 実施設計が来年でございますので、正確はものはまだ確定しておりませんが、また、2年間の間にどれだけ工事をするのか、できるのかというのがあります。それも調整中でございます。ただし、来年度、実施設計を行いますので、その工事についての概算工事費といたしまして、こちらで見込んでいるのが10億を超えるものというふうに見込んでおります。

○委員（中山諭扶哉君） 考えられる財源等、あれば教えてほしいんですけど。

○理事兼博物館未来の森ミュージアム副館長（松村哲治君） 財源を大分探しまして、補助金等を探しておりますが、文化庁に消化あるいは防災に関する補助金が一部ございます。ただ、対象金額もすごく少ないですし、今回の事業のほんの一部になりますが、その活用はできると。それ以外には、合併特例債を活用したいと考えております。

○委員（中山諭扶哉君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 空調とか、大分劣化

してるということだったんですけど、これまでそういうものを見直すって、改修するっていう計画とかはなかったんですか。

○理事兼博物館未来の森ミュージアム副館長（松村哲治君） 具体的には契約につきましては今回が初めてでございます。大体、公共施設、いろんな設備の不具合が出た後に改修していくっていうのが多くございまして、ただ、台風であり、あるいは地震であり、そういうものの後、点検を行いまして、改修工事を行っていたというものでございます。

空調につきましては、今回初めて抜本的にまた機器を入れ替えるなどを行いたいというふうに考えております。

○委員（橋本徳一郎君） こういう写真とかを見せてもらおうと、温度センサーの問題かなというふうな部分的なこととも言えるかなと思ったんですけど、その辺はですね、モデルが古いというのもあって、保守の対象外じゃないということの判断でいいんでしょうか。

○理事兼博物館未来の森ミュージアム副館長（松村哲治君） 空調機につきまして、この写真にある熱源機等は、ずっと定期的に点検を行っております。点検を行って補修という形になります。点検を行って補修という形になります。何年か置きに、5年、10年置きにやはり不具合が出てきまして修繕を行います。保障というものは無いというふうに考えております。

○委員（橋本徳一郎君） いやいや、保障じゃなくて保守です。

○理事兼博物館未来の森ミュージアム副館長（松村哲治君） 保守につきましては、保守点検という形で業者と契約いたしまして、点検をしていただくというふうには実施しております。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（橋本幸一君） 収蔵品はどうするとですか。いろんな内容によっちゃ、かなり慎重にしとかんといかん収蔵品もあつと思うんです

が。

○理事兼博物館未来の森ミュージアム副館長（松村哲治君） ありがとうございます。我々も収蔵品が一番心配でございまして、先ほど申しましたが、約2万7000点ほどございます。物によって大事なもの、温度、湿度、物によってですね、いろんな基準も違いますし、そういうものを考えながら管理していかないとはいけません。工事のとくにできるだけ動かさない、館内で移動させて工事をしたいというふうに考えております。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（橋本幸一君） 分かりました。結構です。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、なければ、八代市立博物館未来の森ミュージアム大規模改修工事についてを終了します。

執行部は御退室ください。

（執行部 退席）

○委員長（中村和美君） 当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査をする必要を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって文教福祉委員会を散会いたします。

（午後6時19分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年3月14日

文教福祉委員会

委員長